

令和5年度包括外部監査結果に関する  
措 置 状 況 報 告 書

監査内容：「外郭団体に係る財務事務の執行及び事業の管理について」

令和6年11月

公表監第4号

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査人から提出された包括外部監査の結果報告書（「外部団体に係る財務事務の執行及び事業の管理について」）における指摘事項及び意見に対して、西宮市長より措置を講じた旨の通知がありましたので、同法第252条の38第6項の規定により通知に係る事項を公表します。

令和6年11月8日

西宮市監査委員	福 田 雅 至
同	金 崎 健太郎
同	板 戸 史 朗
同	中 村 衣 里

措置の内容 別紙のとおり

## 目 次

1. 全般的事項	1
(1) 土地開発公社保有の甲子園浜1丁目暫定利用の土地について	1
【指摘事項-1~4】 【意見-1~3】	
(2) 外郭団体の評価について	8
【指摘事項-5~6】 【意見-4】	
(3) 人的関与(市OB)について	11
【指摘事項-7】 【意見-5】	
(4) 外郭団体のガバナンスについて	13
【指摘事項-8】 【意見-6】	
2. 各外郭団体	14
(1) 西宮市土地開発公社	14
【指摘事項-9~13】 【意見-7~10】	
(2) 一般財団法人西宮市都市整備公社	21
【指摘事項-14~24】 【意見-11~20】	
(3) 公益財団法人西宮市国際交流協会	37
【指摘事項-25~32】 【意見-21~27】	
(4) 西宮都市管理株式会社	53
【指摘事項-33~43】 【意見-28~38】	
(5) 一般財団法人西宮市職員自治振興会	72
【指摘事項-44~54】 【意見-39~50】	
(6) さくらFM株式会社	87
【指摘事項-55~59】 【意見-51~54】	
(7) 公益社団法人西宮市シルバー人材センター	96
【指摘事項-60~66】 【意見-55~61】	
(8) 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会	113
【指摘事項-67~81】 【意見-62~76】	
(9) 社会福祉法人西宮市社会福祉事業団	134
【指摘事項-82~93】 【意見-77~87】	

## 1. 全般的事項

### (1) 土地開発公社保有の甲子園浜1丁目暫定利用の土地について

#### 1 (指摘事項)

報告書54～55頁

#### ③取得の先送りについて

甲子園浜土地の賃貸期間について、当初の賃貸期間である平成21年8月から平成31年7月までの10年間から3年5ヶ月延長及び5年延長の2度延長しており、現契約による契約期間満了の令和9年12月末における**通算の賃貸期間は18年5ヶ月に及ぶ。**

ここで、総務省通知である「土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について」においては、**10年を超える長期に及ぶものは土地開発公社の業務には該当しない旨が記載**されている。

しかし、上記のとおり通算の賃貸期間は18年超となっており、**土地開発公社が行う業務に該当しない賃貸期間の延長に次ぐ延長を行っている点において、事前に兵庫県と協議し、総務省に確認のうえ了承が得られているとはいえ、明らかに総務省通知に反している。【指摘事項－1】**

また、公有地の拡大の推進に関する法律（以下、「公拡法」という。）に関する逐条解説に記載のとおり、**土地開発公社が取得した土地について買取りに要した費用を長期にわたり繰り延べることは不適切であり、公有地の拡大の推進に関する法律の解釈からも著しく逸脱していると言わざるを得ない。**

#### 【指摘事項－2】

#### 【土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について】（一部抜粋）

また、当面、具体的な利用計画がない場合にも、将来において利用計画が決定された場合には、速やかに当該土地が利用可能となるよう配慮する必要があるため、次に掲げる内容の賃貸等は公拡法第17条第1項第1号の**土地開発公社の業務に該当しない。**

イ **長期に及ぶもの（当面10年を超えるもの）**

ロ 堅固な建物を建設する等を内容とするもの

#### 【公拡法に関する逐条解説（第十七条）】（一部抜粋）

第一号イに掲げる土地は、「第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地」であり、法に定める先買制度に係る土地である。

**土地開発公社が取得した土地について、国、地方公共団体等が災害復旧等真にやむを得ない場合を除き、買い取ることなく供用の開始をすることや、買取りに要した費用を長期にわたり繰り延べることは、土地開発公社の健全な運営を図る観点からも、国又は地方公共**

団体の財政運営等の観点からも不適切である。

### 【公拡法】（第十七条第一項）

#### 第十七条

1. 土地開発公社は第十条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

一. 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ. 第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地

ロ. 道路、公園、緑地その他の公共施設の用に供する土地

ハ. 公営企業の用に供する土地

ニ. 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業その他法令で定める事業の用に供する土地

ホ. イからニまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地

(財務局)

(講じた措置)

### 【財務局】

甲子園浜1丁目土地については、市民のスポーツ・レクリエーションのニーズに対応した多目的に利用できるグラウンドを含む公園の整備を基本的な方針として、令和6年4月現在、組織横断的に取り組む必要のある課題を協議する西宮市重要行政課題推進本部の専門部会として臨海部まちづくり検討部会を設置し、臨海部土地活用構想の検討を進めているところです。今後、当該部会での検討結果や事業化に必要な財源確保の状況なども踏まえて、土地開発公社による長期保有の解消を図ってまいります。

## ④公平性に疑義のある賃貸の継続について

上述のとおり先送りとなっているのは3者のメリットがあることも考えられるが、予算上の制約から緊急を要する事業に比べ、当該事業の優先順位が低いとも聴取している。

一方、平成18年度当時の事業提案競技に関する応募において、応募登録事業者はA社～H社の8社あり、撤退せず事業提案競技を実施した会社はA社とB社であるが、その過程において、C社は公募の条件である10年について再三再四延長を求めたが、土地開発公社は期間を10年で提案するよう明示している。結果として、C社は10年間の期限ではゴルフ練習場事業の採算が取れないことを理由に撤退表明書を提出している。しかし、事業提案競技以後A社によるゴルフ練習場事業が行われているが、現在までに2度の契約延長を行い、18年超の賃貸期間で運営している。さらに、上述の多目的グラウンド整備事業の計画予定を考えると、さらなる契約延長を行い賃貸期間が20年を超えることも十分に想定されるところである。

また、事業提案競技においては、4月5月の営業時間について野鳥に配慮している点や、実験農園を行うことを計画している点において、A社はB社よりも評価を得ていたが、A社は、営業時間の延長や不採算を理由に実験農園から撤退するなど、事業提案書と異なる運営への変更申請を行い、土地開発公社はそれを承認している。当該変更申請・承認が賃貸契約開始からほどなくして行われていることから、A社事業計画の合理性に対する土地開発公社が設置した審査委員会の審査が十分であったとは言えない状況が見受けられた。

さらに、A社が経済合理性の観点から変更申請を行いたいことは理解できるものの、当該変更申請が、事業提案競技時に評価を得ていた点に関する変更であることを鑑みると、公平性の観点からは、実験農園から撤退するとしても、当該用地について有効に活用されるべきである。しかし、撤退した実験農園跡地は現在も未使用地であり、有効に活用されていない状況が継続している。

以上から、**A社事業計画の合理性に対する土地開発公社が設置した審査委員会の審査が十分であったとは言えず、また経済合理性の観点から賃貸契約開始後に事業提案書と異なる運営を行いたい旨のA社からの申請に対して、土地開発公社の対応が公平性の観点から十分であったとは言えない。さらに、当初土地開発公社は契約期間は10年である旨を明示しているにも関わらず、市の買戻しが先送りになるたびにA社との契約を2度延長したことに**

**より、公平性よりも過度に経済合理性を優先された状態を継続していることは好ましくない。【指摘事項－3】**

**従って、市の計画資料を見る限り、市の厳しい財政状況から取得を令和11年度以降に先送りされているが、土地開発公社が取得した土地について買取りに要した費用の負担を長期にわたり繰り延べることは不適切であり、契約期間が10年を超えていることから早急に甲子園浜多目的グラウンドの整備の計画を進め、市が当該土地を取得する必要がある。【意見－1】**

(財務局)

(講じた措置)

【財務局】

甲子園浜1丁目土地については、市民のスポーツ・レクリエーションのニーズに対応した多目的に利用できるグラウンドを含む公園の整備を基本的な方針として、令和6年4月現在、組織横断的に取り組む必要のある課題を協議する西宮市重要行政課題推進本部の専門部会として臨海部まちづくり検討部会を設置し、臨海部土地利用構想の検討を進めているところです。今後、当該部会での検討結果や事業化に必要な財源確保の状況なども踏まえて、土地開発公社による長期保有の解消を図ってまいります。

## ⑤将来確保すべき財源額の開示について

土地開発公社保有地は、市に代わって先行取得した土地であるため、将来的に市が取得する必要がある土地である。つまり、令和4年度の貸借対照表に計上されている甲子園浜土地 5,437 百万円は、市が買戻し時に財源を確保すべき金額であり、将来確保すべき財源額を意味する。また、甲子園浜土地は平成 22 年度において行った市の借入から金融機関の借入への借換えにより、平成 23 年度から支払利息が発生している。当該支払利息は土地の取得価額に含めるとされていることから当該将来確保すべき財源額は金融機関への支払利息により増額している。甲子園浜土地の貸付事業により土地開発公社の金融機関からの借入金は 380 百万円減少し、最終的に市が甲子園浜土地に対して負担する債務保証は 4,300 百万円に減少しているものの、令和4年度末における将来確保すべき財源額の増加額は 346 百万円であり、今後も将来確保すべき財源額が増額することは確実である。

**市の将来確保すべき財源額である 5,437 百万円は、金額的にも重要であり、かつ今後も借入金利息により増額していく事実があり、市が取得のための財源を確保できないことなどを理由に長期に先送りにされているにもかかわらず、市の公表資料上では将来確保すべき財源額として明瞭に開示されていない。【指摘事項－4】**

**従って、土地開発公社に隠れている市の将来確保すべき財源額について、市民に分かりやすく開示すべきである。また、土地開発公社の概要シートに債務保証による債務残高として記載はあるものの、現在の市の開示資料では開示するための項目が設けられていないことから、開示方法についても検討すべきである。【意見－2】**

## 【取得価額と利息の推移】

(単位：千円)

年度	取得価額 甲子園浜 1 丁目土地	うち利息累計額	単年度利息
平成 22 年度末	5,090,700	—	—
平成 23 年度末	5,137,510	46,810	46,810
平成 24 年度末	5,179,922	89,222	42,412
平成 25 年度末	5,221,387	130,687	41,464
平成 26 年度末	5,259,556	168,856	38,169
平成 27 年度末	5,297,606	206,906	38,049

平成 28 年度末	5,327,570	236,870	29,963
平成 29 年度末	5,348,321	257,621	20,751
平成 30 年度末	5,367,960	277,260	19,638
令和元年度末	5,385,114	294,414	17,154
令和 2 年度末	5,400,431	309,731	15,316
令和 3 年度末	5,416,537	325,836	16,105
令和 4 年度末	<b>5,437,313</b>	346,612	20,776

**【土地開発公社経理基準要綱】（一部抜粋）**

（公有地等の取得原価）

第 24 条 法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により取得した資産に係る前条の取得原価とは、用地費、補償費、工事費等のほか当該資産の取得又は造成に要した借入金等に対する利息及び取得又は造成に従事する職員の人件費その他の付随費用を含むものとする。

（財務局）

（講じた措置）

**【財務局】**

土地開発公社保有の甲子園浜 1 丁目土地の買戻しにかかる市の将来確保すべき財源額の開示については、関係部局と調整を行い、検討を進めてまいります。

## ⑥土地開発公社の存在意義と甲子園浜土地の今後について

土地開発公社(⑥においては、総称としての土地開発公社として記載。)とは、地方自治体が必要とする土地を先行的に取得する目的で設立された公社であり、その役割は、近い将来地方自治体が必要とする土地を地方自治体の代わりに取得し、実際に必要になった時点で、取得時の価格に取得後の経費や金利を上乗せして地方自治体に売却するというものである。土地開発公社が先行的に土地を取得することで、地価が安価な時に機動的に土地が取得できるというメリットがあったこのスキームは、地方自治体の事業計画が順調に実行され、かつ地価が上昇しつづける状況下では有効に機能したが、現在はそのスキームは崩れ、全国にある土地開発公社の解散が相次いでいる。

市土地開発公社(⑥においては、西宮市土地開発公社として記載。)も例外ではなく、主たる事業である土地の先行取得事業はここ数年ほとんど実績がなく、法人の存在意義自体が薄れており、その役割を終えつつある。また、そういった現状で、市OBが市土地開発公社の役員に就任しており、市OB人材の受け皿となっている点も否定できない。

しかし、市による取得の先送りにより市土地開発公社は、甲子園浜土地を保有せざるを得ない結果、現在まで至る。

**甲子園浜土地を特定の事業者長期賃貸している現状は公平性の観点から好ましくなく、その状況が継続している一方、甲子園浜多目的グラウンドは、西宮市民全員が利用可能であるため、早急に計画すべきである。そのため、市はこの問題に真摯に向き合い、市土地開発公社の存在意義も鑑み、解決に向けた検討を早期に実施すべきである。【意見-3】**

(財務局)

(講じた措置)

**【財務局】**

甲子園浜1丁目土地については、市民のスポーツ・レクリエーションのニーズに対応した多目的に利用できるグラウンドを含む公園の整備を基本的な方針として、令和6年4月現在、組織横断的に取り組む必要のある課題を協議する西宮市重要行政課題推進本部の専門部会として臨海部まちづくり検討部会を設置し、臨海部土地活用構想の検討を進めているところです。今後、当該部会での検討結果や事業化に必要な財源確保の状況なども踏まえて、土地開発公社による長期保有の解消を図ってまいります。

## (2) 各外郭団体の評価について

5 (指摘事項及び意見)

報告書 66～69頁

### ④西宮市土地開発公社

令和4年度における土地開発公社の経営の健全化等の評価は、以下のとおりである。

#### (i) 経営の健全性

西宮市土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づき、市は平成23年4月に公社から貸付金5,090,700千円の償還を受け市の公社への無利子貸付金を解消するとともに、未利用の公社長期保有地17,262㎡、3,925,347千円を買戻し、市の債務であった公社事業未収金1,512,433千円も解消したことにより、公社の経営は大きく改善されている。

また、平成25年2月28日付の総務省の土地開発公社経営健全化対策措置要領取扱細則で示す経営の抜本的な健全化(指標)では、①債務保証等対象土地の年度末の簿価総額を市の標準財政規模で除して得た数値が0.2以下、②債務保証等対象土地であって保有期間が5年以上であるものの年度末簿価総額を市の標準財政規模で除して得た数値が0.1以下、③供用済土地及び未収金土地を解消することとしている。

西宮市土地開発公社では、**令和4年度末現在①は、0.054で指標を下回り、②も、0.054で指標を下回り、③の供用済土地及び未収金土地はなく、健全と評価する。**

#### (ii) 法人の事業による公益目的の達成度

西宮市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地の取得事業と市有地の造成事業(いずれも管理や処分も含む)を行っている。

令和4年度は、公有地取得事業として新たな取得や処分はなかったが、土地造成事業(宅地分譲)では、市の未利用地の利活用に関する方針に基づく市有地等の売却について、公社造成事業として16区画、2,942㎡、335,973千円の宅地分譲を行い、市収入の確保や優良宅地の提供に貢献している。

また、**甲子園浜1丁目の公有地5.6haの有効活用を行い、年間124,320千円の収益を上げ、経常利益は75,767千円である。**

以上のことから、西宮市土地開発公社の事業は公益目的を達成していると評価する。

上記経営の健全性の評価について、「令和4年度末現在①は、0.054で指標を下回り、②も、0.054で指標を下回り、③の供用済土地及び未収金土地はなく、健全と評価する」とある。確かに、総務省の土地開発公社経営健全化対策措置要領取扱細則で示す経営の抜本的な健全化指標を下回っており、供用済土地及び未収金土地を解消という点においてもクリアしている。

しかし、「甲子園浜1丁目の公有地5.6haの有効活用を行い、年間124,320千円の収益を上げ、経常利益は75,767千円である」の背景には、上述のとおり、令和4年度末において、甲子園浜1丁目の公有地5,437百万円を38

年長期保有し、また、見合いには市中金融機関からの借入金 4,300 百万円が残っており、長期保有の土地に係る課題を抱えている（前述 53 頁参照）。

以上から、各外郭団体の経営健全化等について、予め決められた経営健全化指標に基づいて毎年度評価し、健全である旨の報告が議会になされているが、当包括外部監査で確認した各団体の今後の法人のあり方等について、大きな課題を抱えており、現状の評価形態では不十分であると言わざるを得ない。【指摘事項－５】

また、市は、外郭団体自体の事業の効率化、ガバナンス（組織統治）や事業の方向性のあり方、財務健全性など外郭団体の経営が適正に行われているかを全外郭団体について、評価すべきところ、各法人の健全性の評価と法人の事業による公益目的の達成度の評価を実施しているのは、現在 13 法人ある外郭団体のうち、第三セクター等条例で対象となった 6 法人のみであり、他の 7 団体は対象となっておらず、外郭団体に対するモニタリングが不十分である。【指摘事項－６】

**【第三セクター等条例の対象外法人で見られた課題（監査対象団体：5 団体）】**

法人名	当包括外部監査で発見された課題
職員自治振興会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常的な一般正味財産の減少</li> <li>・ 実質的財源不足</li> <li>・ 必要のない職員会館警備費用</li> <li>・ 職員自治振興会と西宮市職員生活協同組合との取引の見直し</li> </ul>
さくら FM	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ さくら FM を通したラジオによる市の情報提供の是非</li> <li>・ 公正性、透明性が確保されていない市との取引</li> </ul>
シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の広田山荘のあり方</li> <li>・ 建物建替積立資産の計上の適否とシルバー人材センターの今後のあり方</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留守家庭児童育成センターの指定管理料の合理性と市のモニタリング</li> <li>・ 役員報酬を対象とした補助金支給</li> </ul>
社会福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すこやかケア西宮のあり方</li> <li>・ 契約（入札、随意契約、予定価格）</li> </ul>

※経営の健全性の評価となっていない監査対象外団体：

- ・ 公益財団法人西宮市大谷記念美術館
- ・ 一般社団法人にしのみや観光協会

従って、市は外郭団体の評価についてまずは全外郭団体を評価対象とすべきである。評価項目については、財務数値の評価に限らず、例えば、法人のガバナンスやコンプライアンス面の評価、自立的経営を目指すべく市からの財政的援助及び人的援助の適正化、民間人材の積極採用とその達成度の評価等、といったあらゆる要素の評価項目を策定し、それを内部的に評価する、そして外郭団体の経営評価について専門的知識を有した第三者から構成される経営評価検討委員会を設置し評価するなど、といった外郭団体評価システムを構築する必要がある。【意見－4】

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

外郭団体の評価については、他市の手法も参考に評価内容を見直す予定としており、全外郭団体について、健全な運営となっているかを適切に評価できるよう改善を図ってまいります。

また、令和5年10月に策定した西宮市財政構造改善基本方針においても、外郭団体の見直しを行うことを明記しており、各団体のあり方についても別途検討を進めてまいります。

### (3) 人的関与（市〇Ｂ）について

6（指摘事項及び意見）

報告書 71～72頁

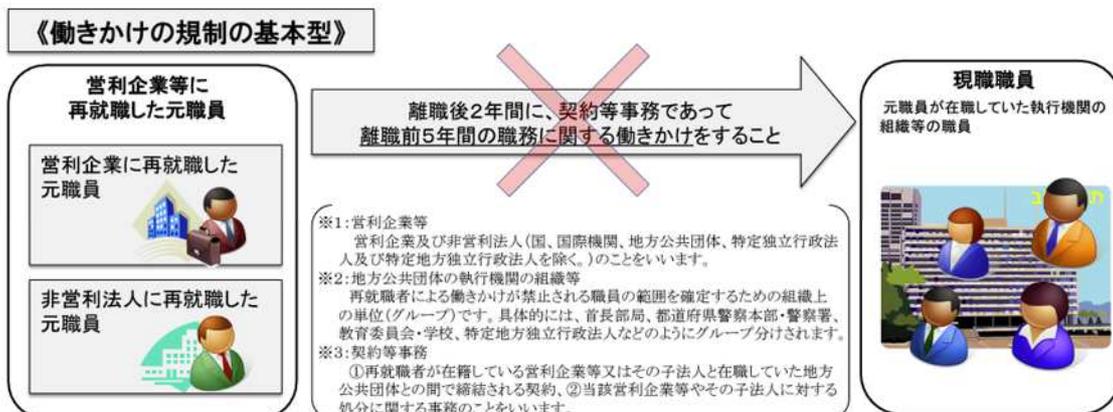
令和5年4月1日現在、市〇Ｂで、外郭団体の常勤役員に就任している者は5名である。

#### 【常勤役員（市〇Ｂ）の状況】（再掲）

法人名	本庁在籍時役職	左記等級	現在の役職
土地開発公社	土木局長	7級	常務理事
都市整備公社	政策局理事	7級	副理事長兼専務理事
国際交流協会	市民局長	7級	常務理事
シルバー人材センター	環境総括室長	6級	常務理事
社会福祉事業団	管財部長	6級	理事長

概要（2.（1）役員）においても記載したとおり、市においては、市の〇Ｂが外郭団体の役員に就任する場合、その就任基準については決まっておらず、外郭団体から市に対して役員に関する要請があった際には、人事課において候補者がいる場合、推薦を行っている。また、市〇Ｂが外郭団体役員に就任する場合の交渉は、全て市と外郭団体間の口頭にて決まっておき、明確な基準や文書でのやりとりは存在しない。

ここで、自治体職員の再就職の規制として、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）」による地方公務員法の改正により、再就職者による依頼等の規制等（地方公務員の退職管理の適正の確保）が導入されている。具体的には、営利企業等に再就職した元職員が、離職後2年間に、契約等事務であって離職前5年間の職務に関する働きかけをすることである。



(出典：総務省「地方公務員の退職管理の適正の確保について」)

例えば、土地開発公社における常務理事は、本庁在職時役職が土木局長であるため、土木関係の工事が多い土地開発公社とは関連性が強いと推察される。また、さくらFMにおける代表取締役社長（令和4年6月まで在任）は、本庁在職時役職が防災・安全局長である。さくらFMは、後述するが、緊急防災ラジオの販売取引において、公正性や透明性が確保されているとは言い難い取引が行われている。

市における上記の例や自治体職員の再就職の規制の趣旨からすると、市OBが外郭団体役員に就職する際、関連する団体には推薦しないということも考えられるが、**市OBが外郭団体役員に就任する際に、明確な基準や文書でのやりとりは存在しないために、市OBと所管課間において、つながりが深いとの疑念を持たれてしまう状況が存在している。また、天下り目的の就任であるとの誤解も与えてしまう可能性がある。【指摘事項－7】**

従って、**市は外郭団体の役員について、働きかけ規制の趣旨も勘案の上、市OBを推薦する場合の基準について明確に定めるべきであり、元職員が外郭団体の役員について就任することは慎重に判断すべきである。【意見－5】**

（総務局）

（講じた措置）

【総務局】

外郭団体からの要請に基づいて市OBを役員等に推薦する際には、当該職員の在職時の役職や職務内容等を勘案の上、市と外郭団体との適正な関係の保持の観点からも慎重に判断するとともに、推薦の手続きにあたっては、無用な疑念を抱かれないためにも、文書でのやりとりにより記録を残すよう改善を図ってまいります。

#### (4) 外郭団体のガバナンスについて

7 (指摘事項及び意見)

報告書 7 5 頁

各外郭団体が目的を達成し、長期的に維持・発展するためには、意思決定を監督・評価する体制の構築が何より不可欠である。具体的には外郭団体は市から独立した団体であり、法令等に基づき設置する理事や取締役（以下、「理事等」という。）、また監事や監査役（以下、「監事等」という。）により、団体内部でガバナンスのチェックをすることが重要であるが、市の外郭団体は、その特性上、常勤役員が1名、その他役員は非常勤役員である法人がほとんどであり、ガバナンスが効きづらい状況にあるため、**全理事等及び監事等**が出席し、かつ法人の業務執行に係る極めて重要な意思決定機関である**理事会や取締役会**において、**運営上の課題や重要事項**について議論を行った上での意思決定を行い、**各理事等及び監事等**が適切に監督・評価することが求められる。

しかしながら、各外郭団体の往査において、理事会議事録を閲覧した限り、理事会の開催時間は10分～20分程度で、発言を行った理事がほとんど見られなかった法人や理事会議案や報告内容が毎年同じであった法人などがみられ、当該法人については、理事会において各理事が運営上の課題や重要事項について議論を行い、出席した理事や監事が、監督・評価を適切に行っているとは言い難い状況であった。【指摘事項－8】

従って、まずは各外郭団体それぞれの理事会や取締役会において、理事等及び監事等が適切に監督・評価を行う必要があるが、市としては外郭団体におけるガバナンスが効きづらい状況も勘案して、ガバナンスの強化策として市職員が理事会や取締役会にオブザーバーとして参加し、牽制効果を働かせるのも一つの手段である。【意見－6】

(環境局、政策局) 指摘－8

(政策局) 意見－6

(講じた措置)

##### 【環境局】

都市整備公社と市の議論は理事会以外の場でも行われているため、理事会の開催時間が短時間で終わることがありましたが、今後は運営上の課題や重要事項について議論を行い、適切な評価がなされるような理事会運営に努めてまいります。

##### 【政策局】

理事会については、運営上の課題や重要事項について活発に議論を行えるよう、議題や報告事項を上程し、各理事の発言録を残してまいります。

また、ご指摘を踏まえ、今後ガバナンスの強化策についても検討を進めてまいります。

## 2. 各外郭団体

### (1) 西宮市土地開発公社

8 (指摘事項及び意見)

報告書 78～79頁

#### ④請負契約に係る入札手続について

令和4年度に締結された請負契約の内、以下の工事案件については指名競争入札により業者選定手続が行われている。

#### 【指名競争入札により業者選定手続が実施された工事案件】

工事名	指名業者数	入札参加者数	入札日	契約日	契約金額(千円)
名塩さくら台3丁目擁壁設置工事	11	5	令和4年11月22日	令和4年11月24日	10,162
愛宕山宅地造成工事	23	5	令和5年1月27日	令和5年1月31日	256,177

土地開発公社の会計規程第33条第1項では、「公社の行う売買、賃貸、請負その他の契約については、西宮市契約規則(昭和39年西宮市規則第26号)の規程による。」とされている。

地方自治法施行令第167条の5第1項では、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。」とされている。

市は、西宮市契約規則第2条第1項において、上記政令の規定により「市長が別に定める資格を有しない者を一般競争入札に参加させてはならない。」と規定し、資格に一定の制限を設けた上で、所謂、「制限付き一般競争入札」を行っている。

当包括外部監査において、上記の工事案件に係る決裁書類を確認した結果、**「名塩さくら台3丁目擁壁設置工事」及び「愛宕山宅地造成工事」に係る業者選定に際して、市が定めている資格基準に準じていたものの、入札方式としては指名競争入札で行われており、市の規則と合致していなかった。【指摘事項－9】**

この点、土地開発公社が一般競争入札を実施する場合には、電子入札システム等の環境を整備することが求められるが、入札案件が限定されていることや導入費用などが大きな課題となることが考えられる。そのため、**業者選定はこれまでと同様の手続を行いながら、入札方式は会計規程第33条第2**

**項に基づき指名競争入札とする対応も選択肢の一つと考えられる。【意見一**

**7】**

**【会計規程】（一部抜粋）**

第33条 公社の行う売買、賃貸、請負その他の契約については、西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号）の規定による。

- 2 前項の規定により難いときは、特に理事長の承認を得て、別の方法により処理することができる。

（財務局）

（講じた措置）

**【財務局】**

土地開発公社の請負契約に係る入札手続については、その根拠を明確にするため、土地開発公社会計規程第33条第2項「市の契約規則により難いときは、特に理事長の承認を得て別の方法により処理する」に基づき、令和6年3月1日付で理事長の承認を得て令和6年4月1日以降に入札を行う案件に適用し、市が定める資格基準に準ずる選定業者による指名競争入札を行うことにしました。

## ⑤指名競争入札による業者選定について

土地開発公社では、同公社が施行する工事の請負業者の選定にあたり、その公正を期するため、西宮市土地開発公社請負業者選定委員会を置いている。これに関連して、請負業者選定委員会要綱を制定しており、同要綱第2条では、委員会は、指名競争入札に関する請負工事で、1件の設計金額が1,000万円以上のものの業者の選定を審議し、第3条では、委員会は、以下によって構成されるとされている。

## 【請負業者選定委員会構成メンバー】

委員長	理事長
副委員長	常務理事
委員	公社理事（政策局長）
	公社理事（都市局長）
	公社理事（土木局長）
	公社事務局長
	公社総務課長
	公社事業課長
	西宮市財務局財務統括室契約管理課長

土地開発公社では、愛宕山宅地造成工事に係る指名業者選定に際して、「下記工事については、設計金額が1千万円以上となることから、『請負業者選定委員会要綱』第2条の規定により、同選定委員会において業者選定の審議を行うものですが、各委員の決裁（持ち回り審議）による業者選定としてよろしいか。」と記載された決裁書を回覧し、決裁を受けている。

この点、同要綱第5条では、「委員会は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない」、「委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる」とされている。従って、**指名業者の選定に関しては、委員長（理事長）又は副委員長（常務理事）及び委員の半数以上が出席した請負業者選定委員会において、その出席者の過半数をもって行う必要があるが、愛宕山宅地造成工事に関しては、同要綱上認められていない持ち回り審議において指名業者が選定されており、同要綱に照らして選定手続に瑕疵が認められる。【指摘事項-10】**

また、同要綱第6条では、小委員会は、1件の設計金額が1,000万円以上

5,000万円未満の工事の競争入札及び随意契約に係る請負業者の選定を審議し、以下によって構成されるとされている。

**【請負業者選定小委員会構成メンバー】**

委員長	常務理事
副委員長	公社事務局長
委員	公社総務課長
	公社事業課長
	西宮市財務局財務統括室契約管理課長

土地開発公社では、名塩さくら台3丁目擁壁設置工事に係る指名業者選定に際して、「下記工事については、設計金額が1千万円以上となることから、『請負業者選定委員会要綱』第6条の規定により、同選定小委員会において業者選定の審議を行うものですが、各委員の決裁（持ち回り審議）とし、業者選定について市契約管理課の発注基準に基づいて、別紙のとおり行うものとしてよろしいか。」と記載された決裁書を回覧し、決裁を受けている。

この点、同要綱第6条第4項では、「小委員会の運営その他については、委員会の例による」とされている。従って、**指名業者の選定に関しては、委員長（常務理事）又は副委員長（公社事務局長）及び委員の半数以上が出席した請負業者選定小委員会において、その出席者の過半数をもって行う必要があるが、名塩さくら台3丁目擁壁設置工事に関しては、同要綱上認められていない持ち回り審議において指名業者が選定されており、同要綱に照らして選定手続に瑕疵が認められる。【指摘事項－11】**

**指名業者の選定は、指名競争入札の手続の中において最も重要な手続の一つであることから、入札の透明性、公正性及び公平性を適切に確保するために、土地開発公社は、要綱に定める手続を遵守する必要がある。【意見－8】**

**【請負業者選定委員会要綱】（一部抜粋）**

第1条 西宮市土地開発公社（以下「公社」という。）が施行する工事の請負業者の選定にあたり、その公正を期するため、西宮市土地開発公社請負業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は指名競争入札に関する請負工事で、1件の設計金額が1,000万円以上のものの業者の選定を審議する。

第3条 委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は理事長を、副委員長は常務理事をもって充てる。

3 委員は次のとおりとする。

公社理事（政策局長）

公社理事（都市局長）  
公社理事（土木局長）  
公社事務局長  
公社総務課長  
公社事務課長  
西宮市財務局財務総括室契約管理課長

（中略）

第5条 委員会は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6条 委員会は、1件の設計金額が1,000万円以上5,000万円未満の工事の競争入札及び随意契約に係る請負業者の選定に関するものを審議するため、小委員会を設置し、小委員会の決議をもって委員会の決議とする。

2 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 小委員会の委員長は常務理事を、副委員長は公社事務局長をもって充て、委員は公社事業課長、契約管理課長とする。

4 小委員会の運営その他については、委員会の例による。

（財務局）

（講じた措置）

**【財務局】**

土地開発公社請負業者選定委員会について、請負業者選定委員会要綱に（決議の省略）「委員の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは委員会又は小委員会の決議があったものとみなす」という規定を加える要綱改正を行い、令和6年4月1日から施行しました。

## ⑥請負契約に係る入札手続について

土地開発公社の処務規程別表第3では、随意契約に係る事務は常務理事の専決事項と定められている。しかし、**令和4年度に随意契約が行われた委託業務に係る決裁書類を確認した結果、処務規程で定められた常務理事の決裁を受けていないにも関わらず、契約が締結されている事例が複数確認された。【指摘事項-12】**

従って、**土地開発公社は、随意契約を行う場合には、処務規程別表第3に従い、常務理事の決裁を適切に受ける必要がある。【意見-9】**

**【常務理事の決裁を受けずに契約が締結された委託業務】**

委託業務	契約日	契約金額(千円)
上田中町用地確定、基準点再設測量及び引継ぎ資料作成等	令和4年4月5日	1,753
名塩さくら台用地境界復元等業務	令和4年8月3日	104

(財務局)

(講じた措置)

**【財務局】**

土地開発公社の処務規程について、随意契約の事項を削除し、支出負担行為の金額に応じて専決する者が随意契約の専決も行えるように改正し、令和6年4月1日から施行しました。

## ⑦派遣職員について

土地開発公社における派遣職員は下表のとおりである。

## 【派遣職員の状況】(令和5年4月1日現在)

種別	人数(単位:人)
専任派遣職員	0
兼務派遣職員	7

(出典:職員の派遣に関する協定書)

一方、市ホームページで開示されている外郭団体概要シートにおける派遣職員は令和5年9月25日往査日現在下表のとおりであった。

## 【正規職員の数】(令和5年4月1日現在)

正規職員(単位:人)			
固有職員	市OB	市専任派遣	市兼務派遣
0	0	3	4

(出典:市ホームページ 概要シート【シート1】より一部抜粋)

上記のとおり、**派遣職員について、職員の派遣に関する協定書上の派遣職員と市ホームページで開示されている派遣職員の状況に齟齬が生じていた。**

## 【指摘事項-13】

市のホームページで開示されている概要シートは、土地開発公社及び所管課である管財課が作成の上公表しているが、市人事課において派遣職員の確認はなされておらず、誤った情報で開示がなされていた。

従って、**市は、市ホームページに開示する前に人事課と連携をとり、正確な情報であるかどうかを確認の上、開示すべきである。【意見-10】**

なお、現在の市ホームページでは、職員の派遣に関する協定書に従い、適切に開示されている。

(財務局)

(講じた措置)

## 【財務局】

外郭団体概要シートにおける土地開発公社の派遣職員については、職員の派遣に関する協定書に従い直ちに訂正いたしました。

## (2) 一般財団法人西宮市都市整備公社

1 2 (指摘事項及び意見)

報告書 85～86頁

### ④ 駐車場料金の回収業務について

都市整備公社は、西宮市産業交流会館駐車場、J R 西宮駅南公共駐車場、甲子園浜海浜公園駐車場（東・西）及び今津浜公園駐車場の管理、運営業務を行っている。

管理運営している公共駐車場は以下のとおりである。

#### 【公共駐車場】

施設名（所在地）	収容台数と利用時間	利用料金	設置目的・設置年月日
西宮浜産業交流会館 駐車場 (西宮浜 1 丁目 31 番地)	収容台数：93 台 営業時間： 午前 6 時 30 分～ 午後 11 時	当初 1 時間まで 100 円、1 時間を超えた時は 30 分ま で毎に 100 円を加算する。 ただし、24 時間につき、 1,000 円を限度とする。	西宮浜産業交流会館利用 者の利便を図るため、管 理運営を行う。 開設：平成 4 年 4 月 1 日 面積：2,456.80 m <sup>2</sup>
JR 西宮駅南 公共 駐車場 (※) (池田町 150 番)	収容台数：153 台 営業時間： 24 時間営業	当初から 30 分まで毎に 100 円を加算する。ただし、 24 時間につき 800 円を限 度とする。	JR 西宮駅周辺地区にお ける道路の安全かつ円滑 な交通を確保するため、 管理運営を行う。 開設：平成 6 年 12 月 1 日 面積：6,820.76 m <sup>2</sup>
甲子園浜海浜公園 駐車場 東駐車場 (甲子園浜 1 丁目 2 番 1)	収容台数：132 台 営業時間： 4 月～10 月は 午前 7 時 30 分～ 午後 9 時 11 月～3 月は 午前 7 時 30 分～ 午後 7 時	当初 1 時間まで 100 円、1 時間を超えた時は 30 分ま で毎に 100 円を加算する。 ただし、1 日につき、700 円を限度とする。	甲子園浜海浜公園来園者 の利便を図るため、管理 運営を行う。 開設：平成 6 年 4 月 15 日 面積：3,029.69 m <sup>2</sup>
甲子園浜海浜公園駐 車場 西駐車場 (甲子園浜 1 丁目 2 番 1)	収容台数：73 台 営業時間： 4 月～10 月は 午前 7 時 30 分～ 午後 9 時 11 月～3 月は 午前 7 時 30 分～	当初 1 時間まで 100 円、1 時間を超えた時は 30 分ま で毎に 100 円を加算する。 ただし、1 日につき、700 円を限度とする。	甲子園浜海浜公園来園者 の利便を図るため、管理 運営を行う。 開設：平成 6 年 4 月 15 日 面積：2,425.32 m <sup>2</sup>

	午後 7 時		
今津浜公園駐車場 (甲子園浜 3 丁目 1 番)	収容台数 : 93 台 営業時間 : 10 月～6 月は 午前 7 時 30 分～ 午後 7 時 7 月～9 月は 午前 7 時 30 分～ 午後 9 時	当初 1 時間まで 100 円、1 時間を超えた時は 30 分まで毎に 100 円を加算する。ただし、1 日につき、700 円を限度とする。	今津浜公園来園者の利便を図るため、管理運営を行う。 開設:平成 8 年 8 月 30 日 面積 : 2,400.00 m <sup>2</sup>

※JR 西宮駅南公共駐車場は、外部業者に運営を委託

(出典 : 会社の概要)

上表のうち J R 西宮駅南公共駐車場については、民間会社との間で賃貸借契約を締結し毎月定額の賃料を収受しているため、駐車場料金の回収は行っていないが、それ以外については会社職員 2 名が毎週月曜日と金曜日の午前中に駐車場料金の回収業務を行っている。当包括外部監査において、当該回収業務の作業フローを確認した結果、以下の問題点が確認された。

第一に、各駐車場で回収された駐車場料金の内、紙幣については「駐車場料金収納計算書 (札)」に数量を手書きで記載し、硬貨については Excel で作成された「硬貨計算表」に数量を入力している。**担当者に聴取した結果、「駐車場料金収納計算書 (札)」及び「硬貨計算表」について、作成者以外の者が回収された駐車場料金と再度照合するなどの二重チェックを実施しデータ入力しているとのことであるが、その証跡は残されていない。【指摘事項-14】**

なお、「駐車場料金収納計算書 (札)」については、後日廃棄していた。

第二に、**会社職員は料金回収時に各駐車場精算機から出力されたジャーナルも併せて回収しているが、料金回収時間とは異なるタイミングでジャーナルを出力している。【指摘事項-15】**

ジャーナルは回収した料金の根拠となるものであり、両者の一致を確認することで横領等が発生していないかを確認することが出来るため、本来は料金回収時に出力すべき性格のものである。

従って、**各駐車場の利用状況も確認した上で、料金回収時にジャーナルを出力する方式に改めるべきである。【意見-11】**

(環境局)

(講じた措置)

**【環境局】**

「駐車場料金収納計算書(札)」及び「硬貨計算表」について、従前より作成者が集金額を表に入力して押印した後、作成者以外のものによる二重チェックを行っていましたが、指摘後はその証跡も残すように改めました。

また、ジャーナルの出力についても、料金回収時に出力することとし、誤差が出ないように改めました。

なお、令和6年度より料金回収業務を業者へ委託し、料金回収後、都市整備公社においてジャーナルと回収された料金の確認を行っております。

## ⑤特定資産について

公益法人会計基準や公益法人会計基準に関する実務指針において、特定資産（特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産）は、目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について、取扱要領を作成することが望ましいとされており、貸借対照表上は、特定資産の区分に記載することが求められている。

しかし、**当包括外部監査において、取扱要領の有無について確認した結果、特定資産に関する取扱要領は作成されていなかった。【指摘事項－16】**

従って、**特定資産を計上する際には、特定資産ごとに目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について具体的に定めた取扱要領を作成すべきである。【意見－12】**

なお、大規模修繕が必要となったときは費用、内容について理事会にて承認を得ており、都市整備公社独自で判断はしていないとのことであった。

## 【特定資産の内訳】

(単位：千円)

勘定科目	貸借対照表計上額
退職給付引当資産	11,315
減価償却引当資産	285,901
保証金積立資産	2,993
運用財産積立資産	3,000
特定資産 - 建物	512,060
特定資産 - 構築物	0

## 【公益法人会計基準に関する実務指針】（一部抜粋）

## 4. 一般正味財産や負債を財源等とする特定資産

Q25：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産にはどのようなものがありますか。

また、特定資産を設定するときには、どのような点に注意すればよいですか。

A：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産には、例えば、次のようなものがある。

## (1) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。また、負債に対応する特定資産とは、特定の負債の支払いに充てるために、対応する負債を限度として、預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例え

ば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。

なお、これらの**特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。**

- ①目的
- ②積立ての方法
- ③目的取崩の要件
- ④目的外取崩の要件
- ⑤運用方法
- ⑥その他

(環境局)

(講じた措置)

**【環境局】**

特定資産の積立てや取崩し等については理事会において承認を得て決定しておりますが、あわせて取扱要領の作成についても検討してまいります。

## ⑥資産の時価が著しく下落しているか否かの検討について

公益法人会計基準では、固定資産について、時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることが求められている。

**当包括外部監査において、固定資産の時価について確認を行った結果、固定資産の時価が著しく下落しているかどうかの検証を行っていなかった。**

**【指摘事項－17】**

固定資産税評価額を0.7で割り返した時価で簡便的に時価評価した結果、西宮浜産業交流会館の建物は簿価457,291千円(50%=228,645千円)に対し、時価は241,769千円(下落率47.1%)であった。

**著しい時価の下落(50%超下落)に形式的には該当しないものの、時価が大幅に下落していることから定期的な検討が必要である。【意見－13】**

(単位：千円)

建物名称	帳簿価額	帳簿価額×50%	時価(※)	下落率
西宮浜産業交流会館	457,291	228,645	241,769	47.1%

※：固定資産税評価額を0.7で割り返した金額

(環境局)

(講じた措置)

**【環境局】**

時価が大幅に下落していることは認識しておりますので、今後は定期的な検証を行ってまいります。

## ⑦賞与引当金について

令和3年度における本来計上すべき賞与引当金は3,135千円(11名)に対して計上額846千円(3名)、令和4年度における本来計上すべき賞与引当金4,120千円(15名)に対して計上額869千円(3名)であった。

**賞与引当金の計上額が適切に見積もられておらず、令和3年度において2,289千円及び令和4年度において3,250千円がそれぞれ貸借対照表上、過少計上である。【指摘事項-18】**

都市整備公社の担当者に聴取した結果、指定管理での斎園事業については単年で受託料を精算している理由から賞与引当金の計上を見送っていたとのことであるが、**賞与引当金については、支給見込額のうち、支給対象期間が属する年度に対応する費用を引当金として計上すべきである。【意見-14】**

	令和3年度	令和4年度
賞与引当金算定資料上の見積(人数)	3名	3名
賞与引当金算定資料上の見積(金額)①	846千円	869千円
支給実績から逆算したあるべき見積(人数)	11名	15名
支給実績から逆算したあるべき見積(金額)②	3,135千円	4,120千円
<b>過少計上額(②-①)</b>	<b>2,289千円</b>	<b>3,250千円</b>

(環境局)

(講じた措置)

## 【環境局】

斎園事業は単年度で受託料を精算しており、これまで賞与引当金の計上は行っておりませんでした。令和6年度より支給見込み額のうち、支給対象期間が属する年度に対応する費用を引当金として計上するよう改めました。

## ⑧再委託の承認手続きについて

都市整備公社は、指定管理者として満池谷斎場の管理運営業務を実施している。当該管理運営業務のうち、下記の斎場の施設及び設備の維持管理業務(11項目)については、西宮市満池谷斎場指定管理業務仕様書に従い、市に再委託協議書を提出の上、専門業者に再委託を行っている。

## 再委託している業務

- (i) 斎場清掃業務
- (ii) 斎場自動扉保守点検業務
- (iii) 斎場排水管清掃業務
- (iv) 斎場貯水槽清掃業務
- (v) 葬儀執行における立看板等設置業務
- (vi) 葬儀執行における受付セット設置業務
- (vii) 葬儀執行における納棺・司会及び音響設備設置業務
- (viii) 寝具用品搬入業務
- (ix) 納棺時の枕机設置業務
- (x) 葬祭葬儀システム保守業務
- (xi) 葬祭葬儀システムハードウェア保守業務

上記以外の**専門業者への再委託の有無を確認した結果、令和4年度における下記業務委託契約について再委託の承認手続きが行われていなかった。**

## 【指摘事項-19】

(単位：千円(税込))

業務名	期間	金額	契約方法
満池谷斎場葬祭事務所シャワー室新設工事改修案 検討業務	令和4年10月2日～ 令和4年10月31日	495	見積合せ

当該業務は、「満池谷斎場施設の補修等について(依頼)」という市からの依頼文書に基づき実施した業務であると聴取しているが、当該依頼文書に具体的業務については記載されておらず、再委託に係る協議が行われていたかどうか判然としない。そのため、**再委託に係る承認を受ける際は、具体的な業務が分かるように明記するなど、適切な承認手続きを行うべきである。【意見-15】**

## 【西宮市満池谷斎場指定管理業務仕様書】（一部抜粋）

### 2 業務の内容

(1) 次の業務を行うものとし、業務の詳細は「4業務の実施」に示します。

ア 市営葬儀に関する事務

イ 斎場の使用の許可及び条件の付与に関する事務

ウ 斎場の使用の不許可に関する事務

エ 斎場の使用許可の取消しに関する業務

オ 斎場の使用料の徴収、減免及び還付に関する事務

### カ 斎場の施設及び設備の維持管理

キ その他、モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務等、斎場設置の目的を達成するため、市長が必要と認める業務

(略)

### 3 施設の運営

(略)

#### (4) 再委託の禁止

指定管理者は「2業務の内容」の(1)に掲げる管理業務を一括して再委託することはできません。ただし、**業務の一部について、西宮市の承認を受けたうえで専門業者に委託することができます。**この場合は、西宮市に再委託協議書を提出して頂きます。

(環境局)

(講じた措置)

### 【環境局】

満池谷斎場の管理運営業務を指定管理するにあたっては、「西宮市満池谷斎場指定管理業務仕様書」の規定に基づき、指定管理者が業務の一部について、専門業者に委託する場合には、西宮市に再委託協議書を提出させ、西宮市の承認を受けさせることを徹底し、改善を図ってまいります。

また、指定管理者が業務の一部について専門業者に委託する場合に西宮市に提出する再委託協議書に、指定管理者が委託する業務の内容が具体的に分かるような記載を求め、改善を図ってまいります。

## ⑨随意契約理由について

都市整備公社は、随意契約を締結する場合、随意契約理由を記載した随意契約依頼書に基づき、法人内での決裁を得て、契約を締結している。

契約関係書類のうち、随意契約を締結している主な業務名と随意契約理由は以下のとおりである。

## 【随意契約を締結した主な業務】(原文まま)

(単位：千円(税抜))

業務名	随意契約理由	予定金額総額
粗供養(お茶)	・・・葬儀に合わせ短時間に配達を行う業者は他にいないため・・・	369
遺影写真引き伸ばし	・・・葬儀に合わせ短時間に現像修正を行う業者は他にいないため・・・	4,881
寝具用品搬入業務	・・・専門的に取り扱っている業者が他にいないため・・・	950
葬儀執行における受付セット設置業務	・・・専門的に取り扱っている業者が他にいないため・・・	259
葬儀執行における立看板・日時名記板・門前提灯・道案内板設置業務	・・・専門的に取り扱っている業者が他にいないため・・・	456
葬儀用礼状納入	・・・葬儀に合わせ短時間に現像修正を行う業者は他にいないため・・・	528
ドライアイス	・・・日毎短時間に多量に入手できる業者は他にいないため・・・	2,904
粗供養(おしぼり等)納入	・・・年間契約にて・・・納入・配達できる業者は他にいないため・・・	471
マイクロバス借上げ	・・・専門的に取り扱っている業者が他にいないため・・・	1,947
マット借上げ	・・・年間契約にて・・・用意できる業者は他にいないため・・・	54

当包括外部監査において、令和4年度における随意契約に係る契約関係書類を閲覧した結果、随意契約の理由のほとんど全てが「・・・業者は他にいないため・・・」となっており、業者が他にいない合理的な理由が記載されておらず、随意契約理由として不十分である。【指摘事項-20】

従って、都市整備公社は、随意契約は例外的に認められた契約形態である

ということを再認識し、契約事務の公正性、公平性及び透明性を確保するため、随意契約を選択する場合には、その理由を合理的かつ明瞭に記載すべきである。【意見－16】

(環境局)

(講じた措置)

【環境局】

令和6年度契約分より、随意契約となる合理的な理由を記載し、改善を図りました。

今後も引き続き競争入札を行うことを基本としながら、他に依頼できる業者がないか情報収集に努めるとともに、随意契約となる場合はその状況や経過も合わせて記載することといたします。

## ⑩ 過大徴収した葬儀代の還付について

令和5年3月、満池谷斎場における葬儀代について、西宮市斎場条例施行規則（以下、「規則」という。）で定める使用料よりも多く利用者から徴収していたことが市の定期監査で判明した。

令和2年4月～令和5年3月までに営まれた約1,800件の葬儀が対象で、過大徴収は、3年間で合計約1,800万円に上る。

過大徴収していたのは、棺や位牌、供花、納棺、告別式の司会など64品目の使用料で、過大徴収の要因は、市と都市整備公社との間でコミュニケーションが十分に取れておらず規則で定める使用料は消費税を含んでいたが、指定管理者である都市整備公社が消費税分（10%）を上乗せして利用料金を徴収したためである。また、うち8品目は、さらに仕入れ値や委託料の上昇に伴い、都市整備公社による独自の値上げが行われていた。

当該事案を受け、市は利用者に差額を返金しており、往査日時点で確認できた令和5年7月時点の還付状況は以下のとおりである。

## 【令和2年度-令和4年度 市営葬儀誤徴収 還付状況について】

年度	全体		還付済		未還付	
	対象件数 (件)	金額 (千円)	対象件数 (件)	金額 (千円)	対象件数 (件)	金額 (千円)
令和2年度	607	5,498	487	4,534	120	963
令和3年度	638	6,609	544	5,688	94	920
令和4年度	562	5,924	529	5,614	33	309
合計	1,807	18,032	1,560	15,838	247	2,194

**未還付の利用料2,194千円(247件)については、身元不明で返送されているものも含まれているとのことであるが、身元不明で返送されたものに対する対応方針を早急に決定し、今後速やかに対応することが求められる。【意見-17】**

(環境局)

(講じた措置)

## 【環境局】

利用料が未還付となっているもののうち、還付手続通知が返戻となっているものについては、住民票の写しの公用請求などにより、返戻となった理由の把握を進めた後、対応方針の検討を行ってまいります。

(b) 特定資産の積立不足による長期的な事業継続について

現状使用している西宮浜産業交流会館の建物などは30年経過しているなど、今後、老朽化によりメンテナンスコストが増加していくことが予想される。

必要な資産を維持する観点からは、資産の減価に備えるため、減価償却相当額を積み立てることが適切であり、建替等の再投資の観点からは物価上昇を加味して減価償却累計額以上に財源が必要となると想定される。

しかしながら、都市整備公社の令和4年度の減価償却累計額は1,526,715千円に対して、減価償却積立資産は285,901千円と差額が生じている。

**使用している建物等の償却性資産のメンテナンスや建替等の更新の財源が大幅に不足しているにもかかわらず、メンテナンス含めた設備投資計画が検討されておらず、減価償却引当資産の積立スケジュールも計画されていない。【指摘事項-21】**

このため、**メンテナンス含めた設備投資計画を策定すべきである。【意見-18】**

(環境局)

(講じた措置)

**【環境局】**

費用調達の課題や都市整備公社に技術職員が在籍していないといった人員面の課題もありますが、市からの援助を受ける事も考慮しながら策定に向けて検討してまいります。

## (ii) 斎園事業

満池谷斎場については、指定管理として都市整備公社が運営を実施しているが、市営葬儀代は市の歳入となり、市営葬儀場の運営費は指定管理料が充てられている。以下は、過去3年間の市営葬儀に係る歳入と歳出の状況である。

## 【市営葬儀に係る歳入及び歳出の状況】

(単位：千円)

斎場名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
市葬儀使用料収入合計 ①	78,781	81,172	68,118	228,071
過大徴収 ②	5,498	6,610	5,924	18,032
<b>歳入：差引使用料 ①-②=③</b>	<b>73,283</b>	<b>74,563</b>	<b>62,194</b>	<b>210,039</b>
指定管理料（精算後） ④	118,180	123,454	125,113	366,747
使用料及び賃借料※1 ⑤	33	34	34	102
負担金補助金及び交付金※2 ⑥	2,862	3,006	2,956	8,824
<b>歳出：合計 ④+⑤+⑥=⑦</b>	<b>121,075</b>	<b>126,494</b>	<b>128,104</b>	<b>375,673</b>
<b>差引 ③-⑦=⑧</b>	<b>△47,793</b>	<b>△51,931</b>	<b>△65,910</b>	<b>△165,634</b>

(出典：事業別決算報告書)

※1：AED借上料

※2：派遣職員共済費相当分（2人分）



【満池谷斎場①】



【満池谷斎場②】

令和4年度においては、葬儀代過大徴収を考慮した市の歳入合計は62,194千円である一方、指定管理料含めた市の歳出合計は128,104千円であり、65,910千円の歳出超過であり、**令和2年度から令和4年度までの3年間の歳出超過額合計は165,634千円にも上る。**

この点、都市整備公社の担当者に満池谷斎場の利用状況について聴取した

結果、満池谷斎場は市営葬儀として簡素かつ低廉なサービスを提供しており、利用件数も増加している、また、他の民間葬儀場と比べても市民の需要もあり、かつ、市民から高い支持を得ているとの回答であった。

しかし、市内には多数の民間葬儀業者が存在しており、市民からの需要があるとはいえ、年約 60,000 千円の歳出超過である市営葬儀を続けることについては、市の厳しい財政状況を踏まえると疑問が残る。【指摘事項－22】

当該状況も踏まえ、市は、市営葬儀の継続の是非について検討を行う必要があり、仮に今後も継続するとなった場合、その費用対効果や継続するに至った経緯について市民への説明責任を十分に果たす必要がある。【意見－

**19】**

(環境局)

(講じた措置)

**【環境局】**

市営葬儀については、市の厳しい財政状況に鑑み、経費の削減及び適切な受益者負担割合の設定による斎場・葬祭使用料の見直しなどを検討し、歳出超過の改善に努めてまいります。

なお、市営葬儀は、民間葬儀業者とは異なりオプションの追加などで結果的に高額となるという心配をしていただく必要はなく、簡素かつ低廉で信頼できる葬儀を提供しています。その結果、毎年500～600件程度利用され、施設の稼働率も毎年90%を超えており、市民のニーズは高いものと考えております。今後も市民が納得のうえ、安心して利用できる低廉な市営葬儀を提供できるよう努めてまいります。

## (iii) 都市整備公社の事業継続の是非

上述のとおり、西宮浜産業交流会館事業におけるホール、会議室等の利用率が継続的に低迷しており、改善の余地があまり見られず、事業の継続性に疑義が生じている。

また、西宮浜産業交流会館については老朽化に伴うメンテナンスコストが今後増加すると考えられるが、直近4年間が赤字である現状の収益力では減価償却引当資産を積み立てる余力がないことは明らかであり、**収益力が改善せず赤字が継続する場合には、財源が目減りすることが想定され、収益力が改善しない場合は、特定資産が十分に積み立てられないため、長期的に事業を継続することは困難である。**【指摘事項-23】

さらに、斎園事業については、継続的な歳出超過の状況を鑑み、事業継続の是非について検討を行う必要がある。

他方、都市整備公社のガバナンス面については、**令和2年度から令和4年度の理事会議事録を閲覧した結果、理事会の開催時間は10分~20分程度で、発言を行った理事はほとんど見られず、理事会において上記で述べた都市整備公社における運営課題についての議論は確認できなかった。**【指摘事項-24】

以上のことから、**都市整備公社が実施している各事業についての重要な課題について、総合的に勘案し、都市整備公社としてのあり方を早急に検討する必要がある。**【意見-20】

(環境局)

(講じた措置)

## 【環境局】

減価償却引当資産が十分に積立できていないことは認識しておりますが、当面の修繕に必要な引当金は保有しております。引き続き、減価償却引当資産の積立を増やせるよう、収支改善に向けて一層の経営健全化に努めてまいります。

理事会については、都市整備公社と市の議論は理事会以外の場でも行われているため、開催時間が短時間で終わることがありましたが、今後は運営上の課題や重要事項について議論を行い、適切な評価がなされるような理事会運営に努めてまいります。

都市整備公社のあり方については、関係部署と調整の上、検討を進めてまいります。

### (3) 公益財団法人西宮市国際交流協会

2.2 (指摘事項及び意見)

報告書100頁

#### ④会計処理について

国際交流協会では、別掲で定めた規程等を除き、会計規程に基づく会計処理を行っている。

#### 【公益財団法人西宮市国際交流協会 会計規程（指摘事項に関係する部分のみを抜粋）】

##### 第3章 金銭出納

(手持現金)

第26条 日常の小口現金支払にあてるため、会計事務責任者の定める額の範囲内において、その指定する者に手持現金を保管させることができる。

(残高照合)

第27条 **現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、**預貯金については毎年1回預貯金の残高証明書により実在性、正確性を期さなければならない。

(略)

##### 第4章 固定資産

(固定資産の範囲)

第30条 **固定資産は、財団が有する資産のうち流動資産、繰延資産以外の資産で1年を超えて有する資産をいい、耐用年数1年以上、取得価格20万円以上の事業用有形固定資産及びその他の固定資産として無形固定資産、投資等の資産をいう。**

(略)

(固定資産の管理)

第33条 固定資産管理責任者は、固定資産台帳を備え固定資産の保全状況及び異動について記録を行うとともに、その移動に関し必要な事項をその都度会計事務責任者に報告しなければならない。

#### (i) 出納帳の管理に関して

令和2年度を主とした、西宮市監査委員による出資団体監査の結果、国際交流協会は「小口現金の勘定を設けず、現金出納帳も作成していなかった(令和3年4月以後、現金出納帳を作成した。)」旨の指摘を受けている。国際交流協会では当該指摘を受け、令和3年度より現金出納帳を設けた上で、年度末に小口現金残高を預金へ振替える方法を採用している。

しかし、**当包括外部監査において現金出納帳を確認した結果、年度中における小口現金の収支状況は記載されていたものの、年度末までの収支状況・残高の記載が中途となっており、年度末における預金への振替の記載も漏れていた。【指摘事項-25】**

従って、**国際交流協会は西宮市監査委員による出資団体監査結果を踏まえた適切な改善を行っていないことから、会計規程に沿った適切な小口現金**

**の管理を行う必要がある。【意見-21】**

(政策局)

(講じた措置)

**【政策局】**

小口現金の管理については、国際交流協会に会計規程の共有並びに現金出納帳の記入の仕方について、指導を実施しました。今後は年度末までの収支状況・残高の記載や年度末における預金への振替の記載等事務手続きの漏れが起きないように取り組んでまいります。

## (ii) 固定資産の計上に関して

国際交流協会においては、会計規程第33条に基づき固定資産台帳を備えており、当包括外部監査において現物を確認した。

しかし、**当包括外部監査において会計規程に基づく固定資産の計上が行われているかを確認した結果、下表のとおり、国際交流協会では会計規程に定める取得価額(20万円以上)を下回る物品についても固定資産として計上していた。【指摘事項-26】**また、担当者へのヒアリングの結果、国際交流協会内では独自の金額基準(10万円以上)に基づく固定資産計上を行っていることが判明しており、さらに過年度に取得した物品が当該独自の金額基準に該当しているにもかかわらず、固定資産の計上を行っていなかった点からも、会計規程が十分に周知されていないことが伺えた。

従って、**国際交流協会内で会計規程を周知し、当該規程に沿って適正に固定資産の計上を行う必要がある。【意見-22】**

## 【固定資産什器備品台帳(一部抜粋の上、加工)】

(単位:千円)

No.	内容	取得価格	規程上の金額に該当するか
1	展示台	3,500	該当
2	ユニット会議テーブル	720	該当
3	ビデオ収納棚	71	該当しない
4	世界対応ビデオデッキ	270	該当
5	マルチメディア液晶プロジェクター	252	該当
6	会議室机(12台)	764	該当しない <sup>(注1)</sup>
7	会議用スタッキングチェア(36脚)	475	該当しない <sup>(注1)</sup>
8	展示用パネル(8枚)	340	該当しない <sup>(注1)</sup>
9	液晶テレビAQUOS(シャープ52V型)	400	該当
10	グラフィックPC(HP製)	122	該当しない
11	事務所共用パソコン(HP製)	94	該当しない
合計		<sup>(注2)</sup> 7,010	

(注1) 1単位(台・脚・枚)あたりの取得価額が20万円未満であることから該当しない。

(注2) 上表は全て「什器備品」として計上しており、取得時から相当期間を経過しているため、令和5年3月31日時点における帳簿価額(貸借対照表の残高)は11円である。

(政策局)

(講じた措置)

**【政策局】**

固定資産の計上については、国際交流協会内部で会計規程を共有し、徹底を図りました。今後は、計上すべき固定資産の金額を把握し、固定資産の計上に関する事務手続きを適切に行うよう取り組んでまいります。

## ⑤理事会について

理事会については、年3回(5月、6月、2月)実施されている。主な議案内容は、5月は決算承認、6月は理事の選解任、2月は事業計画及び予算の承認となっている。

**当包括外部監査において、理事会議事録を閲覧した結果、各理事の発言記録が残っておらず、また、各議案は上記のとおり、毎年度同じ議案、報告内容となっていた。【指摘事項-27】**

**理事会は、法人の業務執行に係る意思決定機関であり、各理事が運営上の課題や重要事項について議論を行い、その過程を議事録に正確に記録し保管を行うことが必要である。また、国際交流協会の理事会は、理事6名(常勤理事1名、非常勤理事5名)、監事2名で構成されているが、非常勤理事の知識、経験、ノウハウを生かすべく、法人の現状に精通している常勤理事が運営上の重要課題を理事会に上程し、理事会においてより活発に議論を行うべきである。【意見-23】**

(政策局)

(講じた措置)

**【政策局】**

理事会については、運営上の課題や重要事項について活発に議論を行えるよう、議題や報告事項を上程し、各理事の発言録を残してまいります。

## ⑥補助金等交付申請額について

国際交流協会は、(公財)西宮市国際交流協会補助金交付要綱(以下、「交流協会補助金交付要綱」という。)に従い、令和4年度西宮市国際交流協会補助金の申請を行っている。交流協会補助金交付要綱第2条では、補助対象経費を以下のとおり、定めている。

## 【交流協会補助金要綱】(一部抜粋)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生社会の実現に関する事業費
- (2) 国際交流・国際協力に関する事業費
- (3) 国際理解に関する事業費
- (4) その他この協会の目的を達成するために必要な事業費
- (5) 協会運営のために必要な管理費

国際交流協会が令和4年4月1日付で市へ提出した補助金交付申請書を確認した結果は、以下のとおりであり、多文化共生社会の実現に関する事業を含む4事業の事業費の補助金を申請している。

## 【令和4年度 補助金交付申請書】(一部抜粋)

- 1 補助金等の名称 公益財団法人西宮市国際交流協会補助金
- 2 補助事業等の名称、目的及び内容
  - (1) 名称 西宮市国際交流事業
  - (2) 目的 多文化共生の社会づくりと市民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解を深め、もってより世界に開かれた国際性豊かな発展に寄与することを目的とする。
  - (3) 内容 ①多文化共生社会の実現に関する事業  
②国際交流・国際協力に関する事業  
③国際理解に関する事業  
④その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 3 補助事業等の経費 金 37,959,000 円
- 4 補助金等交付申請額 金 22,421,000 円<sup>(注)</sup>

(注) ガス使用料高騰のため、令和4年12月28日付で補助金等交付申請額を22,735,000円に変更するための変更申請を行っている。

交流協会補助金交付要綱上、協会運営のために必要な経費は補助対象経費として認められているが、**当包括外部監査において、補助金交付申請書類を**

**確認した結果、多文化共生社会の実現に関する事業を含む4事業を補助対象事業として申請しているにも関わらず、補助金等交付申請額（22,421千円）の中に申請対象外の「協会運営のために必要な経費」（17,464千円）を含めており、不適切である。【指摘事項-28】**

なお、変更申請額（22,735千円）においても、「協会運営のために必要な経費」が17,778千円含まれている。また、**市は、国際交流協会が補助申請対象外の経費について申請を行っている点を看過して補助金を支給しており、不適切である。【指摘事項-29】**

従って、**国際交流協会は、交流協会補助金交付要綱に従って適切に補助金申請事務を行うべきであり、市は、国際交流協会が適切に申請事務を行っているかを慎重に確認すべきである。【意見-24】**

（政策局）

（講じた措置）

【政策局】

国際交流協会補助金については、国際交流協会補助金交付要綱により「協会運営のために必要な経費」が補助対象事業に含まれております。補助金交付申請書類の補助対象事業に「協会運営のために必要な経費」の文言を追加し、申請様式を改めました。

## ⑦国際交流協会のあり方について

## (i) 収益事業における継続した赤字について

国際交流協会では、公益法人会計基準及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）等に基づき、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の会計区分を設けている。国際交流協会における会計区分に該当する各事業は以下のとおりである。

## 【西宮市国際交流協会の各事業に該当する会計区分】

会計区分	事業名
公益目的事業（会計）	多文化共生社会の実現に関する事業
	国際交流・国際協力に関する事業
	国際理解に関する事業
収益事業等会計	<収益事業> 会議室貸出事業
	<その他事業> その他国際交流活動への支援事業
法人会計	管理業務に関する収益・費用、その他全般に係るもの

会計区分のうち、国際交流協会における収益事業等会計は、会議室貸出事業としての「収益事業」と、姉妹友好都市関係団体交流事業等への支援や国際交流団体との連携協力等を行う「その他事業（その他国際交流活動への支援事業）」の事業で構成されている。

## 【収益事業等の区分経理】

## 【認定法】

第19条 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等に特別の会計として経理しなければならない。

## 【公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）】

## 18. 認定法第19条関係&lt;収益事業等の区分経理&gt;

(1) 認定法第19条の「各収益事業等に特別の会計として経理する」際の事業単位については、当該法人の**収益事業等のうち、まず①収益事業と②その他の事業（注）を区分し**、次に必要に応じ、事業の内容、設備・人員、市場等により、更に区分する。①は関連する小規模事業又は付随的事业を含めて「〇〇等事業」とすることができる。②については、一事業として取り上げる程度の事業規模や継続性がないもの（雑収入・雑費程度の事業や臨時収益・臨時費用に計上されるような事業）はまとめて「その他事業」とすることができる。

(注) ①の「**収益事業**」とは、**一般的に利益を上げることを事業の性格とする事業**である。②の「**その他の事業**」には、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業が含まれる。例えば、構成員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業、構成員相互の親睦を深めたり、連絡や情報交換を行ったりなど構成員に共通する利益を図る事業などは②**その他の事業**である。

**【正味財産増減計算書総括表（収益事業等会計のみ抜粋<sup>(注1)</sup>）推移】**

（単位：千円）

科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業収益	215	152	91	114	73
受取補助金等	1,283	(注2) 302	1,108	1,077	1,168
<b>経常収益計</b>	<b>1,498</b>	<b>455</b>	<b>1,199</b>	<b>1,191</b>	<b>1,241</b>
事業費・管理費	1,647	1,518	1,297	1,283	1,493
<b>経常費用計</b>	<b>1,647</b>	<b>1,518</b>	<b>1,297</b>	<b>1,283</b>	<b>1,493</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>△149</b>	<b>△1,063</b>	<b>△98</b>	<b>△92</b>	<b>△252</b>
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△149</b>	<b>△1,063</b>	<b>△98</b>	<b>△92</b>	<b>△252</b>
一般正味財産期首残高	△2,886	△3,036	△4,099	△4,198	△4,291
一般正味財産期末残高	△3,036	△4,099	△4,198	△4,291	△4,543
<b>&lt;参考&gt;公益目的事業における当期一般正味財産増減額</b>	<b>1,425</b>	<b>3,500</b>	<b>604</b>	<b>△312</b>	<b>113</b>

（注1）一部、公益法人会計基準に基づく表記を省略している。

（注2）基本的に西宮市国際交流協会補助金を3会計区分に按分しているが、令和元年度のみ収益事業等会計に計上された補助金額が大幅に減少している。

上表は、正味財産増減計算書総括表の過去5年度の推移（「収益事業等会計」のみを抜粋の上、参考に「公益目的事業会計」における当期一般正味財産増減額を抜粋）であるが、**収益事業等会計における各年度の当期一般正味財産増減額は継続して赤字**となっており、**一般正味財産期末残高の累積赤字が積み上がっている状況**にある。

国際交流協会の「収益事業等会計」に含まれる収益事業は会議室貸出事業のみであるが、当該事業に係る収入は100千円/年前後を推移しており、収益事業単独でも赤字が継続している状況にある。

この点、国際交流協会は兵庫県公益認定等委員会からも国際交流協会の収益事業（会議室貸出事業）について過去に協議をしており、貸出の体系的にも赤字となることを兵庫県公益認定等委員会が把握しているが、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」18.（注）のとおり、**収益事業は一般的に利益を上げることを事業の性格とする事業であることを踏まえると、収益事業で赤字を継続している国際交流協会による運営方針は、公益法人（認定）の趣旨から逸脱していると言わざるを得ない。【指摘**

### 事項－30】

従って、認定法をはじめとした公益法人（認定）の趣旨に基づき、現状の収益事業の要否を含めた改善策を検討する必要がある。【意見－25】

なお、公益目的事業会計における当期一般正味財産増減額は、令和3年度を除き黒字となっており、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度においては多額の黒字（3,500千円）を計上している。公益法人における「収支相償（認定法第5条第6号、認定法第14条）」の考え方に照らした場合、収益事業等会計における当期一般正味財産増減額（黒字）が公益目的等事業会計における当期一般正味財産増減額（赤字）を補填する法人運営が一般的である。しかし、国際交流協会では、公益目的事業会計における収支と収益事業等会計における収支が逆転している状況にある。【指摘事項－31】

### 【認定法】（一部抜粋）

第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

（略）

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

（略）

第14条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

（注）公益法人に対して「収支相償」を求める根拠条文となるもの。なお、公益目的事業において収入が費用を超えたのみでは上記に抵触するものではないが、本報告書における都合上、詳細な説明は省略する。

（政策局）

（講じた措置）

### 【政策局】

収益事業については、国際交流協会では会議室貸出事業を実施しておりますが、利用のほとんどはボランティア活動や日本語教室など公益目的事業に利用しており、令和6年10月現在、会議室貸出事業を公益目的事業へ変更することを兵庫県総務部法務文書課と協議中です。引き続き改善策の検討を行い、収支相償に向けて取り組んでまいります。

## (ii) 補助金に依存した運営

令和4年度の国際交流協会補助金の補助決定額、補助実績額及び返戻額は、以下のとおりである。

(単位：千円)

補助区分	内容	① 補助 決定額	② 補助 実績額	①-② 返戻額
事業費	多文化共生社会の実現に関する事業	3,622	2,851	770
	国際交流・国際協力に関する事業	656	444	212
	国際理解に関する事業	328	225	102
	その他この協会の目的を達成するために必要な事業	350	150	200
	事業費補助 計	4,957 (21.8%)	3,671 (18.1%)	1,284
運営費	給与手当	5,274	5,151	122
	福利厚生費	924	580	343
	光熱水料費	2,964	2,568	395
	賃借料	1,110	797	312
	共益費	5,573	5,550	22
	委託費	1,933	1,931	1
	運営費補助 計	17,778 (78.2%)	16,580 (81.9%)	1,197
合計	22,735	20,251	2,481	

上記のとおり、国際交流協会への補助金の約8割が、給与手当や共益費等に対する運営費補助で占められている。「西宮市補助金制度に関する指針」(令和5年4月27日改定)では、運営費補助について「団体は、本来自立した存在としてその経費を自ら賄うべきであるが、常に経費の一定額が補助されることにより、そのことを前提に事業計画を立てている場合も見受けられる。補助金を交付することによって、かえって団体の行政への依存を強め、その自立を阻害している可能性もある。また、運営費補助については補助金の使途が事業に限定されていないため、補助による効果が分かりにくく、市民に対して説明責任が十分に果たせないという問題がある。」とされているが、**国際交流協会の令和4年度の経常収益に占める上記補助金の割合が約74% (=補助金実績金額 20,251 千円 ÷ 正味財産増減計算書上の経常収益 27,250 千円) と非常に高くなっている点を鑑みれば、国際交流協会は市からの援助が無ければ事実上運営が不可能な団体であると言える。【指摘事項一**

(講じた措置)

【政策局】

国際交流協会の運営について、市が外国人施策として本来実施すべき事業を国際交流協会に補助金を交付する形で実施している事業が多いことから、一概に補助金を交付することによって行政への依存を強め、自立を阻害しているとは言い切れません。しかし経常収益に占める上記補助金の割合が高いことは協会の運営の硬直化につながることから、自主財源の確保にも取り組んでまいります。

## (iii) 自立した運営について

国際交流協会が、今後の自立した運営を行うためには、自主事業の充実も重要であると考えられるため、当包括外部監査において、自主事業の状況等について近隣の同規模の4自治体に対して独自にアンケート調査を行った。アンケート結果については、以下のとおりである。

項目	単位	西宮市	加古川市	吹田市	豊中市	姫路市
団体形態		公益財団法人	公益財団法人	公益財団法人	公益財団法人	公益財団法人
職員数						
正規職員	人	3	5	0	7	1
うち市派遣職員	人	2	2	0	0	0
非正規職員	人	4	4	9	2	4
うち市派遣職員	人	4	0	0	0	0
事務所(施設名称)		フレンテ西宮	カピル21ビル	千里ニュータウンプラザ	とよなか国際交流センター	イーグレひめじ3階
アクセス		JR西宮駅すぐ	JR加古川駅すぐ	阪急南千里駅すぐ	阪急豊中駅すぐ	JR姫路駅徒歩10分
居住外国人数	人	7,911	3,472	6,213	6,856	12,742
協会登録者数	人	391	-	430	-	-
登録ボランティア数	人	299	720	207	350	約250
会員(種別)		会員(賛助)	—	会員(賛助)	会員(賛助)	会員(賛助)
正会員	人	-	-	-	-	-
ボランティア	人	175	-	188	-	-
個人	人	174	216	407	112	67
法人(団体)	法人	25	34(9)	9	6	33
会費						
ボランティア	円	2,000	-	2,000	-	-

個人（学生）	円	3,000	2,000	2,000	3,000	3,000 (500)
法人（団体）	円	20,000	10,000(5,000 )	10,000	10,000	10,000

●他自治体の自主事業の内容

【姫路市】（自主事業収入：407千円）

- ・国際理解出前講座
- ・日本語講座、日本語ひろば  
外国人の日本語学習を支援する。
- ・情報提供事業
- ・海外姉妹都市青少年交流事業（令和4年度実施）

【加古川市】（自主事業収入：-千円）

- ・外国人のための日本語講座（登録ボランティアによる週1回（2時間）の講義）
- ・外国人のための日本語教育個人指導（登録ボランティアによるプライベートレッスン）
- ・日本語教育ボランティア養成講座（外国人に日本語を指導するボランティアの育成を目的にした講座）
- ・中学生海外派遣事業（令和4年度未実施）
- ・青年海外派遣事業（令和4年度未実施）
- ・マリంగా市青年派遣団受入事業（令和4年度未実施）
- ・障がい者海外派遣事業（令和4年度未実施）

【吹田市】（自主事業収入：21,182千円）

- ・語学教室（開催言語：英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語、クラス数：通年クラス44、短期クラス11、キッズサマークラス5）
- ・共催・後援・協力事業
- ・周辺大学との連携事業
- ・国際交流協会ネットワークおおさかを通じた他団体との連携
- ・日本語教室（使える日本語）中級レベル、全40回のオンラインクラス
- ・しごとでつかえるにほんごかいわ 全10回、JR吹田駅前旭通教室にて実施
- ・帰国・渡日児童生徒支援事業
- ・外国人のキャリアアップにつながる支援（研修実施、翻訳）

【豊中市】（自主事業収入：1,686千円）

○多文化子どもエンパワメント事業

・JSLとよなかによる学習日本語教室「こんぱす」の運営、子どもの夢応援ネットワークへの参加。  
いずれも事業として特段予算を取っていません（会場提供や会議等への参加に要する職員交通費程度）

○ESDとよなか事業

・講師派遣、ESDとよなか連絡会議への参加。

【令和4年度 自主事業収入比較】

（単位：千円）

	西宮市	加古川市	吹田市	豊中市	姫路市
自主事業収入	73	-	21,182	1,686	407

各自治体によって様々な事業を実施しているが、特に、吹田市では年間自主事業収入が21,182千円あり、語学教室や日本語教室の充実ぶりが伺える。

**国際交流協会は、NATS連携事業含め、他の自治体との連携を強くするとともに、ノウハウも享受しつつ、より一層収益力向上を意識した効果的な事業運営を実施していくべきである。【意見-26】**

※NATS…N（西宮市）A（尼崎市）T（豊中市）S（吹田市）の頭文字

（政策局）

（講じた措置）

【政策局】

自立した運営について、NATSでは令和5年度に3回、会議の場を設けて他の自治体のノウハウを享受しつつ連携を図りました。引き続き収益力向上を意識した効果的な事業運営に向けて取り組んでまいります。

## (iv) 国際交流協会の事業所移転について

国際交流協会は、JR西宮駅近くのフレンテ西宮4階に事務所を構え、令和4年度賃料・共益費合計で年間7,029千円を支払っており、経常費用27,591千円の4割弱を占めている。

この点、フレンテ西宮はJRの駅に近く、駐車場もあることから、一般的に地理に不案内な外国人利用者にとって利便性が高く、ボランティア等のマンパワーも確保しやすいといった観点から、国際交流協会は、フレンテ西宮4階に事務所を置くことの優位性を挙げている。

しかし、**国際交流協会の財政規模に比べて、賃借料・共益費が過大な負担になっていることは疑いようのない事実であり、上述のように継続した赤字状態や収入に占める運営費補助金割合を鑑みれば、賃借料・共益費を削減でき、かつ他の利便性のよい場所への移転、例えば鉄道の駅からも近い市役所、阪神西宮駅付近への移転について検討すべきである。【意見-27】**

(政策局)

(講じた措置)

## 【政策局】

国際交流協会の事業所移転について、国際交流協会は、JR西宮駅前の商業施設内と利便性が良い場所に事務室があります。国際交流協会の会議室は、外国人の日本語学習や相談の場になっていることから、移転した場合でも会議室等の施設を同様に確保することが必要です。また、ボランティアの活動のしやすさについても考慮し、メリット・デメリットも踏まえて今後の協会の経営状況も勘案しながら検討してまいります。

#### (4) 西宮都市管理株式会社

30 (指摘事項及び意見)

報告書 112 ~ 113 頁

##### ④使用契約の遵守事項について

西宮都市管理は、国土交通省近畿地方整備局から道路占有の許可を受けて管理している駐車場（国道 43 号線高架下武庫川西駐車場）について、以下の団体と駐車場使用契約を締結している。

##### 【武庫川西駐車場一覧】

駐車場の名称	駐車場の枠番	団体名称
国道 43 号線高架下武庫川西駐車場	有償：普通車 72 台・軽自動車 3 台 無償：緊急・救急等の普通車 10 台	I 学校法人
	普通車 12 台	J 自治会
国道 43 号線高架下武庫川西第二駐車場	普通車 66 台	I 学校法人

**駐車場使用契約書第 7 条第 1 項第 1 号の遵守事項には、「西宮都市管理の承認を得ず、駐車場に契約車両以外の車両を駐車させてはならない。」とあるが、管理責任者である西宮都市管理は、現在の駐車場契約者リストを有しておらず、契約車両以外の車両がないかどうかの確認を怠っていた。【指摘事項-33】**

担当者に聴取した結果、I 学校法人に関連する法人に管理業務を委託しているとのことだったが、当該管理業務に係る委託契約は締結しておらず、委託しているのは清掃業務のみであった。

**道路占有者である西宮都市管理は、駐車場の管理責任を有しているため、契約条項が遵守されているかどうかの確認を徹底すべきである。【意見-28】**

##### 【駐車場使用契約書】（一部抜粋）

(遵守事項)

第 7 条 乙は、次の各号を遵守しなければならない。

- ①甲の承認を得ないで、本件駐車場に契約車両以外の車両を駐車させてはならない。
- ②本件駐車場以外の場所に契約車両を駐車させたり、物品等を置いてはならない。
- ③本件駐車場に契約車両以外の物品等を置いたり、駐車場以外の目的に使用してはならない。
- ④本件契約に基づく権利および義務を第三者に譲渡し、若しくは本件駐車場を第三者に転貸等使用させたり、担保に供してはならない。

甲：西宮都市管理 乙：使用者

(産業文化局)

(講じた措置)

**【産業文化局】**

西宮都市管理株式会社は武庫川西駐車場の駐車場契約者リストを入手するとともに、当該駐車場の清掃業務を委託している法人と管理業務についての委託契約を締結し、当該法人において駐車車両の確認も含めた管理業務を実施してまいります。

## ⑤ 駐車料金の相違について

西宮都市管理は国道 43 号線高架下武庫川西駐車場（以下、「武庫川西駐車場」という。）及び第二駐車場を管理している。各使用者の使用料金について担当者に聴取したところ、**I 学校法人の月額使用料金に比して、J 自治会の月額使用料金が相当程度低いことが判明した。**

過去、武庫川西駐車場については、「社団法人近畿建設協会」（以下、「近畿建設協会」という。）が運営管理を行っていた。しかし、平成 20 年 4 月に国土交通大臣から「道路関係業務のあり方改革本部」の報告書が公表され、高架道路下の国有地管理を国の外郭団体から地元地方公共団体の外郭団体へ移行させる方針が示された。

同方針に基づき、近畿建設協会は駐車場事業から撤退することとなり、当該駐車場の後継占用主体について国において協議された結果、平成 22 年 4 月 1 日から西宮都市管理が管理運営を行うこととなった。

この点、西宮都市管理としては、近畿建設協会が管理していた際の経緯や地域団体である自治会に対する支援を通じた地域貢献の一環である点をふまえ、現状の駐車料金の差異は正当性を欠くとの認識ではないとのことであった。

しかし、**同一の平面駐車場において、異なる料金設定をしている法的な根拠は見当たらず、市が一部出資を行っている西宮都市管理が、特定の団体のみ駐車料金を優遇しているとの見方をされる可能性もあり、公平性の観点から問題である。【指摘事項-34】**

**当該駐車場については、公平性の観点から同一の料金で徴収すべきであるため、法的な権利関係を確認の上、低廉な料金設定をしている J 自治会に対して、適正料金を徴収できるための交渉を継続的に行うべきである。【意見-29】**

(産業文化局)

(講じた措置)

## 【産業文化局】

駐車料金の相違については、西宮都市管理株式会社取締役会に上程した結果、「公平性の観点ではなく、地域住民対策と考えており、現状を変更することはない。」との決議となりました。

なお、駐車場料金については、J 自治会に限らず適正な料金を徴収できるよう継続して協議してまいります。

## ⑥委託業務に係る収支報告について

西宮都市管理は、フレンテ西宮管理組合（以下、「管理組合」という。）から管理業務委託契約を締結しており、主な業務は以下のとおりである。

- (i) 事務管理業務
  - ・ 出納業務
  - ・ 会計業務
  - ・ 管理運営業務
- (ii) 環境衛生業務
- (iii) 設備管理業務
- (iv) 保安管理業務

建物管理委託契約書第7条によれば、「委託業務を行うために必要な見積を管理組合に提示し、その承認を受けなければならない。」とされており、また、同契約書第8条によれば、「事業年度終了後3ヶ月以内に、委託業務に係る収支決算書を作成し、管理組合に報告しなければならない。」とされている。

しかし、**委託業務に係る見積の承認及び収支決算書の報告状況を確認した結果、いずれも管理組合に対して履行がなされておらず契約違反である。**

**【指摘事項-35】**

**委託業務に係る見積の承認及び収支決算書の報告を適正に行うべきである。【意見-30】**

**【建物管理委託契約書】（一部抜粋）**

（委託業務の内容）

第3条 フレンテ西宮の管理に関する業務のうち、甲が乙に委託する業務（以下、「委託業務」という。）は、別表仕様書に掲げる事務管理業務（事務補助業務を含む）及び次の（1）から（4）までの業務の総合管理業務とする。

- (1) 清掃業務（植栽管理業務を含む）
- (2) 環境衛生業務
- (3) 設備管理業務
- (4) 保管管理業務

（略）

（費用の事前承認）

第7条 乙は甲の事業年度開始前に、甲に対し、委託業務を行うために必要な費用の見積もりを提示し、その承認を受けなければならない。

(収支報告)

第8条 乙は、甲の事業年度終了後3ヶ月以内に、委託業務に係る収支決算書を作成し、甲に報告しなければならない。この場合において、定額管理費については、第7条第1項の費用の見積もりにおける当該費用の額を決算額として計上するものとする。

甲：フレンテ西宮管理組合 乙：西宮都市管理

(産業文化局)

(講じた措置)

**【産業文化局】**

委託業務に係る収支報告については、年度当初の管理組合通常総会に提示する当該年度のフレンテ管理組合の予算案において、西宮都市管理株式会社への委託費についても提示しており、フレンテ管理組合の承認を得ております。また、前年度決算額は次年度当初の管理組合総会において報告しております。従いまして、建物管理委託契約書に規定のある見積の提示及び収支決算書の報告については、履行しております。

なお、委託業務の見積にかかるフレンテ管理組合への提示時期については、現行の事務処理に合わせて契約書の内容を修正しました。

## ⑦契約変更に伴う覚書について

西宮都市管理では、フレンテ西宮の各店舗の賃借人との間で賃貸借契約を締結しており、当該契約に基づき、共用部分もしくは共用施設の運営管理に要する費用として共益費を収受している。令和2年4月より各テナントの共益費を改定しており、改訂後の金額で共益費を請求しているが、賃貸借契約書に明記されている共益費を変更する覚書を締結していなかった。【指摘事項-36】

従って、西宮都市管理は、各賃借人との間で共益費変更の覚書を締結する必要がある。【意見-31】

(産業文化局)

(講じた措置)

**【産業文化局】**

共益費変更に伴う覚書未締結の賃借人とは、賃貸借契約の内容の見直しにかかる協議を実施しており、賃借人との協議が終了次第、速やかに覚書を締結する予定で、改善を図ってまいります。

## ⑧店舗売上金の取扱いについて

西宮都市管理では、フレンテ西宮の各店舗の賃借人との間で賃貸借契約を締結している。賃貸借契約書では売上金の取扱いについても定められており、「売上管理規程」の定めるところにより、当該営業日中に西宮都市管理に預託し、賃料、共益費等を差し引いて、毎月 2 回賃借人に返還することとされている。

当包括外部監査において、店舗売上金の事務処理を確認した結果、**店舗売上金の預託が行われず、その代わりに毎月賃料等を請求するという賃貸借契約に定められた売上金の取扱いが行われていない事例が確認された。【指摘事項-37】**

なお、当該店舗は他の区分所有者による直営となっており、店舗面積の一部を西宮都市管理が賃借していることから、例外的に賃料等を請求する事務処理が行われているとのことである。

従って、**西宮都市管理は、実際の事務処理に整合するよう賃貸借契約の内容を見直すなどの対応をすべきである。【意見-32】**

## 【上記の事案の賃貸借契約書】(一部抜粋)

## 第 15 条

- 1 売上金及び預り金その他の入金額の取扱いについては、別に定める「売上金管理規程」の定めるところにより、当該営業日中に甲に預託する。
- 2 前項の預託金は、売上金管理規程に基づき賃料、共益費、その他の経費を差し引いて毎月 2 回乙に返還する。

(注) 上記では、甲は西宮都市管理、乙は賃借人 (M 社) を指す。

(産業文化局)

(講じた措置)

## 【産業文化局】

店舗売上金の預託を行っていない賃借人とは、現行の事務処理に整合するよう賃貸借契約の内容の見直しにかかる協議を実施しており、賃借人との協議が終了次第、速やかに覚書を締結する予定で、改善を図ってまいります。

## ⑨売上管理システムのマスタ登録誤りについて

西宮都市管理では、フレンテ西宮の各店舗の賃借人との賃料等の契約条件について、売上管理システムのマスタに登録し、当該システムを利用して各賃借人との売上金の精算等を行っている。賃料については、定額賃料に加えて歩合賃料を定めている場合もあり、その場合には売上管理システム上、歩合賃料に関する情報（基準売上金額、歩合料率等）を登録することとなっている。

当包括外部監査において、売上管理システムのマスタ登録状況を確認した結果、**歩合賃料制を採用しているにも関わらず、その情報が売上管理システムのマスタに適切に登録されていなかった結果、歩合賃料が正しく請求されていない事例が発見された（請求漏れ金額：7千円）。**【指摘事項－38】

売上管理システムのマスタが適切に入力されていない場合には、誤った精算処理が行われることとなるため、**西宮都市管理は、売上管理システムに契約条件が適切に入力されていることを改めて確認すべきである。**【意見－33】

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

売上管理システムのマスタ登録誤りについては、マスタ登録を修正しました。今後は、マスタ登録の管理体制を見直し、管理を徹底してまいります。

## ⑩市による経営計画のモニタリングについて

市は、平成 23 年 4 月 1 日付で締結した金銭消費貸借契約に基づき、西宮都市管理に対して資金の貸付けを行っており、令和 4 年度末時点の残高は 660,000 千円となっている。

## 【貸付条件】

貸付金額	990,000 千円
貸付日	平成 23 年 4 月 1 日
償還期限	令和 27 年 3 月 28 日
償還方法	平成 25 年 3 月 28 日を第 1 回とし、以後毎年 3 月 28 日（銀行等金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に 30,000 千円を 33 回にわたり分割して償還する。
利率	年 0.08%の割合とする。ただし、平成 25 年 3 月 29 日以降の利率について市と西宮都市管理双方の協議の上、別途覚書により決定することとする。
利息支払方法	平成 24 年 3 月 28 日を第 1 回とし、以降毎年 3 月 28 日（銀行等金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に後払いする。なお、利息は初回のみ年 365 日の日割計算とし以後は未償還元金に借入利率を乗じた額とする。

## 【貸付返済額表】

(単位：千円)

回数	返済日	元金返済額	返済後残高	利息額	利率
		1 年据置	990,000	786	0.08%
1	2013/3/28	30,000	960,000	792	0.08%
2	2014/3/28	30,000	930,000	768	0.08%
3	2015/3/28	30,000	900,000	744	0.08%
4	2016/3/28	30,000	870,000	720	0.08%
5	2017/3/28	30,000	840,000	696	0.08%
6	2018/3/28	30,000	810,000	672	0.08%
7	2019/3/28	30,000	780,000	648	0.08%
8	2020/3/30	30,000	750,000	624	0.08%
9	2021/3/29	30,000	720,000	600	0.08%
10	2022/3/28	30,000	690,000	576	0.08%
11	2023/3/28	30,000	<b>660,000</b>	552	0.08%
12	2024/3/28	30,000	630,000		

13	2025/3/28	30,000	600,000		
14	2026/3/28	30,000	570,000		
15	2027/3/28	30,000	540,000		
16	2028/3/28	30,000	510,000		
17	2029/3/28	30,000	480,000		
18	2030/3/28	30,000	450,000		
19	2031/3/28	30,000	420,000		
20	2032/3/28	30,000	390,000		
21	2033/3/28	30,000	360,000		
22	2034/3/28	30,000	330,000		
23	2035/3/28	30,000	300,000		
24	2036/3/28	30,000	270,000		
25	2037/3/28	30,000	240,000		
26	2038/3/28	30,000	210,000		
27	2039/3/28	30,000	180,000		
28	2040/3/28	30,000	150,000		
29	2041/3/28	30,000	120,000		
30	2042/3/28	30,000	90,000		
31	2043/3/28	30,000	60,000		
32	2044/3/28	30,000	30,000		
33	2045/3/28	30,000	—		

また、市と西宮都市管理は上記の金銭消費貸借契約に関して別途覚書を締結しており、その中で、西宮都市管理は1年ごとに3カ年の経営計画（損益収支・資金収支）を策定し、市に提出することとされている。これを受けて、西宮都市管理は令和5年度～令和7年度の経営計画を策定し、市に提出している。市に提出した経営計画（損益計画・資金計画）は、以下のとおりである。

**【損益計画（令和5年度～令和7年度）】**

（単位：千円）

	決算額		予算額	見込額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
売上高	390,038	398,432	396,546	396,546	396,546
営業費用	345,460	356,511	368,238	368,087	367,521

(内、水道光熱費)	(37,577)	(46,312)	(54,691)	(54,691)	(54,691)
營業損益	44,578	41,921	28,308	28,459	29,025
營業外収益	7,656	2,030	2,001	2,001	2,001
營業外費用	1,121	832	735	639	552
經常損益	51,113	43,119	29,574	29,821	30,474
特別利益	-	-	-	-	-
特別損失	-	-	-	-	-
税引前当期純利益	51,113	43,119	29,574	29,821	30,474
法人税等	18,892	15,940	13,236	13,311	13,517
<b>当期純利益</b>	<b>32,221</b>	<b>27,179</b>	<b>16,338</b>	<b>16,510</b>	<b>16,957</b>
繰越利益	208,916	236,095	252,433	268,943	285,900

【資金計画（令和5年度～令和7年度）】

(単位：千円)

		決算額		予算額	見込額	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資金源	内部留保	32,221	27,179	16,338	16,510	16,957
	減価償却費	40,207	40,143	39,762	39,611	39,045
	<b>資金源 合計</b>	72,428	67,322	<b>56,100</b>	<b>56,121</b>	<b>56,002</b>
資金使途	借入金返済 (市中銀行)	3,996	3,996	3,996	3,996	1,019
	(市)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	建設協力金返済	29,333	29,333	29,333	29,333	29,333
	<b>小計（借入金・建協金返済）</b>	63,329	63,329	<b>63,329</b>	<b>63,329</b>	<b>60,352</b>
	敷金返済	2,950	4,586	5,000	5,000	5,000
	設備投資・預託金返還等	17,979	17,562	2,000	2,000	2,000
	資金使途 合計	84,258	85,477	70,329	70,329	67,352
差引過不足額		△ 11,830	△ 18,155	△ 14,229	△ 14,208	△ 11,350
調達	敷金受入・預託金等増加	16,769	1,256	1,000	1,000	1,000
	調達 合計	16,769	1,256	1,000	1,000	1,000

繰越残高		174,730	157,831	144,602	131,394	121,044
期末残高	長期借入金 (市中銀行)	13,007	9,011	5,015	1,019	-
	(市)	690,000	660,000	630,000	600,000	570,000
	期末残高 合計	703,007	669,011	635,015	601,019	570,000
建設協力金残高		135,638	106,305	76,972	47,639	18,306

上記のとおり、令和5年度～令和7年度の経営計画では、継続的に当期純利益を確保するものの、水道光熱費の増加等を要因として令和3年度・令和4年度の利益水準と比較すると大きく減少する計画となっている。また、資金計画では、資金源合計（内部留保と減価償却費の合計）と借入金・建設協力金返済額を比較した場合、内部留保（＝経営計画上の当期純利益）の減少により借入金・建設協力金返済額が資金源合計額を継続的に上回る計画となっており、その結果、毎年度の資金残高（資金計画上の「繰越残高」）が10,000千円程度ずつ減少する見通しとなっている。

このように、西宮都市管理が市に提出した令和5年度～令和7年度の経営計画では厳しい経営状態となることが想定されるにも関わらず、市は提出された経営計画に関して批判的な視点からのヒアリング等のモニタリングを十分に実施しておらず、債権管理手続が不十分である。【指摘事項-39】

従って、市は、西宮都市管理に対して多額かつ回収期間が20年以上にわたる貸付金を有していることを改めて自覚するとともに、債権管理手続を強化する必要がある。【意見-34】

#### 【金銭消費貸借契約に関する覚書】（一部抜粋）

1. 乙は、1年ごとに3ヵ年の経営計画（損益収支・資金収支）を策定するとともに、甲にこれを提出すること。なお、計画は以下の条件を満たすものであること。
  - (1) 経営に支障が無い程度の資金を留保しつつ、契約どおりの償還が十分に可能になっていること。
  - (2) 当該期間内で必要と見込まれる設備投資に要する経費についても反映すること。

(注) 上記では、甲は市、乙は西宮都市管理を指す。

(産業文化局)

(講じた措置)

#### 【産業文化局】

市による経営計画のモニタリングについては、西宮都市管理株式会社から経営計画（損益計画・資金計画）が提出された際に、協議の場を設けるとともに、厳しい経営状

況が予想される場合には、市が経営状況の改善を促し、債権管理を徹底してまいります。

## ① 出納に関する内部統制について

西宮都市管理は、小口現金の残高管理において、小口現金レジのレシート当日残高と現金の実際残高との一致をチェックしている。しかし、当該チェックのみでは、仮にレジで立替や仮払として出金処理し、経費等申請書が適切に作成されていないかった場合であってもレジのレシート当日残高と現金の実際残高は一致するため、不適切な出金記録があったとしても防止・発見することができない。【指摘事項-40】

レジのレシートに記載された出金に対する経費等申請書が網羅的に作成されていることをチェックし、適正な出金管理が行われていることを確認することが必要である。【意見-35】

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

出納に関する内部統制については、小口現金勘定照会時にレシートの当日残高と現金残高の確認に加えて、出金処理を行った場合には当該出金処理にかかるレシート内容と経費等申請書の照合を実施することとし、適正な出金管理を徹底してまいります。

## ⑫外形標準課税の計上区分について

事業税の付加価値割 873 千円及び資本割 2,620 千円について、**販売費及び一般管理費で計上すべきところ、法人税等で計上しているため、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が実態より過大となっている。【指摘事項-41】**  
**付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費で処理し、各段階損益を適正に表示するべきである。【意見-36】**

**【法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準】(一部抜粋)**

10. 事業税(付加価値割及び資本割)は、原則として、損益計算書の販売費及び一般管理費として表示する。ただし、合理的な配分方法に基づきその一部を売上原価として表示することができる。

(産業文化局)

(講じた措置)

**【産業文化局】**

外形標準課税の計上区分については、令和5年度決算から事業税の付加価値割及び資本割について販売費及び一般管理費として処理することとし、改善を図りました。

## ⑬駐車場の取引形態について

西宮都市管理が保有する駐車場の運営について、委託先であるM社が駐車場の賃料を受け取って、駐車場運営している。

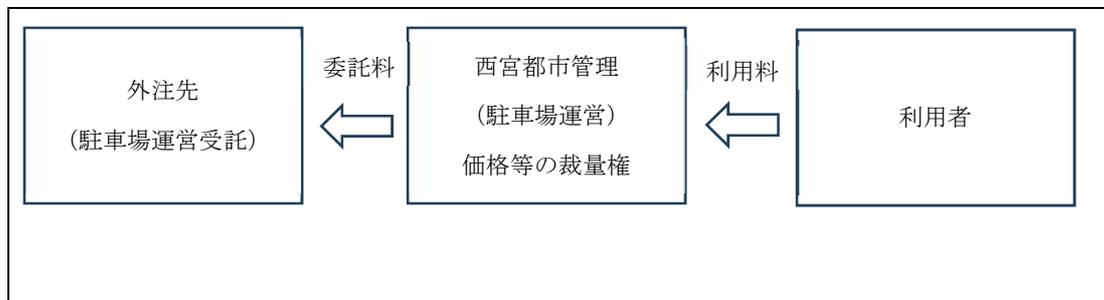
本来、駐車場はフレンテ西宮の魅力UPや利用促進など全体を考慮した料金設定などを検討するが、**料金設定の裁量権を手放すような取引形態となっている点で不適切である。【指摘事項-42】**

**料金設定等の裁量権が西宮都市管理にあるようにするために、例えば、西宮都市管理が利用料を受取り、管理運営委託を外注する形式に取引形態の見直しを行うことが考えられる。【意見-37】**

## 【現状の取引形態】



## 【見直し取引形態 (例)】



(産業文化局)

(講じた措置)

## 【産業文化局】

駐車場の取引形態については、西宮都市管理株式会社は、同社が保有する駐車場の利用状況にかかわらず、安定して一定金額を享受することができ、同社の安定経営に寄与しています。委託先の事業者は駐車場料金に応じて売上が増減することで、同社が有する駐車場管理にかかるノウハウを活かし、より主体的に駐車場管理を実施するインセンティブが付与されています。従いまして、現状の取引形態は、両者にとってメリットがあると考えております。なお、駐車料金の設定については、西宮都市管理株式会社と委託先の事業者で協議し、双方の合意形成を図ったうえで実施しており、今後も適正な駐

車料金の設定について、協議してまいります。

## ⑭利益相反取引について

現在、M社の社長が西宮都市管理の取締役就任しているが、西宮都市管理とM社の関係は、西宮都市管理がM社へ駐車場を賃貸し、M社が運営するという重要な取引を行っている関係にある。にもかかわらず、**取締役会・株主総会の議事録を確認する限りにおいて取締役選任に際して当該重要な取引があることを開示することなく選任されている点で不適切である。また、取締役選任以降において、西宮都市管理とM社との取引は利益相反取引に該当するものの、当該取引について取締役会の承認を得ていない点で会社法違反である。【指摘事項－43】**

**M社との取引について、取締役会において重要な事実を開示し、承認を得る必要がある。【意見－38】**

## 【会社法】(一部抜粋)

(競業及び利益相反取引の制限)

第356条 取締役は、次に掲げる場合には、**株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。**

- 一 取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき。
- 三 株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき。

(株主総会の権限)

第295条 株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

**2 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。**

3 この法律の規定により株主総会の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

(産業文化局)

(講じた措置)

## 【産業文化局】

西宮都市管理株式会社の株主総会資料を再度確認したところ、M社社長の西宮都市管理株式会社取締役就任に係る議案を上程する際に、株主総会においてM社は西宮都市管

理株式会社が保有する駐車場の運営事業者である旨を説明したうえで、承認を得ております。

なお、今後、西宮都市管理株式会社の取締役会において、M社との取引に関連する議題を上程する際には、M社の社長は議決に加わらないこととします。

(5) 一般財団法人西宮市職員自治振興会

4 1 (指摘事項及び意見)

報告書 1 2 5 ~ 1 2 6 頁

④職員自治振興会事業補助金について

職員自治振興会は、令和4年度において市から一般財団法人西宮市職員自治振興会事業補助金交付要綱に基づき、西宮市職員自治振興会事業補助金を以下のとおり受給している。

**【西宮市職員自治振興会事業補助金の概況（令和4年度）】**

補助対象事業名	補助対象経費	実績額
職員自治振興会が行う西宮市職員会館及び東館に係る会館運営事業	会館運営事業にかかる通信運搬費支出、消耗品費支出、消耗什器備品費支出、修繕費支出、光熱水費支出、賃借料支出、保険料支出、委託費支出及び雑支出	10,775 千円

(単位：千円)

交付申請先	金額
西宮市長	9,377
西宮市病院事業管理者	659
西宮市上下水道事業管理者（上水）	496
西宮市上下水道事業管理者（工水）	12
西宮市上下水道事業管理者（下水）	231
合計	10,775

**職員自治振興会は、西宮市長、西宮市病院事業管理者、西宮市上下水道事業管理者（上水・工水・下水）に対して、それぞれ補助金交付申請を行っている。各交付申請先から受給する補助金の額が異なることから、各補助金申請額に対応した事業計画書、収支予算書を提出する必要があるが、職員自治振興会は、交付申請合計額（10,775 千円）に対応した事業計画書、収支予算書を提出していた。【指摘事項-44】**また、**西宮市長他に提出された補助事業等実績報告書に添付された収支決算書を確認した結果、それぞれから受給した補助金の額に対応した収支決算書ではなく、受給合計額（10,775 千円）に対応した収支決算書を提出していた。【指摘事項-45】**

従って、**職員自治振興会は、補助金の額に対応した事業計画書、収支予算書、収支決算書を適切に作成し、提出すべきである。【意見-39】**

(総務局)

(講じた措置)

**【総務局】**

職員自治振興会事業補助金については、補助金の額に対応した事業計画書、収支予算書、収支決算書を適切に作成し、提出するよう改めました。

## ⑤地下食堂に関する委託契約書について

職員自治振興会は、本庁舎の地下1階に食堂厨房を設置するため、市から市役所本庁舎の一部について行政財産の使用許可を受けている。使用料については、職員の福利厚生及び来庁者の利便性の向上に寄与することを目的として運営することから、全額減免されている。市役所本庁舎地下食堂について、職員自治振興会は、西宮市職員生活協同組合（以下、「職員生協」という。）及び民間業者と委託契約を締結しており、具体的には職員生協は食堂施設における管理業務を、民間業者は食堂業務を実施している。



【食堂①】



【食堂②】

**市役所本庁舎地下食堂は、市の職員以外の一般の来庁者でも利用可能であるが、委託契約書第4条第1項では、職員生協の組合員及び組合員の関係者に限定されており、実際の利用状況と齟齬が生じている。【指摘事項-46】**

この点、市と西宮市職員共済会（現在の職員自治振興会）及び職員生協は、昭和55年1月10日付で職員食堂の位置づけ等に関して確認書を締結しており、その中で、職員食堂の利用は、原則として職員を対象とすることとするが、職員以外で市庁舎において勤務する者及び来庁の市民等の利用を認めることとするとされている。

**従って、職員自治振興会は、実際の利用状況と整合するよう委託契約書の条項を見直すべきである。【意見-40】**

## 【委託契約書】（一部抜粋）

第1条 甲は、西宮市から使用許可された食堂施設（以下「施設」という）における管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。乙は、食堂業務を丙に委託し、丙は食堂の運営の目的を理解し、

これを受託する。

(中略)

第4条 丙は、乙の組合員（以下「組合員」という）および組合員の関係者に対し、良質かつ廉価な飲食物を提供するものとする。

(注) 上記では、甲は職員自治振興会、乙は職員生協、丙は民間業者を指す。

#### 【確認書】（一部抜粋）

1. 職員食堂は、地方公務員法第42条にいう「厚生に関するもの」に該当し、本来、甲が事業主として実施しなければならない厚生制度として位置づけされるものであるが、従来より、職員の福利厚生にかかる厚生制度の企画、実施については、乙がその任にあたってきた経過があり、当該事業についても乙の所管事業に属するものとする。

なお、乙は過去の事実経過に鑑み、丙に利用者の負担軽減に努めることを条件として、委託することが適当である。

**職員食堂の利用は、原則として、職員を対象とすることとする。ただし、職員以外で市庁舎で勤務する者及び来庁の市民等の利用を認めることとする。**

(注) 上記では、甲は市、乙は西宮市職員共済会、丙は職員生協を指す。

(総務局)

(講じた措置)

#### 【総務局】

地下食堂に関する委託契約書については、令和6年4月30日をもって食堂運営事業者が撤退し食堂を閉鎖したため解消しました。

## ⑥特定資産について

公益法人会計基準や公益法人会計基準に関する実務指針において、特定資産（特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産）は、目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について、取扱要領を作成することが望ましいとされており、貸借対照表上は、特定資産の区分に記載することが求められているが、**特定資産に関する取扱要領は作成されていない。【指摘事項-47】**

従って、**特定資産を計上する際には、特定資産ごとに目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について具体的に定めた取扱要領を作成すべきである。【意見-41】**

減価償却引当資産については、職員自治振興会が区分所有する東館の建物の大規模修繕のための特定資産であるが、**職員自治振興会は、大規模修繕にあたり修繕計画に従った計画的な積立てを行っていない。【指摘事項-48】**

なお、**主たる持分を所有する市において、大規模修繕が計画され、大規模修繕を実施する際には共有者で協議して実施してきた過去を踏まえ、職員自治振興会が区分所有する部分については、市と協議の上、修繕計画に従って計画的に特定資産を積み立てるべきである。【意見-42】**

## 【特定資産の積立】

(単位：千円)

勘定科目	貸借対照表計上額
減価償却引当資産	54,946
会館運営資産	40,533
振興会運営資産	48,000
貸倒引当資産	8,590
支払準備引当資産	55,440
特別給付引当資産	50,985

(総務局)

(講じた措置)

## 【総務局】

特定資産の取扱要領については、「公益法人会計基準に関する実務指針」において、作成することが「望ましい」とされていることから検討してまいります。

当該市役所東館は市(持分641706/100万)、西宮市職員自治振興会(持分28

7299/100万)、西宮市都市整備公社(持分70995/100万)との共有物件であることから、主たる持分を所有する市において、大規模修繕が計画されてまいりました。今後の大規模修繕の費用としては既存の積立資産を財源と考えておりましたが、ご指摘を踏まえ、今後市とも協議してまいります。

## ⑦退会せん別金について

職員自治振興会は、退会時に在会年数×10,000円を退会のせん別として給付している。

**退会せん別金は、将来の給付費用であり、在会年数に応じて支給され、退会時に支払うこととなっており、その支給額は在会年数×10,000円と合理的に算定可能であることから、その財源に係る積み立てを行うべきところ、その財源を特定資産として積み立てられていない。【指摘事項-49】**

従って、**令和4年度末の会員に対する要給付額約6億円について、その財源を特定資産として計画的に積み立てるべきである。仮に積み立てが難しい場合、退会せん別金の支給の取りやめや給付費の削減も検討すべきである。**

**【意見-43】**

**【退会せん別金要支給額】**

会員	会員数	累積在会年数	要給付額
現役	3,474人	59,519年	595,190千円
再任用	194人	579年	5,790千円
計	3,668人	60,098年	600,980千円

(総務局)

(講じた措置)

**【総務局】**

職員自治振興会会計規程において、退会せん別金を含む特別給付引当資産は給付事業費の予算総額の10分の1に達するまで積み立てると規定しており、将来的にも規定を満たす積立額となっています。

退会せん別金については、事業としての給付であり、法的な積立義務がないことと、仮にその将来給付推計額を積み立てると、多額の費用を長期に渡って福利厚生に活用しない過剰な内部留保となること、また新たな積み立てを行うのは財政上難しい状況ですが、職員自治振興会の将来財政収支を見極めながら、安定的に運営できる給付金制度の検討を進めてまいります。

## ⑧職員会館の無償譲受について

市役所東館建設のために職員自治振興会が所有していた旧職員会館を取り壊していることから、旧職員会館見合いとして東館の一部を所有している。職員自治振興会は、東館の一部を使用する予定であったが、市の会議室不足などを背景に、東館7階・8階を市に無償で貸借し、代わりに市から現職員会館の底地を無償貸借され、建物である職員会館は、六湛寺東地区市街地再開発組合もしくはリース会社（以下、「再開発組合等」という。）から無償で譲り受けている。なお、両者どちらからの譲渡なのかは当時の資料が残っておらず不明であった。

**無償譲受された職員会館について、職員自治振興会の所有であるものの、登記はなされておらず、固定資産台帳に記載がない点で不適切である。【指摘事項-50】**

**登記するとともに、固定資産台帳へ記載すべきである。【意見-44】**

また、**無償譲受された職員会館について、「企業会計原則」第三・五・Fにおいて「贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする」と規定されているにもかかわらず、会計処理を行っていない点で不適切である。【指摘事項-51】**

**公正な評価額を取得原価とし、取得原価は減価償却を通じて各事業年度に配分するよう適切に会計処理を行うべきである。【意見-45】**

## 【企業会計原則】（一部抜粋）

## 第三 貸借対照表原則

（資産の貸借対照表価額）

五 貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。・・・省略

A～E 略

F 贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。

（総務局）

（講じた措置）

【総務局】

職員自治振興会が無償譲渡取得した職員会館については、東館を市の要請を受託して市庁舎及び公用利用会議室として提供することに対する市からの代替措置による仮移

転です。本来の職員会館である東館に移転するまでの過渡的な状況であることを踏まえ、平成25年度の一般財団法人への移行認可協議の際に、監督官庁である兵庫県との職員会館取り扱い協議で、代替救済措置経過中であることから、資産認定しないとの指導により、資産計上ならびに固定資産台帳への記載を行っていないものです。

## ⑨職員自治振興会の財務状況について

## (i) 経常的な一般正味財産の減少

職員自治振興会は、職員の福利厚生事業を行っているが、その収入の約半分は事業主負担金と会員掛金であり、平成 23 年度に、福利厚生制度の見直しが行われ、事業主負担金と会員掛金の金額を見直すとともに、給付についても見直しが行われている。

しかし、下記のとおり、見直し後の平成 24 年度以降において、**経常収入に対して、経常費用が過大となっているため、一般正味財産増減額は経常的に赤字であり、一般正味財産が減少し続けている。にもかかわらず、経常収入及び経常費用の抜本的な見直しが行われていない結果、赤字の状態が続いている。【指摘事項-52】**

**経常費用の内容を見直すとともに、経常費用に見合った経常収入となるよう見直しを行う必要がある。【意見-46】**

## 【一般正味財産増減額の推移】

(単位：千円)

年度	経常収入	経常費用	一般正味財産増減額	一般正味財産増減累積額
平成 24 年度	176,842	217,950	△40,229	△40,229
平成 25 年度	169,946	204,675	△34,249	△74,479
平成 26 年度	169,750	204,555	△34,324	△108,804
平成 27 年度	168,873	197,965	△28,730	△137,534
平成 28 年度	158,614	177,031	△18,417	△155,951
平成 29 年度	170,891	201,216	△30,324	△186,275
平成 30 年度	170,217	239,765	△69,547	△255,823
令和元年度	170,594	201,133	△41,069	△296,893
令和 2 年度	158,426	186,141	△27,714	△324,608
令和 3 年度	164,557	186,906	△22,349	△346,957
令和 4 年度	168,371	201,718	△33,347	△380,304

(総務局)

(講じた措置)

## 【総務局】

職員自治振興会の財務状況については、経常収入に見合った事業内容となるよう、令

和6年度もすでに見直しを実施しており、今後も適宜見直しを行ってまいります

## (ii) 実質的財源不足について

令和4年度の資産には計上されているものの、実質的に財源となり得ない資産が多額に存在する。

このため、**退会せん別金に係る財源が実質的に足りておらず、また、一般正味財産増減額は経常的に赤字であることを鑑みると、財源不足の解消見込みがないため問題である。【指摘事項-53】**

**経常費用に見合った経常収入となるよう見直しを行う際には、財源を特定資産として計画的に積み立てる金額も考慮する必要がある。【意見-47】**

(単位：千円)

財源となり得ない資産②			
土地	216,952		
建物	534,076		
貸付金	44,470		
生協貸付金	47,500		
計	842,998		
財源となり得る資産 ③	423,994	負債 ④	57,552
<b>不足している財源 ⑥</b>	<b>234,537</b>	退会せん別金に係る財源計上 ⑤	600,980

資産合計	①	1,266,993
実質的に財源となり得ない資産	②	842,998
財源となり得る資産	①-②=③	423,994
負債に対する財源	④	57,552
退会せん別金に対する財源	⑤	600,980
<b>実質的に不足している財源</b>	<b>③-④-⑤=⑥</b>	<b>△234,537</b>

土地		216,952
建物		534,076
貸付金		44,470
生協貸付金		47,500
実質的に財源となり得ない資産(上記合計)	②	842,998

(総務局)

(講じた措置)

**【総務局】**

実質的財源不足については、經常収入に見合った事業内容となるよう、令和6年度もすでに見直しを実施しており、今後も適宜見直しを行ってまいります。

## (c) 市役所本庁舎 1 階売店

職員自治振興会は、本庁舎の 1 階に売店を設置するため、市から市役所本庁舎の一部について行政財産の使用許可を受けており、使用料については、全額減免されている。

当該売店について職員自治振興会は、職員生協に運営委託している。

なお、運営委託料として、年 2,000 千円（税抜）を職員生協に支払っている。



本庁舎売店事業は、昭和 44 年に職員生協が旧西宮市職員共済会（職員自治振興会の前身。以下、「旧職員共済会」という。）から分離独立した際に、旧職員共済会から継承し、昭和 46 年現本庁舎竣工時から現在の階段下の場所で運営している。

平成 22 年度からは、職員生協の経営見直しにより、本庁舎売店事業は職員自治振興会が継承し、売店運営を職員生協が受託している。

売店設置の目的は、職員の福利厚生利用もあるが、来庁者の利便を図ることが主眼と推察され、市各課が所管する衛生券、ゴミ処理券、市発行物、やまなみバス券の販売を受託することで、市民の利便性を高めるとともに、各課における販売事務の軽減を図っている。

なお、令和 4 年度における本庁舎売店運営事業の収支は、売上利益 1,290 千円に対し、人件費 3,200 千円であり、1,909 千円の赤字となっているとのことであるが、職員自治振興会は、職員生協に対し、委託費 2,000 千円支払っていることから、実質的に赤字補填をしている状況である。

**職員自治振興会については、本庁舎売店運営事業を含めた職員生協の経営状況について、毎年の事業報告及び決算により把握を行っているとのことであるが、毎年赤字の状態が続いており、今後も継続的に売店事業を続けることについては、疑問が残る。【指摘事項－54】**

**従って、本庁舎売店運営事業が来庁者の利便とともに職員の福利厚生にも寄与するものであるかどうかを含め、本庁舎売店運営事業の継続の是非について、市と協議の上、検討すべきである。【意見－48】**

また、(i) 市役所本庁舎地下食堂及び(ii) 職員会館喫茶店については、いずれも職員生協を介した外部業者との取引となっており、職員生協及び外部業者に対して、収入が計上されるスキームとなっている。職員生協を介した取引となっている理由について回答を求めた結果、合理的な回答は得られなかった。

**職員自治振興会は、職員生協を介した取引の合理性について確認した上で、合理性がないと判断された場合、取引の見直しが必要である。【意見一49】**

以上から、**職員自治振興会は、退会せん別金を考慮した場合、実質的には財源不足の状態であるため、経常的な赤字体質を脱するべく、収支改善に向けた諸々の課題の解決に向けた検討を早急を実施する必要がある。【意見一50】**

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

市役所本庁舎1階売店については、職員生協からの撤退申し入れがあり、令和6年7月の職員自治振興会理事会において、撤退の議決がなされ、令和6年度中の撤退を予定しております。

職員生協を介した取引の合理性については、職員生協は振興会の前身である西宮市職員共済会の購買部門を独立させた団体であることから、一般的な民間取引と同列視することが難しい面もあるものと考えておりますが、今後も合理性の確認を続けてまいります。

経常的な赤字体質を脱するべく、収支改善に向けて、経常収入に見合った事業内容となるよう、適宜見直しを行ってまいります。

(6) さくらFM株式会社

49 (指摘事項及び意見)

報告書138～139頁

④取締役会の書面決議について

会社法では、会議を実際に行なわずとも取締役会決議があるとする、いわゆる「書面決議」が認められている。会社法第370条で定められている書面決議の要件は、以下のとおりである。

- (a) 定款の定め
- (b) 取締役が取締役会決議の目的事項について行った提案について、当該議決に参加できる全取締役が書面又は電磁的方法により同意すること
- (c) 各監査役が、取締役会決議の目的事項について特に異議を述べないこと

下記は、取締役会の書面決議の議事内容である。

【取締役会議事内容】

みなし決議日	内容
第24期第1回 令和2年5月 18日	1. 報告事項 (1) 第23期第5回取締役会(令和2年2月10日開催)議事録確認の件 (2) 第23期(平成31年4月1日～令和2年3月31日)決算報告の件 (3) 第16期(令和2年4月1日～令和4年3月31日)番組審議会委員報告の件 2. 協議事項 (1) <b>第23期(平成31年4月1日～令和2年3月31日)決算承認の件</b> (2) 第24期定時株主総会(令和2年6月16日)招集の件
第25期第1回 令和3年5月 18日	1. 報告事項 (1) 第24期第4回取締役会(令和3年2月15日開催)議事録確認の件および令和3年4月1日みなし決議について (2) 第24期(令和2年4月1日～令和3年3月31日)決算報告の件 (3) 番組審議会委員の交代の件 2. 協議事項 (1) <b>第24期(令和2年4月1日～令和3年3月31日)決算承認の件</b> (2) 第25期定時株主総会(令和3年6月15日)招集の件 (3) 株式譲渡の件 (4) <b>第25期(令和3年度)予算案承認の件</b>

取締役会議事録を確認した結果、上記の書面決議に際して、取締役全員の同意書<sup>1)</sup>を入手しているものの、書面決議の要件である監査役が決議の目的事項に

**ついて異議がないかどうかの確認を行っていなかった。【指摘事項－55】**

定款第 21 条において、監査範囲を会計に関するものに限定しているため、会計に関するもの以外の協議事項である場合、監査役の異議がないかを確認することは求められていないと解するが、当該**書面決議の協議事項は、いずれも計算書類の承認事項や予算案承認事項であったため、監査役が決議の目的事項について異議がないかどうかの確認を行うべきであった。取締役会の決議事項が会計に関する事項である場合、監査役が決議の目的事項について異議がないかどうかの確認を行うべきである。【意見－51】**

**【会社法】（一部抜粋）**

（取締役会の決議の省略）

第 370 条 取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（**監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。**）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

**【定款】（一部抜粋）**

（取締役会）

第 20 条

6 **会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたとみなす。**

（監査範囲の限定）

第 21 条 当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

（政策局）

（講じた措置）

**【政策局】**

書面決議における監査役の確認については、コロナ禍で通常の実行が困難な状況で確認が漏れておりました。令和 3 年 6 月以降は、対面で開催している為、異議がないかの確認については、直接監査役に確認を取っております。今後、書面での開催を行う際には、議事内容を精査の上、監査役への確認を実施してまいります。

## ⑤経理規程の整備について

さくらFMは、企業の課税されるべき所得額を算出するための会計処理、いわゆる税務会計により決算書を作成している。しかし、市の外郭団体に位置付けられていることや、株主が42名と利害関係者も少なくないことから、利害関係者に対して、自社の財政状態や経営成績を適正に開示するための決算書を作成すべきである。にもかかわらず、**さくらFMは、経理規程を策定せず、貸倒引当金や賞与引当金などが計上されていないため、財政状態や経営成績が適切に開示されていない。【指摘事項-56】**

また、**市は、経理規程が策定されていないことを放置するなど主体的に指導、調整を行っていない。【指摘事項-57】**

**さくらFMは、財政状態や経営成績を適正に開示するための会計処理が行えるよう経理規程を策定すべきであり、市は、主体的に指導、調整すべきである。【意見-52】**

## 【外郭団体の定義】(再掲)

西宮市では、次の各号のいずれかに該当する特別法人、財団法人、社団法人、株式会社、社会福祉法人を外郭団体としています。

- (1) 市の資本金等への出資比率が50%以上の団体
- (2) 市の資本金等への出資比率が25%以上50%未満の団体の内、本市が筆頭出資者で主体的な責務を担う団体
- (3) 前2号に掲げるものの他、**本市と人的、資金的及び業務内容において強い関連性を持ち、本市が主体的に指導、調整を行う必要のある団体**

(出典：市ホームページ)

(政策局)

(講じた措置)

## 【政策局】

今回の指摘を受けて、市からは、さくらFMに対して引当金の計上や経理規定の作成について指導を行うとともに、貸倒引当金や賞与引当金などが計上されていない件については、令和5年度決算にて、計上されていることを確認しました。

また経理規定については、さくらFMの顧問税理士と共に規定作成に向けて調整中との報告を受けています。

## ⑥市との関係性について

さくらFMは、令和4年度において年間売上高 89 百万円のうち、59 百万円を市の財政的支援として受けている。

直近3事業年度の状況は、下表のとおりである。

## 【売上高に占める市との取引割合】

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売上高 ①	89,209	88,259	89,072
うち市からの財政支援 ②	69,222	64,492	59,221
割合 ②/①	77.6%	73.1%	66.5%
②の内訳			
<b>放送料（放送枠の提供）</b>	<b>37,159</b>	<b>32,715</b>	<b>33,646</b>
<b>物販料（緊急告知ラジオの購入）</b>	<b>22,284</b>	<b>21,483</b>	<b>18,394</b>
管理料（生瀬・畑山中継局）	5,892	6,342	2,375
設置工事料（取付・保守）	3,225	3,319	4,103
広告料	15	15	15
その他	644	616	684

## (i) 放送料について

上表のうち、まず放送料についてであるが、さくらFMは令和4年度において年間約 33 百万円の放送枠の提供を受け、市は市内の情報や市政情報等を市民に対して提供している。

ここで、市民に対するさくらFMの知名度やラジオ自体の聴取動向、ラジオの利用頻度等について、さくらFMが実施した市民へのアンケート結果は、下表のとおりである。

## 【にしのみや市民祭りアンケート結果】（一部抜粋）

(単位：%)

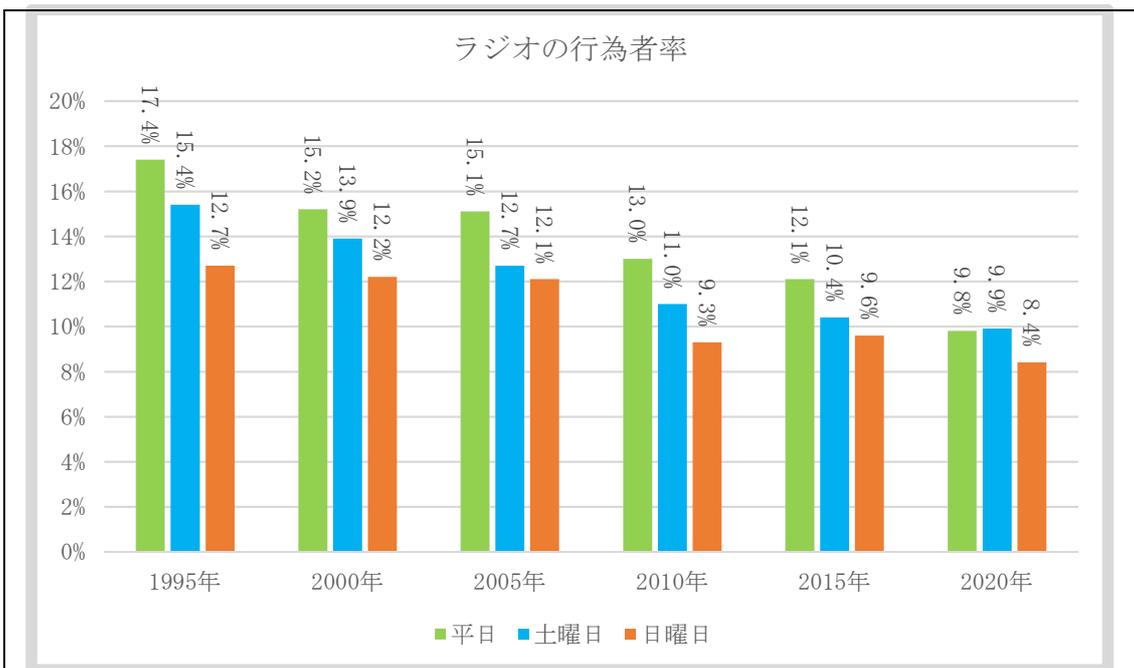
項目	平成30年10月	令和元年10月	令和4年10月
回答数	172	447	188
<b>Q1. あなたは、さくらFMに限らず普段からラジオを聞きますか？</b>			
①よく聴く	12.4	11.4	13.0
②時々聞く	31.8	32.7	32.6

③聞かない	55.9	55.8	54.3
<b>Q 2. 「さくらFM」というラジオ局をご存じですか？</b>			
①知っている	68.0	70.9	70.7
②知らない	32.0	29.1	29.3
<b>Q 3. 「さくらFM」を聞いたことがありますか？</b>			
①ある	40.7	44.4	47.3
②ない	59.3	55.6	52.7
<b>Q 4. 「聞いたことがある」と答えられた方は、どの程度聴いていますか？</b>			
①ほぼ毎日	5.2	7.9	4.8
②1週間に数回	23.4	13.8	16.7
③1ヵ月に数回	19.5	14.3	20.2
④今までに数回	46.8	58.1	53.6
⑤その他	5.2	5.9	4.8
<b>Q 5. Q 3で「聞いたことがない」と答えられた方は、その理由は何ですか？</b>			
①ラジオを聴かない	45.7	48.3	46.6
②ラジオを持っていない	21.0	10.3	13.6
③さくらFMを受信できない	3.8	8.4	3.9
④多局の方が面白いから	1.9	2.7	2.9
⑤どのような番組か知らない	25.7	25.3	25.2
⑥その他	1.9	5.0	7.8

令和4年度10月に実施したアンケート結果によると、「さくらFMというラジオ局を知っている」と答えた方は全体の70%を超えたものの、**約半数の人が「ラジオを普段から聞かない」または「さくらFMを聞いたことがない」といった回答**であり、コロナ禍により中止になった令和2・3年度を除いた過去2回でも同様の傾向であった。

また、NHK放送文化研究所が令和3年5月に発表した令和2年国民生活時間調査報告書によると、ラジオの行為者率の推移については、下グラフのとおりである。

なお、「ラジオの行為者率」とは、指定された時間にラジオを15分以上聴いた人が、属性対象人数に対しどれほどいたのか、その割合を意味する。また今件のラジオには物理的なラジオ機器以外にカーラジオ、らじる★らじる、radiko(ラジコ)経由からの聴取も該当する。



グラフを見ても分かるとおり、インターネットやSNS等、情報入手するためのメディアが多様化した結果、全国的にみてもラジオの利用者は年々減少傾向である。

**東日本大震災以降、防災意識の高まりによりラジオが有用であることが再認識され、一定程度理解はできるものの、市政情報等の提供という面において、市が年間約 30 百万円を投じて、さくらFMラジオを用いていることについては、疑問が残る。【指摘事項-58】**

**従って、災害時、特に発災直後に停電が起こっている状況等では有効な情報発信ツールであることに疑いはないが、インターネットやSNS等のメディアが多様化しており、この傾向はさらに加速するとみられるため、ラジオによる情報提供の是非について市は見直しが必要である。【意見-53】**

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

令和6年度では、さくらFMを活用した情報発信の見直しの一つとして、市提供番組の統合などを行いました。引き続き、災害時における必要性和費用対効果を踏まえ、検討を進めてまいります。

市は、緊急告知ラジオを調達するに際してさくらFMとの間で随意契約により売買契約を締結している。令和4年度においては、市の災害対策課及び地域防災支援課が緊急告知ラジオを購入しているが、各課の決裁関係書類を確認した結果、随意契約理由は以下のとおりとされている。

### 【随意契約理由】

#### (災害対策課)

この緊急告知ラジオは、ラジオや自動起動に関する電波受信調査の結果、他メーカーのものに比べ、非常に受信感度が良いことが明らかになっている。また、当該ラジオの製造会社はさくらFM株式会社と専属の製造契約を結んでおり、製造会社や他の企業からラジオを購入することは出来ない。

このことより、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するので、随意契約により実施したい。

#### (地域防災支援課)

本物品は、緊急時には防災行政無線からの起動信号により自動的に電源が入り、大音量で防災行政無線と同じ放送内容が流れる。平常時には家庭用コンセントから電気を給電するが、停電時でも乾電池により使用ができ、持ち運びが可能な大きさとなっている。

また、本物品の製造会社は市内のコミュニティFM(さくらFM株)と契約を結んでいるため、他の企業から本物品を購入することはできない。

以上より、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、随意契約とする。

上記のとおり、さくらFMは緊急告知ラジオの製造会社(K社)と平成25年7月に物品購入契約(単価契約)を締結しており、同契約の中で緊急告知ラジオの販売をさくらFMのみとする定めがあることから、**市が緊急告知ラジオを購入する際には、必ずさくらFMを通さなければならない構図となっている。**

ここで、令和2年度から令和4年度において、市がさくらFMとの間で実施した緊急告知ラジオの購入取引は以下のとおりである。

### 【緊急告知ラジオ購入取引(令和2年度~令和4年度)】

(単位:台、千円)

年度	市の購入台数			市の購入金額 (@7千円)	さくらFM の仕入金額 (@5千円)	さくらFM の利益 (@2千円)
	災害対策課	地域防災支援 課	合計			
令和2年度	3,000	50	3,050	21,350	15,250	6,100
令和3年度	3,000	0	3,000	21,000	15,000	6,000
令和4年度	2,000	610	2,610	18,270	13,050	5,220
計	8,000	660	8,660	60,620	43,300	17,320

さくらFMはK社から緊急告知ラジオを物品購入契約に基づく単価（5千円/台（税抜））で購入し、市はさくらFMから1台当たり7千円（税抜）で購入していることから、緊急告知ラジオの販売益は1台当たり2千円（税抜）となる。市が購入した緊急告知ラジオはさくらFMに直接納入され、さくらFMが市内の販売店に配送している（販売店への配送等については、市はさくらFMと業務委託契約を別途締結している（契約金額（税込）：495千円）。

ここで着目すべきは、**市の購入単価**である。さくらFMがK社から購入する単価は契約で定められている。一方、市がさくらFMから購入する際には、取引の都度、さくらFMから市へ見積書が提示され、当該見積書に基づき市の内部で決裁手続が行われている。市の購入単価（＝さくらFMの販売単価）の設定根拠について、市及びさくらFMに確認したものの、いずれからも明確な回答は得られなかった。また、市の決裁書類上、当該単価の合理性が検討された形跡は見られない（なお、包括外部監査人が確認した結果、見積書上は1台当たりの利益率が高い水準に設定されていた）。この緊急告知ラジオ購入取引に関して、さくらFMの担当業務が年に数回のK社への発注と納品確認程度であるにも関わらず、令和2年度～令和4年度において毎年約5,000千円～6,000千円程度の利益を計上し、財務内容が大きく改善している状況を鑑みれば、**緊急告知ラジオの購入取引については、市は本来他自治体での購入状況調査や他社同等品との価格比較を行うなど、購入価格の妥当性を精査すべきであるところ、さくらFMから提示された見積価格をそのまま購入価格に決定していることは、さくらFMが緊急告知ラジオの独占販売権を有していることを考慮しても、公正性と透明性の面から疑義がある。【指摘事項－59】**

**さくらFMは、民間企業でありながら実質的に市の財政支援がなければ利益を獲得することが難しい、もっと言えば、緊急告知ラジオの販売に依存した構図となっている。さくらFMは市の外郭団体であり、市との関係性について市民への説明責任を果たすためにも、取引の公正性や透明性を十分に確保する必要がある。【意見－54】**

（総務局）

（講じた措置）

【総務局】

緊急告知ラジオの購入取引について、他の自治体における同様のラジオの購入状況の聞き取り調査を行ったところ、各自治体の購入先は、西宮市が購入しているラジオの製造会社も含め複数の事業者が存在しましたが、聞き取りをした範囲内において、1台あたりの購入単価はいずれも西宮市の単価より高いことが分かりました。

また、令和6年10月現在、西宮市が購入している緊急告知ラジオ以外のラジオでは、西宮市の防災行政無線からの起動信号を直ちに受信することができないため、他の事業者のラジオの購入を検討することは困難ですが、ご指摘の点や今回の他自治体への聞き取り調査で確認した内容等を踏まえ、緊急告知ラジオの利益率を含めた購入価格や機種選定等の妥当性について検討してまいります。

## (7) 公益社団法人西宮市シルバー人材センター

5.3 (指摘事項及び意見)

報告書 149～150頁

### ④指定管理施設における使用料徴収等事務について

西宮市シルバー人材センターは、市の公の施設の1つである西宮市市民憩の家広田山荘(以下、「広田山荘」という。)の指定管理業務を市から受託している(指定期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)。広田山荘の概要は、以下のとおりである。

#### 【広田山荘の概要】

名称	広田山荘
所在地	西宮市大社町7番17号
設置目的	市民の健全な娯楽及び休息等のため、その使用に供することを目的とする。
建物概要	昭和34年2月25日竣工 木造瓦葺(一部鉄板葺)1階建 敷地面積:2,374.95㎡ 建築面積:572.57㎡ 和室(7室):つつじ(12畳)、萩(6畳)、梅(10畳)、桜(8畳)、菊(17.5畳)、松(21畳)、竹(18畳) 会議室(1室):蘭(30㎡) 調理室(1室):33㎡
その他	敷地内に駐車場(約260㎡、12区画、無料)有り



【和室(松)】



【会議室(蘭)】

シルバー人材センターは、当該指定管理業務に関連して、市との間で、「西宮市市民憩の家『広田山荘』指定管理者基本協定書」(以下、「広田山荘基本協定書」という。),「西宮市市民憩の家『広田山荘』指定管理者年度協定書」、

「西宮市市民憩の家『広田山荘』使用料徴収等事務委託契約書」（以下、「使用料徴収等事務委託契約書」という。）を締結している。広田山荘の利用希望者は、広田山荘の受付で「西宮市市民憩の家（広田山荘）使用許可申請書」を提出し、使用料を支払う必要があり、また、当該使用料は市の歳入となることから、窓口で料金を受け取った翌日に市に納入される事務が行われている。**使用料徴収等事務委託契約書第6条では、シルバー人材センターは広田山荘の使用料の徴収等事務を第三者に委託してはならないと定められているが、当包括外部監査時に確認した結果、広田山荘の窓口で行われている使用料の徴収等事務は、シルバー人材センターの職員ではなく同センターの会員が実施していた。【指摘事項－60】**

この点、広田山荘の閉館時間は午後10時であることから、使用料の徴収等の事務を行うために広田山荘の受付にシルバー人材センターの職員が常駐することは、現実的には難しいと考えられる。その一方で、市の歳入になる広田山荘の使用料の徴収等事務を指定管理者以外の第三者が取扱う場合には、盗難や横領等の事案が発生した際の責任の所在等が曖昧となりかねず、また、使用料の徴収等事務は指定管理業務の一つとして定められている以上、シルバー人材センターが第一義的には当該業務を実施する責務を有している。従って、**シルバー人材センターは、使用料の徴収等事務の取扱いについて、市と慎重に協議した上で、適切に事務を行う必要がある。【意見－55】**

#### **【使用料徴収等事務委託契約書】（一部抜粋）**

西宮市（以下「甲」という。）と西宮市市民憩の家「広田山荘」（以下「広田山荘」という。）の指定管理者 公益社団法人西宮市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、広田山荘の使用料の徴収等事務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は、（中略）広田山荘の使用料の徴収等事務（以下「委託事務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

**第6条 乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。**

（市民局）

（講じた措置）

#### **【市民局】**

指定管理施設における使用料徴収等事務については、令和6年度から施設管理受託者の体制を変更し、シルバー人材センターの職員が使用料徴収等事務を行う運用とするよう指示しました。

## ⑤指定管理業務の再委託業者選定手続について

シルバー人材センターでは、広田山荘に係る指定管理業務を行うに当たり、機械警備業務を始めとした施設等の維持管理業務の一部を別業者に再委託している。「公益社団法人西宮市シルバー人材センター財務規程」(以下、「センター財務規則」という。)第 36 条では、「契約を行う場合は、なるべく二以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、予定価格が 10 万円未満のとき、その他理事長がその必要がないと認めたときは、単数見積りにより処理することができる。」とされている。しかし、**再委託業者の選定に際しては、原則として二以上の者から見積書を徴する必要があるが、屋根及び樋の清掃業務については単数見積りにより業者を選定していた。**【指摘事項-61】

従って、**シルバー人材センターは、二以上の者から見積書を徴するか、単数見積りとする合理的な理由を記載した決裁書により理事長の承認を得るなど、センター財務規則第 36 条に従い、再委託業者選定手続を適切に行う必要がある。**【意見-56】

## 【センター財務規則】(一部抜粋)

第 36 条 契約を行う場合は、なるべく二以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、予定価格が 10 万円未満のとき、その他理事長がその必要がないと認めたときは、単数見積りにより処理することができる。

2 (略)

(市民局)

(講じた措置)

## 【市民局】

指定管理業務の再委託業者選定手続については、令和 6 年度から原則として二以上の者から見積りを徴することとし、単数見積りとなる場合には、合理的な理由を記載した決裁書により理事長の承認を得るよう指示しました。

## ⑥収支報告について

広田山荘基本協定書第 11 条では、シルバー人材センターは、毎年度終了後 30 日以内に事業報告書を市に提出することが定められており、これに従い、シルバー人材センターでは、令和 5 年 4 月 28 日付で令和 4 年度事業報告書（添付書類を含む）を提出している。この内、**令和 4 年度西宮市市民憩の家「広田山荘」収支報告書を確認した結果、事務費の記載金額を調整し、収入金額と支出金額が一致する形で報告されていた。【指摘事項-62】**

収支報告書は、指定管理者の業務が適正に遂行されたか否かを市が確認する上で重要な資料であることから、**シルバー人材センターは、収支報告書の支出金額については、収入と一致した金額を記載するのではなく、実績金額を報告すべきである。【意見-57】**

## 【令和 4 年度広田山荘収支報告書】

項目	金額（円）	備考
(収入)		
指定管理料	7,404,100	
収入金額	7,404,100	
(支出)		
会員分配金	5,016,132	
消耗品費	179,948	
印刷製本費	94,067	
通信通話料	147,812	
<b>事務費</b>	<b>915,394</b>	<b>支出金額が収入金額と一致させるように金額を調整</b>
委託費	1,050,747	
支出金額	7,404,100	

## 【広田山荘基本協定書】（一部抜粋）

西宮市（以下「甲」という。）と西宮市市民憩の家「広田山荘」（以下「広田山荘」という。）の指定管理者 公益社団法人西宮市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、広田山荘の管理運営業務（以下「業務」という。）の実施について以下のとおり合意し、協定する。

**第 11 条** 乙は、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年西宮市条例第 4 号）第 8 条の規定に基づき、**毎年度終了後 30 日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。**（中略）

(1) ~ (2) (略)

**(3) 広田山荘の管理に係る経費の収支状況**

(市民局)

(講じた措置)

**【市民局】**

収支報告書については、これまで収支差引がゼロとなるよう、事務費で調整することとしていましたが、令和6年度からは実績金額に基づき収支報告するよう指示しました。

## ⑦指定管理料の管理口座について

「西宮市市民憩の家 広田山荘 指定管理者募集要項」(以下、「広田山荘指定管理者募集要項」という。) 5 (3) では、「市が支払う経費は、指定管理者が通常使用する口座とは別の口座で管理してください。」とされている。

**当包括外部監査時に口座の開設状況を確認した結果、シルバー人材センターでは、市からの指定管理料を管理するための口座を開設しておらず、通常使用する口座で管理していた。【指摘事項-63】**

**従って、シルバー人材センターは、広田山荘指定管理者募集要項に従い、市からの指定管理料を通常使用する口座とは別の口座で管理する必要がある。【意見-58】**

## 【広田山荘指定管理者募集要項】(一部抜粋)

## 5 経費の負担

(1) ~ (2) (略)

**(3) 市が支払う経費は、指定管理者が通常使用する口座とは別の口座で管理してください。**

(市民局)

(講じた措置)

## 【市民局】

指定管理料については、令和6年度から通常使用する口座とは別の口座で管理するよう指示しました。

## ⑧今後の広田山荘の運営のあり方について

令和4年度における広田山荘の利用状況（利用件数、利用率、施設使用料）は、以下のとおりである。利用率は全体として34.0%に留まり、特に夜間の利用は非常に低位（利用率：9.5%）と言える状況にある。

また、広田山荘は市民集会施設であり、「西宮市施設使用料指針」では受益者負担割合25%程度を目安とする施設に分類されている。同指針では、受益者負担割合は施設使用料を算定基礎（施設の維持管理、運營業務に直接的に要する人件費及び物件費）で除して算定することとされている。この点、広田山荘は指定管理制度導入施設であることから、指定管理料を算定基礎とすることが合理的であると考えられる。そこで、広田山荘の受益者負担割合を試算した場合、約17.3%（＝施設使用料1,279,800円÷算定基礎（指定管理料）7,404,100円）となるが、目安である25%を大きく下回っており、この点からも利用率の低さを見て取ることができる。

さらには、当包括外部監査において広田山荘の視察を実施したが、竣工後60年以上が経過していることから、老朽化が非常に進行しているとの印象であった。



【和室（萩）】



【和室（菊）】

広田山荘の運営については、「西宮市市民憩の家条例」、「西宮市市民憩の家条例施行規則」に定められていることから、市が運営実態を把握した上で、運営方針を的確に定める責任がある。従って、**市は、休日や使用時間（特に、利用率が非常に低迷している夜間）の見直しや施設使用料の改定、施設老朽化への対応などを含め、利用状況が低迷し、老朽化が進行する広田山荘の今後のあり方を検討すべきである。【意見—59】**

### 【令和4年度広田山荘利用状況】

部屋	利用件数（件）				利用率（％）				施設使用料 （円）
	午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計	
つつじ	97	174	16	287	27.3	49.0	4.5	26.9	100,250
萩	95	211	19	325	26.8	59.4	5.4	30.5	44,000
梅	177	223	54	454	49.9	62.8	15.2	42.6	118,500
桜	118	218	23	359	33.2	61.4	6.5	33.7	77,950
松	200	146	28	374	56.3	41.1	7.9	35.1	211,800
竹	217	161	38	416	61.1	45.4	10.7	39.1	206,200
菊	234	226	43	503	65.9	63.7	12.1	47.2	229,950
蘭	190	199	67	456	53.5	56.1	18.9	42.8	235,600
全室小計	1,328	1,558	288	3,174	46.8	54.9	10.1	37.3	1,224,250
調理室	13	54	17	84	3.7	15.2	4.8	7.9	55,550
<b>全館合計</b>	<b>1,341</b>	<b>1,612</b>	<b>305</b>	<b>3,258</b>	<b>42.0</b>	<b>50.5</b>	<b>9.5</b>	<b>34.0</b>	<b>1,279,800</b>

（注1）令和4年度の稼働日数は355日

（注2）午前：9時～12時、午後：12時30分～17時、夜間：17時30分～22時

### 【西宮市施設使用料指針】（一部抜粋）

#### 2 基本的な考え方

##### （2）算定方法の明確化

施設の利用者に応分の負担を求めるにあたっては、施設の維持に係るコストを明らかにするとともに、算定方法を明確にして透明性を確保する必要があります。

本市における施設使用料は、下記算式により算定し、それに立地条件や類似施設との均衡等を考慮し、最終的に決定します。

$$\text{施設使用料} = \text{算定基礎} \times \text{受益者負担割合}$$

#### 3 使用料の算定方法

##### （1）算定基礎に含む項目

**算定基礎に含む主な項目は、下表のとおり施設の維持管理、運營業務に直接的に要する「人件費」及び「物件費」とします。**一方、施設の取得に起因するコストや資本形成に寄与するコストは原則として算入しません。

（市民局）

（講じた措置）

#### 【市民局】

広田山荘の今後のあり方については、施設が老朽化していることから早急に検討を進め、方向性を定める必要があると認識しています。

稼働率等の運営状況や地域での市民集会施設としての位置づけなどについて分析したうえで、財政構造改善や公共施設マネジメントの観点も踏まえ、庁内および関係者と協議・検討を進めてまいります。

## ⑨特定資産の取扱要領について

公益法人会計基準や公益法人会計基準に関する実務指針において、特定資産（特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産）は、目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について、取扱要領を作成することが望ましいとされており、貸借対照表上は、特定資産の区分に記載することが求められているが、**財政運用資金積立資産、周年記念事業積立資産、建物補修積立資産について、取扱要領は作成されていない。【指摘事項－64】**

従って、**特定資産を計上する際には、特定資産ごとに目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について具体的に定めた取扱要領を作成すべきである。【意見－60】**

なお、建物立替積立資産については、下記⑩に別途記載している。

## 【特定資産の内訳】

(単位：千円)

勘定科目	貸借対照表計上額
財政運用資金積立資産	33,000
周年記念事業積立資産	1,700
建物補修積立資産	6,000
建物建替積立資産	73,019

## 【公益法人会計基準】（一部抜粋）

(注4) 基本財産及び特定資産の表示について

- 1 当該公益法人が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- 2 寄付によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産の区分に記載するものとする。
- 3 当該公益法人が**特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には**、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

## 【公益法人会計基準に関する実務指針】（一部抜粋）

## Ⅲ 特定資産

## 1. 特定資産の勘定科目

**特定資産は、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産**であり、特定資産には、預金や有価証券等の金融資産のみならず、土地や建物等も含まれる。

## 【公益法人会計基準に関する実務指針】（一部抜粋）

### Ⅲ 特定資産

#### 4. 一般正味財産や負債を財源等とする特定資産

Q25：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産にはどのようなものがありますか。また、特定資産を設定するときには、どのような点に注意すればよいですか。

A：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産には、例えば、次のようなものがある。

##### (1) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資金等がある。また、負債に対応する特定資産とは、特定の負債の支払いに充てるために、対応する負債を限度として、預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。

なお、これらの特定資産は、**次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。**

##### ① 目的

##### ② 積立ての方法

##### ③ 目的取崩の要件

##### ④ 目的外取崩の要件

##### ⑤ 運用方法

##### ⑥ その他

(産業文化局)

(講じた措置)

### 【産業文化局】

公益法人による自律的な経営判断や柔軟な対応等ができるよう、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が改正され、令和7年4月から新たな公益法人制度が始まります。特定費用準備資金についても見直し案がでていることから、シルバー人材センターでは特定資産のあり方についての検討を始めており、市としても注視してまいります。

⑩建物建替積立資産の計上の適否とシルバー人材センターの今後のあり方について

(i) 認定法施行規則で求められる要件

建物建替積立資産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下、「認定法施行規則」という。）第22条第3項第3号で定めているいわゆる資産取得資金に該当するとしており、特定費用準備資金に関する準用規定（認定法施行規則第22条第4項）により、読替え後の**認定法施行規則第18条第3項各号の要件を全て満たす必要がある。**

建物建替積立資産の目的である建替え予定の建物は、市が保有する建物であることから、シルバー人材センターが建替え費用を負担することを予定していたとしても通常、市との協議が行われ実行される。

しかしながら、市との協議文書について確認できず、建物建替えについて実行可能性は不透明な状況にあり、取得又は改良の対象とその時期が具体的なものであるとは言えない。

このため、「資金の目的である財産を取得し、又は改良することが見込まれること」（読替え後の認定法施行規則第18条第3項第1号）の要件を満たさないとと言える。

また、積立限度額及びその算定根拠の備置き及び閲覧等の措置も講じていないため、認定法施行規則第18条第3項第4号及び第5号の要件も満たしていない。

以上から、**公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則で求めている資産取得資金に該当するための要件を満たしていない。【指摘事項-65】**

#### 【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則】（一部抜粋）

（遊休財産額）

第22条 法第十六条第二項の内閣府令で定めるものの価額の合計額の算定については、この条に定めるところによる。

2 公益法人の各事業年度の遊休財産額は、当該事業年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

一 負債（基金（一般社団・財団法人法第三十一条に規定する基金をいう。第三十一条第四項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）の額

二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額

3 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十四条第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金

を除く。)であるものをいう。

一 第二十六条第三号に規定する公益目的保有財産

二 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

**三 前二号に掲げる特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（当該特定の財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。）**

四 特定費用準備資金（積立限度額に達するまでの資金に限る。）

五 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であって、当該財産を交付した者の定めた用途に従って使用し、若しくは保有しているもの

六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金（第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る。）

**4 前項第三号に掲げる財産については、第十八条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第一項に規定する特定費用準備資金」とあり、及び同条第四項中「特定費用準備資金」とあるのは「第二十二條第三項第三号の資金」と、同条第三項第一号中「活動を行う」とあるのは「財産を取得し、又は改良する」と、同項第四号及び第五号、同条第四項第二号並びに第五項中「積立限度額」とあるのは「当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額」と、同条第四項第三号中「活動を行わない」とあるのは「財産を取得せず、又は改良しない」と読み替えるものとする。**

（特定費用準備資金）

第 18 条 公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。

一 当該事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額（当該資金の目的である活動の実施に要する費用の額として必要な最低額をいう。以下同じ。）のうちいずれか少ない額

二 当該事業年度の前事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額のうちいずれか少ない額

2 前項の規定の適用を受けた公益法人は、前項の適用を受けた事業年度以後の各事業年度において、その事業等の区分に応じ、前項第二号の額から第一号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額から控除する。

**3 第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。**

一 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

二 他の資金と明確に区分して管理されていること。

三 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。

**四 積立限度額が合理的に算定されていること。**

**五 第三号の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について法第二十一条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。**

**4 特定費用準備資金（この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する公益法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。**

- 一 当該資金の目的の支出がなされた場合 当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
- 二 各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合 当該事業年度終了の時における当該資金の額のうちその下回る部分の額
- 三 正当な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があった場合 その事実があった日における当該資金の額
- 五 前項第三号の場合にあっては、当該事業年度以後の各事業年度の末日における積立限度額は零とする。
- 六 公益法人が他の公益法人が消滅する合併を行った事業年度においては、当該他の公益法人の当該合併の日の前日における特定費用準備資金の額及び同日における積立限度額は、第一項第二号の特定費用準備資金の額及び積立限度額にそれぞれ加算する。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

シルバー人材センター（以下「センター」）事務所の建物は本市の所有であり、平成13年12月にセンターと使用貸借契約を締結し、センターが無償で使用しています。

建物構造は、軽量鉄骨造2階建てであり、法定耐用年数上は27年とされています。令和6年8月現在、事務所は築後30年が経過しており、また、センター事業をさらに拡充するにあたっては狭隘化が課題となっています。

超高齢化の進展やインボイス制度の開始など、センターを取り巻く環境はますます厳しくなっており、令和6年度からそれらに対応できるよう、効率的で持続可能なセンター運営のあり方について、センターと協議を始めています。事務所の建替え時期等についても併せて検討してまいります。

## (ii) 積立スケジュール

建物建替積立資産と公益法人事業に係る当期一般正味財産増減額（以下、「公益目的事業から得た利益」という。）の推移のとおり、概ね公益目的事業から得た利益を建物建替積立資産へ積み立てている。

## 【建物建替積立資産と公益目的事業から得た利益の推移】

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建物建替積立資産	34,774	45,277	73,019
(同積立額)	(15,115)	(10,503)	(27,741)
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公益目的事業から得た利益	14,705	10,087	27,737

公益法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の定め（以下、「認定法」という。）により、いわゆる「財務3基準」（第14条：公益目的事業の収入（いわゆる収支相償の計算）、第15条：公益目的事業比率の算定、第16条：遊休財産の保有制限）が求められている。

建物建替積立資産の積立額は、いわゆる収支相償の計算の費用とみなされているが、上表のとおり具体的な積立てスケジュールに基づくものではなく、概ね公益目的事業から得た利益見合いを建物建替積立資産に積み立てている。

従って、シルバー人材センターは、建物建替積立資産の積立にあたり、公益目的事業から得た利益見合いを積み立てているが、今後の事業運営において必須と位置付けている建物の建替えのための積立てであることを鑑みると、必要額を取得予定時期までに計画的に積み立てるべきであり、公益目的事業から得た利益見合いを積み立てる現在の積立額の設定方法は好ましいとは言えない。【指摘事項-66】

ただし、市の保有する建物の老朽化は事実であり、建物建替を含めたシルバー人材センターの今後の在り方については、一定検討を要するところである。

この点、公益法人においては、現在、公益法人制度の見直しに必要な検討を行うため、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」が開催され、その中では収支相償原則の見直しを行うべく、中期的な収支均衡の確保（収支均衡の回復について、従来の次年度以降2年間での解消から5

年程度で解消すれば良いという方向性)が1項目として挙げられている。そのため、シルバー人材センターは、新しい公益法人制度も踏まえ、単年度の利益を積み立てるのではなく、長期的な視点をもって今後の積み立てを検討する必要がある。また、建物建替積立資金の目的である建替え予定の建物は、市が保有する建物であることから本来市が負担すべきであるが、シルバー人材センターが積み立てている現状及び市の厳しい財政状況を鑑みて、市及びシルバー人材センターは、建替えに係る負担割合を含めたシルバー人材センターの今後のありかたについて十分な協議の上、方向性を決める必要がある。【意見－61】

### 【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律】（一部抜粋）

（公益目的事業の収入）

第十四条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

（公益目的事業比率）

第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- 一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

（遊休財産額の保有の制限）

第十六条 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

（産業文化局）

（講じた措置）

**【産業文化局】**

シルバー人材センター（以下「センター」）の現特定資産にかかる積立てのあり方については、令和7年度から新たに始まる公益法人制度を踏まえるとともに、効率的で持続可能なセンター運営のあり方についての協議と併せて検討してまいります。

(8) 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会

6 1 (指摘事項及び意見)

報告書 1 6 3 ~ 1 6 4 頁

④留守家庭児童育成センターにおける指定管理料について

社会福祉協議会が実施している留守家庭児童育成センターの指定管理業務に係る指定管理料は、指定管理者募集要綱に記載のとおり、事業計画等において指定管理者が必要とした経費を負担するものであることから、当初予算における収支差額は0円である。

令和4年度の収支決算書の要約は下記のとおりである。

【令和4年度 留守家庭児童育成センター収支決算書】

(単位：千円)

	令和4年度 当初予算額	令和4年度 決算実績額	令和4年度 予算実績差額
市 指定管理料	972,807	1,016,717	43,910
市 補助金	0	9,198	9,198
その他実質収入	24	2,856	2,832
事業関連収入 計 (A)	972,831	1,028,772	55,941
事業用人件費	801,502	709,824	△ 91,677
事業費	64,004	78,463	14,459
事務局間接経費等	107,325	109,285	1,960
事業関連支出 計 (B)	972,831	897,572	△ 75,258
<b>事業関連収支差額 (C=A-B)</b>	<b>-</b>	<b>131,199</b>	<b>131,199</b>
拠点区分間繰入金支出	-	65,032	65,032
財政安定化基金特定預金積立純増減	-	30,468	30,468
法人税、住民税及び事業税	-	22,486	22,486
その他収支 (D)	-	117,987	117,987
収支差額 (E=C-D)	-	13,212	13,212

支出に含まれるその他収支(上表のD)は事業に関連しない支出であり、その他収支を除いた**事業関連収支差額**(いわゆる一般企業における税引前当期純利益に相当。上表のC) **131,199千円**の主な内訳は、指定管理料の増加43,910千円及び事業用人件費の減少△91,677千円である。指定管理料の増加要因は、障害児等のための加配等や指導員処遇改善手当や新型コロナウイルス感染対策支援に関して変更協定により指定管理料を増額しているものである。

しかし、事業用人件費については、障害者加配などを行っている一方で、当初予算と比較して△91,677千円（△11.4%減）と大幅に減少していたため、当該要因について市と社会福祉協議会に説明を求めたが、合理的な回答は得られなかった。【指摘事項－67】

従って、市は収支決算書のモニタリングにおいては当初予算と実績が大幅に乖離する場合には、その要因を指定管理者に説明を求めるとともにその合理性について検討すべきである。【意見－62】

（こども支援局）

（講じた措置）

【こども支援局】

令和5年度の収支決算より、収入と実績額に10%以上の差が生じた場合は指定管理者に対し理由の説明を求め、収支差額に着目したモニタリングを行うよう改善を図りました。

このモニタリングの強化と合わせ、合理性の観点から指定管理料の適正化に向けた取組として事業関連収支差額に着目した改善を図ります。

また、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度において、**3 年連続で事業関連収支差額が 1 億円を超えており**、多額の利益が社会福祉協議会で発生している。

**【留守家庭児童育成センター収支決算書予算実績差額推移】**

(単位：千円)

	令和 2 年度 予算実績差額	令和 3 年度 予算実績差額	令和 4 年度 予算実績差額
市 指定管理料	85,686	58,466	43,910
市 補助金	△ 24	6	9,198
その他実質収入	0	1,544	2,832
事業関連収入 計 (A)	85,662	60,017	55,941
事業用人件費	△ 56,519	△ 86,653	△ 91,677
事業費	16,087	1,457	14,459
事務局間接経費等	0	3,296	1,960
事業関連支出 計 (B)	△ 40,432	△ 81,899	△ 75,258
<b>事業関連収支差額 (C = A - B)</b>	<b>126,095</b>	<b>141,916</b>	<b>131,199</b>
拠点区分間繰入金支出	65,000	73,000	65,032
財政安定化基金特定預金積立純増減	0	39,340	30,468
法人税、住民税及び事業税	17,020	38,068	22,486
その他収支 (D)	82,020	150,408	117,987
収支差額 (E = C - D)	44,075	△ 8,491	13,212

この点、市は、指定管理者の社会福祉協議会から収支決算書入手し、「指定管理者モニタリングマニュアル」に沿ってモニタリングしているものの、**収支差額は事業に関連しないその他収支を控除した後の金額であり、実質的な事業関連収支差額に着目してモニタリングを行っていないため、令和 2 年度から令和 4 年度にかけて事業関連収支差額が年 1 億円超発生しており、3 年間で 4 億円弱の利益が社会福祉協議会で発生している事実について認識がなかった点で、決算書のモニタリング状況は不適切と言わざるを得ない。**

**【指摘事項-68】**

**市は、実質的な事業関連収支差額に着目した収支決算書のモニタリングを実施すべきである。【意見-63】**

なお、指定管理協定書上、指定管理料の返還は求めていないため、当初予

算に対し実績が乖離した場合であっても返還は不要である。であるならば、指定管理料として支払う経費の合理性については十分に検討がなされるべきである。上述のとおり、**事業用人件費については、少なくとも令和2年度から令和4年度までの3年間において、当初予算と実績の乖離が多額に発生しており、乖離の合理的な説明がないことから指定管理料として支払う経費の合理性の検討が不十分であったと言わざるを得ない。【指摘事項-69】**

従って、**市は、指定管理料を算定するにあたり、過年度の実績を考慮し、適正金額となるよう十分に検討すべきである。【意見-64】**

#### **【指定管理者募集要項】（一部抜粋）**

経費の負担

**市は、育成センターの管理運営に要する経費について、予算の範囲内で次のとおり負担し、指定管理料として支払います。**

(1) 負担の対象となる経費は次のとおりとし、負担額は、指定管理者の候補となった者（以下「指定候補者」という。）の事業計画、収支計画等を基に、市と指定候補者又は指定管理者が協議して決定します。

ア 事務費（福利厚生費、消耗品費、使用料）

イ 事業用人件費（給料、諸手当、社会保険料、退職積立金等）

ウ 事業用関係費（消耗品費、光熱水費、修繕料、電話使用料、工事請負費等）

エ モニタリングに係る利用者アンケート等に関する経費

(2)～(5) 略

(こども支援局)

(講じた措置)

#### **【こども支援局】**

指定管理料の適正化に向けた取組として、事業関連収支差額に着目したモニタリングを行うとともに、当初の指定管理料の算定においては、多額の収支差額が生じる要因となっている障害加配・特別加配に係る人件費を、令和6年度より、前年度実績を踏まえ提案時単価の50%で計上するよう改定したほか、今後はモニタリングによる事業実施状況を踏まえ、必要経費を精査した上で実施年度途中での変更協定による指定管理料の適正化を図ります。

## ⑤会議室使用料について

西宮市総合福祉センターは、「共に生き、共に学ぶ」という理念のもとに、障がいのある人の社会参加を支援し、市民の福祉の増進を図るために設置され、各種事業を実施している。

主な事業としては、スポーツ事業や文化教養事業があり、前者は、健康の維持・増進と交流づくり・仲間づくりを目的として、温水プール、体育室及びトレーニング室等が設置され、また後者は、体験教室や講座の開催、文化サークルのサポートを目的として、会議室や大集会室が設置されている。

各施設の使用料について、西宮市総合福祉センター条例（以下、「福祉センター条例」という。）第8条第2項各号、第4項及び西宮市総合福祉センター条例施行規則（以下、「福祉センター条例施行規則」という。）第7条第1項各号に該当する利用者及び団体以外は有料であり、各施設の使用料一覧表は下表のとおりである。

## 【使用料一覧表】

(単位：円)

区分	専用使用							
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	超過	
	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	17:30 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	1時間 につき	
体育室	スポーツ使用	3,750	5,250	4,500	9,000	9,750	13,500	1,500
	スポーツ使用 (小人)	2,250	3,150	2,700	5,400	5,850	8,100	900
	スポーツ以外使用	5,700	7,950	6,750	13,650	14,700	20,400	2,250
	スポーツ以外使用 (小人)	3,450	4,800	4,050	8,250	8,850	12,300	1,350
本館	会議室 401	700	950	800	1,650	1,750	2,450	250
	会議室 402	450	600	500	1,050	1,200	1,650	150
	会議室 403	700	950	750	1,650	1,750	2,450	250
	会議室 404	700	900	800	1,600	1,850	2,550	200

	会議室 405	200	250	200	450	500	700	50
別館	大集会室	1,850	2,450	2,150	4,300	4,900	6,750	600
	<b>中集会室</b>	<b>700</b>	<b>900</b>	<b>800</b>	<b>1,600</b>	<b>1,850</b>	<b>2,550</b>	<b>200</b>
	小集会室	300	400	350	700	800	1,100	100
	料理実習室	700	950	800	1,650	1,850	2,550	250

(出典：市社協作成使用料一覧表)

**各施設の使用料一覧表に基づき徴収している中集会室の使用料について、総合福祉センター条例上の使用料より 50 円多く徴収しており問題である。【指摘事項-70】**

過去4年と令和5年度往査日現在（令和5年10月3日）までの中集会室の利用状況（有料のみ）を確認した結果は下表のとおりである。

**【中会議室の利用状況と徴収単価と条例単価の比較】**

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
利用件数（件）①	0	0	1	3	0	4
徴収単価（円）②	700	700	700	700	700	700
条例単価（円）③	650	650	650	650	650	650
過大徴収（円） (②-③) × ①	0	0	50	150	0	200

**社会福祉協議会は、過去4年以前の徴収単価についても改めて調査の上、過大徴収額については市と協議の上、利用者に対して速やかに返還すべきであり、徴収単価については、誤徴収がないように慎重に確認すべきである。**

**【意見-65】**

さらに、福祉センター条例別表備考3においては、冷暖房実施期間中における専用使用については、使用料の2割の額を加算するとされているが、担当者に聴取した結果、冷暖房の加算は徴収しておらず、条例から逸脱する運用がなされていた。【指摘事項-71】

**冷暖房機器の老朽化や施設全体で集中管理している等の理由で利用者ごとの個別対応ができず、徴収していないと聴取しているため、当該事情を勘案し、福祉センター条例の改訂により文言削除、もしくは福祉センター条例施行規則にて別途規則を設けるなどの検討が必要である。【意見-66】**

**【総合福祉センター条例】（一部抜粋）**

(使用料)  
第8条 障害者等福祉センターの利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるときは、使用料を徴収しない。
- (1) 市内に居住し、又は市内に勤務先を有する障害者（次号において「市内障害者」という。）が主として専用使用するとき。
- (2) 市内障害者及びその介護者（介護を要するものとして規則で定める者に同伴する者に限る。）1名が個人使用するとき（機能回復訓練室を使用する場合を除く。）。
- (3) 老人又は母子及び父子が主として専用使用するとき（会議室又は集会室を使用する場合に限る。）。
- 3 第1項の使用料は、専用使用の場合にあつてはその許可の際、個人使用の場合にあつては使用前に納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合に限り後納することができる。
- 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- 5 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表（第8条関係）

区分		使用料（円）							個人使用	
		専用使用								
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	超過1時間につき		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		午前、午後、夜間各1回につき	
プール	大人	-	-	-	-	-	-	-	250	
	小人	-	-	-	-	-	-	-	150	
体育室	スポーツのための使用	大人	3,750	5,250	4,500	9,000	9,750	13,500	1,500	200
		小人	2,250	3,150	2,700	5,400	5,850	8,100	900	120
	上記以外の使用	大人	5,700	7,950	6,750	13,650	14,700	20,400	2,250	-
		小人	3,450	4,800	4,050	8,250	8,850	12,300	1,350	-
トレーニング室		-	-	-	-	-	-	-	200	
機能回復訓練室	大人	-	-	-	-	-	-	-	300	
	小人	-	-	-	-	-	-	-	200	
会議室 401		700	950	800	1,650	1,750	2,450	250	-	
会議室 402		450	600	500	1,050	1,200	1,650	150	-	
会議室 403		700	950	750	1,650	1,750	2,450	250	-	
会議室 404		700	900	800	1,600	1,850	2,550	200	-	
会議室 405		200	250	200	450	500	700	50	-	
大集会室		1,850	2,450	2,150	4,300	4,900	6,750	600	-	
<b>中集会室</b>		<b>650</b>	<b>850</b>	<b>750</b>	<b>1,500</b>	<b>1,700</b>	<b>2,350</b>	<b>200</b>	<b>-</b>	
小集会室		300	400	350	700	800	1,100	100	-	

料理実習室	700	950	800	1,650	1,750	2,450	250	-
備考 (略)								
3 冷暖房実施期間中における専用使用については、この表の使用料の2割の額を加算する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。								
<b>【総合福祉センター条例施行規則】（一部抜粋）</b>								
（使用料の減免）								
第7条 条例第8条第4項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。								
（1）次に掲げる者が障害者の福祉に関する事業のために使用する場合使用料の全額								
ア 国及び地方公共団体								
イ 市内の障害者の福祉に関する団体								
ウ 市内の公共的団体								
（2）市内に住所を有する65歳以上の者が個人使用する場合（機能回復訓練室を使用する場合を除く。）使用料の全額								
（3）その他市長が特に必要と認める場合市長が必要と認める額								
（健康福祉局）								

（講じた措置）

**【健康福祉局】**

各施設の使用料一覧表に基づき徴収している中集会室の使用料の過徴収については、社会福祉協議会と再調査の上、使用団体への返還を実施し、社会福祉協議会で作成していた使用料一覧表を訂正し、改善を図りました。

また、冷暖房機器を施設全体で集中管理していることで利用者ごとの個別対応ができず、使用料を徴収することができなかつた件については、西宮市総合福祉センター条例の改訂により文言削除を実施し、改善を図りました。

## ⑥監事の理事会への出席状況

社会福祉法人の監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有しているが、監事の監査機能を発揮する上では、理事会へ出席し、事業の進捗状況や法人の決算状況等を確認することが重要となる。そのため、法律上、監事には理事会への出席義務が明記されている。

**社会福祉協議会では3名の監事を選任しているが、令和2年9月から令和5年9月に開催された理事会の議事録を確認した結果、理事会へほとんど出席していない監事が確認された。【指摘事項-72】**

**社会福祉協議会の各監事は、理事会の出席義務を適切に果たし、理事の職務執行を適切に監査すべきである。【意見-67】**

## 【社会福祉協議会の各監事の理事会出席状況】

	監事A	監事B	監事C
理事会開催数 (A)	17	17	17
出席回数 (B)	14	15	3
出席率 (B÷A)	82.3%	88.2%	17.6%
(内訳)			
令和2年9月10日	○	○	×
令和2年11月12日	×	○	×
令和3年3月17日	○	○	×
令和3年6月9日	○	○	×
令和3年6月24日	○	×	×
令和3年9月8日	×	○	○
令和3年11月10日	○	○	×
令和4年1月12日	○	○	×
令和4年3月16日	○	○	×
令和4年6月8日	○	○	×
令和4年9月7日	○	○	○
令和4年11月9日	○	○	○
令和5年1月11日	○	○	×
令和5年3月15日	×	○	×
令和5年6月7日	○	×	×
令和5年6月22日	○	○	×
令和5年9月13日	○	○	×

※みなし決議を除く

(注) ○：出席、×：欠席

### 【定款】（一部抜粋）

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
(略)

### 【社会福祉法】（一部抜粋）

- 第 45 条の 8 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 **一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条から第百三条まで**、第百四条第一項、第百五条及び第百六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第百二条（見出しを含む。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】（一部抜粋）

第 99 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。  
(略)

第 101 条 **監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。**

(健康福祉局)

(講じた措置)

### 【健康福祉局】

監事には、年間スケジュールの提示を行い会議への出席をいただけるように働きかけています。令和 6 年度末で現任期が満了となるため、様々な方法を検討して出席いただけるよう検討してまいります。

## ⑦ 善意銀行への物品寄付について

善意銀行には、金銭寄付と物品寄付があり、社会福祉協議会では集まった金銭や物品については、社会福祉協議会が実施している社会福祉事業や市内の社会福祉施設等で活用されている。善意銀行のうち、物品寄付には、タオル・拭き取り布等の日用品や紙おむつ・車いす等の介護用品、さらにはセーター・ネクタイ等の衣類やお米等といった食料品もあり多種多様である。



【寄付された物品①】



【寄付された物品②】

※地下1階の倉庫に保管されている。

**善意銀行に係る物品寄付の台帳の有無を確認したところ、預託物品リストはあったが、受け払いの分かる台帳は存在せず、現物管理がなされていなかった。【指摘事項-73】**

**寄付された物品については、台帳が存在せず盗難リスクがあるため、善意で寄付された物品の管理としては問題ある。そのため、台帳を作成し物品の受け払いを適正に行う必要がある。【意見-68】**

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

物品預託リストを編集して台帳機能を持たせ、物品の受払状況がわかるように改善しました。

(i) 補助対象外職員人件費に関する補助金受給について

当該補助金の対象経費は、「**法人運営に関わる**」常務理事、常勤職員及び非常勤職員に係る経費である。社会福祉協議会は、常務理事、事務局長及び総務課職員 6 名を対象者とする他、くらし相談支援課権利擁護係に所属する契約職員 (1 名) を対象者としていた (補助金実績額 : 3,795 千円)。当該者との雇用契約書を確認した結果、従事すべき業務の内容は「生活福祉資金貸付事業等の相談支援業務及び関係機関との連絡調整業務、その他庶務全般 (電話対応、来客対応、資料作成等)」とされていることから、「法人運営に関わる」ものと見做すことは相当ではない。**社会福祉協議会は、補助金交付要綱上は補助対象外経費であるくらし相談支援課権利擁護係に所属する契約職員の人件費に係る補助金を受給しており、不適切である。【指摘事項-74】**

従って、**社会福祉協議会は、補助金交付要綱上で補助対象経費として明記されている項目について、適切に補助金を申請すべきである。【意見-69】**

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

当該職員の給与費については、令和 5 年度から補助対象外としました。

## (ii) 役員報酬に関する補助金受給について

社会福祉協議会は、常務理事に対する報酬や法定福利費等を補助対象経費とし、市から補助金を受給している（補助金実績額：5,443千円）。一方で、当該補助金の対象経費は、法人運営に関わる常務理事、常勤職員及び非常勤職員に係る「給料」、職員手当等、法定福利費、退職共済預け金支出、嘱託職員退職金積立預金積立支出、非常勤職員賃金とされている。

常務理事に対する報酬等は、社会福祉法人西宮市社会福祉協議会役員報酬等規程に基づき支給されているものであり、就業規則に基づき職員に支払われる給料とは異なるものである。また、一般的に「常務」という職制上の地位を有する役員は、使用人兼務役員とは見做されない（法人税法第34条第6項、法人税法施行令第71条第1項第2号）ことから、常務理事に対する報酬には使用人（職員）としての労働の対価（給料）は含まれない。**常務理事の人件費について、補助金交付要綱上、補助対象としているが、本来、常務理事の人件費の支出科目は「給料」ではなく、「役員報酬」とすべきである。社会福祉協議会は、実質的に補助対象経費にない支出科目「役員報酬」に係る補助金を受給しており、不適切である。【指摘事項-75】**

従って、**社会福祉協議会は、補助金交付要綱上で補助対象経費とされている項目について、適切に補助金を申請すべきである。【意見-70】**

なお、社会福祉協議会は、令和5年3月末時点の純資産額は939百万円を計上しており、資金面では現金預金574百万円、特定資産548百万円を保有する等、財務内容は比較的安定している法人であると考えられる。**新型コロナウイルスの影響等により市の財政状況も厳しさを増す中で、多額の純資産を有する社会福祉協議会に対して、役員報酬を対象とした補助金を支給することについて、市は見直しを含め慎重に検討すべきである。【意見-71】**

## 【法人税法】（一部抜粋）

## 第34条

- 6 第1項に規定する使用人としての職務を有する役員とは、役員（**社長、理事長その他政令で定めるものを除く。**）のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。

## 【法人税法施行令】（一部抜粋）

第71条 法第34条第6項（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める役員は、次に掲げる役員とする。

- 2 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員

(健康福祉局)

(講じた措置)

**【健康福祉局】**

社会福祉協議会における常務理事の人件費の支出科目については、包括外部監査でのご指摘を受け、「給料」であったものを令和6年度より「役員報酬」に改めております。

また、令和6年度より補助金交付要綱を改正し、「役員報酬」を補助対象経費として明記しました。

役員報酬に対する補助の見直しについては、本市の財政状況や社会福祉協議会の財務状況のほか、他市の状況なども鑑みて、検討してまいります。

(iii) 事業報告書の提出漏れについて

補助金交付要綱第5条において、補助金の実績報告書には、事業報告書、収支決算書、補助金精算額調書、その他市長が必要と認める書類を添付することと定められている。当包括外部監査において、補助金関係書類の提出状況を確認した結果、**社会福祉協議会は社会福祉協議会事務局運営事業に係る事業報告書を市に提出していなかった。【指摘事項-76】**

従って、**社会福祉協議会は、補助金交付要綱に定められた書類を適切に市に提出すべきである。【意見-72】**

**【社会福祉法人西宮市社会福祉協議会補助金交付要綱】(一部抜粋)**

第5条 この補助金の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助金精算額調書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(健康福祉局)

(講じた措置)

**【健康福祉局】**

令和5年度から、補助金交付要綱どおりに、社会福祉協議会事務局運営事業に係る報告書を提出してもらいました。

## ⑩社会福祉センター西波止会館管理運営事業について

社会福祉協議会は、令和4年度において市から社会福祉法人西宮市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、社会福祉センター西波止会館管理運営補助金を以下のとおり受給している。

## 【社会福祉センター西波止会館管理運営補助金の概況（令和4年度）】

補助対象事業名	補助対象経費	実績額
社会福祉センター 西波止会館管理運 営事業	次に掲げる事務事業を実施するために必要な経費  (1) 施設の使用許可及び使用料の徴収 (2) 各種講座等の行事の開催 (3) 運営委員会の開催 (4) 施設設備の維持管理 (5) その他、市長が適当と認める西波止会館の管理運営に関する事務事業	3,927千円

西波止会館は、老朽化により昭和50年3月末に閉鎖された「西波止老人福祉センター」に代わる社会福祉施設の新設を望む地元の強い要望を受けて、社会福祉協議会が設置運営主体となり、市の補助金及び財団法人中央競馬福祉財団の助成を得て、昭和60年6月に完成したものである。西波止会館には、1階に集会室兼トレーニング室、2階に和室があり、西宮市在住・在勤者については利用することができる。利用料については、西宮市社会福祉センター「西波止会館」設置規程において、以下のとおり定められている。また、一定の場合には減免することも認められている。

## 【西宮市社会福祉センター「西波止会館」施設専用使用料】

階	施設	専用使用			収容人員
		午前	午後	全日	
		9～12時	12～17時	9～17時	
1F	集会室兼トレーニング室 (88.80㎡)	1,200円	2,000円	3,200円	40名
2F	和室 (54.33㎡)	750円	1,250円	2,000円	40名

(注) 冷暖房費は使用料の2割とする。

### 【西波止会館の使用料減免基準】

<b>減免基準</b>	地域団体（自治会、老人会、子ども会等）の使用については、会議での使用の場合は使用料を免除し、社会教育活動の中で趣味（ダンス、カラオケ等）での使用の場合は使用料を5割減免とする。ただし、社会福祉協議会の使用については、社会福祉を目的とする公共性の高い活動であるため使用料を10割減免とする。
<b>対象団体</b>	西波止町自治会、西波止シニアクラブ、西波止婦人部、西波止子供会、西宮市社会福祉協議会
<b>減免率</b>	会議：免除、趣味：5割減免

西波止会館の管理運営は西宮市浜脇地区社会福祉協議会に委託し、使用料の徴収事務は西宮市社会福祉センター西波止会館運営委員会が行っている。徴収された使用料は、社会福祉協議会の担当者が運営委員会から受領している。

当包括外部監査において、**運営委員会が使用料の徴収時に発行した領収証を確認した結果、西宮市社会福祉センター「西波止会館」設置規程に定められた使用料とは異なる方式で使用料を徴収している事例が散見されているにも関わらず、社会福祉協議会は看過していた。【指摘事項-77】**

例えば、西波止自治会がトレーニング室（使用目的：いきいき体操）を午前9時30分から11時15分まで使用した場合、本来であれば600円（＝午前利用1,200円×（100%－減免率50%））を徴収すべきであるが、実際には、使用実績時間（9時30分から11時15分までの使用で1時間45分となるが、2時間で計算）に基づき400円（＝午前利用1,200円×（100%－減免率50%）×2時間／3時間）で徴収している。

従って、**社会福祉協議会は、西宮市社会福祉センター「西波止会館」設置規程に定められた使用料を適切に徴収すべきであるが、包括外部監査人は、使用実績時間に応じて使用料を徴収すること自体は否定しない。仮に、使用実績時間に応じて使用料を徴収する方式を採用する場合には、社会福祉協議会は設置規程を速やかに改訂し、市民に対して広く公表することが望まれる。【意見-73】**

（健康福祉局）

（講じた措置）

**【健康福祉局】**

令和5年度3月理事会において、実態に合わせた形での使用料の徴収を行うため、西波止会館設置規程の一部を改正しました。また、西波止会館運営委員会でも、この件について報告し、使用料の徴収は引き続きそのままで行うことを確認しました。

あわせて、パンフレットやホームページについても、新しい使用料の表に修正しています。

## ①障害者相談支援事業について

社会福祉協議会は、令和4年度において市から障害者相談支援業務を受託し、令和4年4月1日付で障害者相談支援事業委託契約を締結している（委託料実績額：69,940千円）。

**障害者相談支援事業委託契約書第10条において、社会福祉協議会は契約締結後、速やかに委託業務に関する事業計画書を市に提出し、市長の承認を得なければならないとされているが、社会福祉協議会は事業計画書を提出していなかった。【指摘事項-78】**

**また、障害者相談支援事業委託契約書第11条第2項において、社会福祉協議会は委託期間終了の日から起算して30日以内に委託業務に係る実績報告書及び収支決算書を市に提出することとされているが、実績報告書及び収支決算書の提出が期日内に行われていなかった。【指摘事項-79】**

**従って、社会福祉協議会は、障害者相談支援事業委託契約書に定められた期日内に書類を提出するなど、適切に事務を行うべきである。【意見-74】**

なお、障害者相談支援事業については、西宮市障害者相談支援事業委託業務仕様書が作成されていることから、社会福祉協議会は当該仕様書に従って業務を実施することとなるが、これまで事業計画書が提出されていないにも関わらず、委託事業が滞りなく遂行されている状況を鑑みれば、仕様書に基づいた事業計画書を改めて作成する必要性については疑問が残るところである。事務の効率化を図る観点からは、市と社会福祉協議会は、事業計画書作成の必要性について協議することが望まれる。

(健康福祉局)

(講じた措置)

## 【健康福祉局】

障害者相談支援事業委託契約の事業計画については、仕様書において業務内容を明示しているため、計画の作成は不要と判断し、ご指摘いただいた内容等も踏まえて、令和6年度契約より契約内容を修正し、計画書の提出を求めないこととしました。

また、障害者相談支援事業委託契約の実績報告書及び収支決算書の提出については、委託先法人である西宮市社会福祉協議会における事業内容を確定する時期の関係上、契約書に定める時期までの提出が困難であるため、令和6年度契約より契約内容を修正し、提出期限を訂正しました。

さらに、西宮市障害者相談支援事業委託業務仕様書では、以下のとおり、各事業に係る職員の配置基準を明記している。

**【職員配置基準】**

事業名	職員配置基準 (注)
相談支援事業	相談支援専門員を常勤で 6.4 名以上
基幹相談支援センター等機能強化事業	事業に適切な職員を常勤換算で 3 名以上
本人活動支援事業	事業に適切な職員を常勤換算で 0.3 名程度
障害者虐待防止センターに関する一部業務	事業に適切な職員を常勤換算で 1 名以上

(注) 常勤 (常勤換算) とは、1 週間の勤務形態が概ね 40 時間以上

**社会福祉協議会は、事業実施に際して仕様書に定める職員配置基準を充足しているか否かを実績報告時に報告すべきであるが、市に提出された実績報告書では記載されていなかった。【指摘事項-80】**

従って、**社会福祉協議会は、職員配置基準をはじめとして西宮市障害者相談支援事業委託業務仕様書に従った業務を実施したか否かを市が容易に確認できるように実績報告を行うべきである。【意見-75】**

なお、この点についても、事務の効率化を図る観点からは、市と社会福祉協議会は、仕様書上、事業ごとに職員配置基準を設定する必要性について協議することが望まれる。

(健康福祉局)

(講じた措置)

**【健康福祉局】**

障害者相談支援事業委託契約の実績報告については、報告書における記載内容等について、西宮市社会福祉協議会と協議してまいります。

## ⑫障害者就労生活支援センター事業について

社会福祉協議会は、令和4年度において市から西宮市障害者就労生活支援センター事業を受託し、令和4年4月1日付で西宮市障害者就労生活支援センター事業委託契約を締結している（委託料実績額：43,678千円）。

**西宮市障害者就労生活支援センター事業委託契約書第11条第2項において、社会福祉協議会は委託期間終了の日から起算して30日以内に委託業務に係る実績報告書及び収支決算書を市に提出することとされているが、実績報告書及び収支決算書の提出が期日内に行われていなかった。【指摘事項－81】**

従って、**社会福祉協議会は、西宮市障害者就労生活支援センター事業委託契約書に定められた期日内に書類を提出するなど、適切に事務を行うべきである。【意見－76】**

なお、障害者就労生活支援センター事業は、障害者相談支援事業と同様、西宮市障害者就労生活支援センター事業委託仕様書が作成されていることから、社会福祉協議会は当該仕様書に従って業務を実施することとなるが、委託事業が滞りなく遂行されている状況を鑑みれば、仕様書に基づいた事業計画書を改めて作成する必要性については疑問が残るところである。事務の効率化を図る観点からは、市と社会福祉協議会は、事業計画書作成の必要性について協議することが望まれる。

(健康福祉局)

(講じた措置)

**【健康福祉局】**

委託先法人における事業内容の確定が毎年5月になる関係上、これまで実績報告書等の提出は期日以後での受領となっていました。令和6年度委託契約書より、実態に沿うように契約書の修正を実施し、改善を図りました。

## (9) 社会福祉法人西宮市社会福祉事業団

7 3 (指摘事項及び意見)

報告書 184～185頁

### ④西宮市地域包括支援センター運営事業委託について

#### (i) 業務実施計画書及び実績報告書の提出について

社会福祉事業団は、市から上甲子園地域包括支援センターを始めとした6つの地域包括支援センターの管理及び運営業務を市から受託している。**西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書第7条第2項において、社会福祉事業団は令和4年4月15日までに業務実施計画書を市に提出することとされているが、全ての地域包括支援センターが期日内に業務実施計画書を提出していなかった。【指摘事項-82】**

なお、市の担当者は提出期限を正しく認識していたものの、各地域包括支援センターに送付したメール上、提出期限を令和4年4月30日と記載していた。

また、**西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書第9条第2項において、社会福祉事業団は委託期間終了後1か月以内に委託業務に係る実績報告書及び収支決算書を市に提出し、承認を受けるとともに、事業実績により委託料を精算することとされているが、実績報告書及び収支決算書の提出並びに委託料の精算が期日内に行われていなかった。【指摘事項-83】**

従って、社会福祉事業団は、**西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書に定められた期日内に書類を提出するなど、適切に事務を行うべきである。【意見-77】**

### 【西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書】(一部抜粋)

第7条 乙は、第2条に定める委託業務の範囲及び地域包括支援センター運営事業委託仕様書に基づいて委託業務を行うものとする。

2 乙は、令和4年(2022年)4月15日までに業務実施計画書を甲に提出しなければならない。

(中略)

第9条 乙は、甲に委託業務の実施状況を毎月報告しなければならない。

2 乙は委託期間終了後1か月以内に委託業務の実績報告書及び収支決算書を甲に提出し、承認を受けるとともに、事業実績により委託料の精算をしなければならない。

(注) 上記において、甲は市、乙は社会福祉事業団を指す。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

業務実施計画書及び実績報告書の提出については、委託期間終了後1か月以内に委託業務の実績報告書及び収支決算書を市に提出するよう求め、改善を図りました。また、

令和6年度西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書において、次のとおり第7条第2項並びに第9条第2項を修正し、第9条第3項を追加することにより、改善を図りました。

#### 【西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書】（一部抜粋）

第7条 乙は、第2条に定める委託業務の範囲及び地域包括支援センター運営事業委託仕様書に基づいて委託業務を行うものとする。

- 2 乙は、契約締結後速やかに、甲に委託業務に関する事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。なお、年度途中に変更する場合も同様とする。

（中略）

第9条 乙は、甲に委託業務の実施状況を毎月報告しなければならない。

- 2 乙は、委託期間終了後1か月以内に委託業務の実績報告書及び収支決算書を甲に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、甲乙協議のうえ、甲の指示する期日までに提出するものとする。
- 3 乙は、甲より前項の委託業務の実績報告書及び収支決算書の承認を受けるとともに、委託料の精算をしなければならない。

## (ii) 委託業務に係る経費の区分について

社会福祉事業団は、上記の地域包括支援センター運営事業に係る委託料の精算に際しては、委託料精算報告書、精算調書などの資料を作成している。西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書第8条第3項において、委託料を委託業務に規定する経費以外に使用してはならないと定められていることから、社会福祉事業団では、各地域包括支援センターの拠点区分別資金収支計算書の各科目の実績金額を対象経費と対象外経費に区分する資料を作成し、当該資料に基づき、委託料精算報告書を作成している。この点、当包括外部監査において確認した結果、社会福祉事業団では過去に実施した市との協議内容などに従って対象経費と対象外経費の区分を行っていたものの、**市は、各科目の実績金額を対象経費と対象外経費に区分する上での明確な基準を契約書等において提示していなかった。【指摘事項-84】**

委託料の精算が適切に行われているかを確認する上で、対象経費と対象外経費を適切に区分しているか否かは非常に重要であることから、**市は、委託業務の対象経費と対象外経費を区分する上での基準を明確に定めるべきである。【意見-78】**

**【西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書】(一部抜粋)**

第8条

**3 乙は、委託料を委託業務に規定する経費以外に使用してはならない。**

(注) 上記において、乙は社会福祉事業団を指す。

(健康福祉局)

(講じた措置)

**【健康福祉局】**

委託業務に係る経費の区分については、令和6年度の西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書に、別表の形で対象経費と対象外経費を区分する上での明確な基準を示しました。

**【西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書】(一部抜粋)**

第8条

**3 乙は、委託料を委託業務に規定する経費以外に使用してはならない。**

第10条 乙は、委託業務に係る経理と他の事業に係る経理とを別表に基づき明確に区分しなければならない。

別表3（第10条関係）

## ○人件費支出

区分	対象経費	対象外経費
職員給料	甲が示す配置基準に基づき配置した常勤職員にかかる本俸、調整手当、特殊勤務手当、扶養手当、資格手当、住居手当、通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プランナー等、甲が示す配置基準以外の職員の人件費支出</li> <li>・ 委託料の内の事務員人件費相当額を超過する人件費支出</li> <li>・ 退職給付費用</li> </ul> ※地域包括支援センター運営業務及び介護予防支援業務にかかる範囲とする
職員賞与	期末勤勉手当	
退職給付	※退職手当掛金は乙の科目に従い計上	
法定福利費	共済費（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等）	

## ○事業費支出

区分	対象経費（〔 〕内は精算調書内訳）	対象外経費
保健衛生費	事業所内の消毒等に要する費用【需用費】	共用部等の消毒等に要する費用
消耗器具備品費	支援センター業務にかかる消耗器具備品で、固定資産の購入に該当しない費用。ただし、10万円未満に限る。【備品購入費】	介護予防支援業務等にかかる消耗器具備品で、固定資産の購入に該当しない費用。10万円を超える備品。
車輛費	支援センター業務にかかる車輛の燃料費等【需要費】、【使用料・賃借料】	介護予防支援業務等にかかる車輛の燃料費等

## ○事務費支出

区分	対象経費（〔 〕内は精算調書内訳）	対象外経費
福利厚生費	配置職員の健康診断料等【職員健康管理費】	プランナー等の健康診断料等
職員被服費	職員に支給・貸与する被服の購入費、洗濯代【被服費】	プランナー等の被服費
旅費交通費	支援センター業務にかかる旅費、交通費【旅費】	介護予防支援業務、一般事務にかかる旅費、交通費
研修研究費	研修費、研修旅費、講師への報償費、研修会場費用等【職員研修費】、【報償費】	介護予防支援等に係る研修研究費
事務消耗品費	支援センター業務にかかる事務用品等の消耗品費【需用費】	介護予防支援業務、一般事務にかかる事務用品等の消耗品費
印刷製本費	支援センター業務にかかる文書、資料等の印刷製本費【需用費】	介護予防支援業務、一般事務にかかる文書、資料等の印刷製本費
水道光熱費	支援センター業務にかかる電気、ガス、水道等の費用【需用費】	介護予防支援業務、共用部にかかる電気、ガス、水道等の費用
修繕費	支援センター業務にかかる建物、器具及び備品等の修繕等の費用【需用費】	介護予防支援業務、共用部にかかる建物、器具及び備品等の修繕等の費用
通信運搬費	支援センター業務にかかる電話、FAXの使用料、インターネット接続料及び郵便料等【役務費】	介護予防支援業務、一般事務にかかる電話、FAXの使用料、インターネット接続料及び郵便料等

会議費	支援センター業務にかかる会議時のお茶代等【需用費】	介護予防支援業務、一般事務にかかる会議時のお茶代等
広報費	支援センター業務にかかる広報、広告料等、甲が示す配置基準にかかる常勤職員募集の広告料【役務費】	介護予防支援業務等にかかる広報、広告料等
業務委託費	支援センター業務にかかる保守を除いた洗濯、清掃、夜間警備等の業務委託費【委託料】	介護予防支援業務等のプラン委託料、介護予防支援業務、共用部にかかる業務委託料
手数料	支援センター業務にかかる手数料、甲が示す配置基準にかかる常勤職員募集にかかる紹介料【役務費】	介護予防支援業務、一般事務にかかる手数料
保険料	支援センター業務にかかる保険料【役務費】	介護予防支援業務、一般事務にかかる保険料
賃借料	支援センター業務にかかる器機等のリース料、レンタル料【使用料・賃借料】	介護予防支援業務等にかかる器機等のリース料、レンタル料
土地・建物賃借料	支援センター業務にかかる土地、建物等の賃借料【使用料・賃借料】	介護予防支援業務等にかかる土地、建物等の賃借料
租税公課		業務にかかる租税公課
保守料	支援センター業務にかかる各種機器等の保守・点検料【委託料】	介護予防支援業務等にかかる建物、各種機器等の保守・点検料
諸会費		自治会費等
雑支出		業務にかかる事務費のいずれにも属さない支出

【委託内経費、委託外経費のいずれにも含めない経費】

- ・ 乙が所有する車輛や備品等にかかるリース料、使用料等
- ・ 乙が所有する土地、建物にかかる賃借料
- ・ 建物等にかかる修繕積立金
- ・ その他、支援センター業務および介護予防支援業務にかからない経費

【別表3について】

- ・ 別表3は、社会福祉法人勘定科目に基づいた例示であり、乙独自の区分や内訳がある場合は、事前に甲と協議をして精算を行う
- ・ 他部門との按分等を行う支出については按分等の基準を明確に示すこと
- ・ 対象経費及び対象外経費双方にかかる経費については、合理的な計算をもって按分すること

## ⑤ 予定価格の設定について

「社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 経理規程」第 75 条第 1 項なお書において、「売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が 1,000 万円を超えない場合」には随意契約によることができると定められている。社会福祉事業団は様々な業務の委託契約を締結しているが、ほとんどが上記の理由に基づき随意契約となっている。**随意契約に際しては、経理規程第 75 条第 4 項に定められる原則 3 社以上からの見積徴取、「社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 契約事務取扱要綱」第 19 条に定められる予定価格の設定等の手続を実施する必要があるが、当包括外部監査において随意契約に係る見積結果一覧表を確認した結果、社会福祉事業団では、随意契約による場合に求められる予定価格の設定を適切に実施していなかった。【指摘事項-85】**

なお、見積結果一覧表に予定価格が記載されている例も見受けられたが、担当者に確認した結果、単に落札価格と同額を記載しただけであり、予定価格調書が適切に作成されているものではなかった。

従って、**社会福祉事業団は、随意契約による場合には適切に予定価格を設定する必要がある。【意見-79】**

**【社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 契約事務取扱要綱】(一部抜粋)**

第 5 条 理事長は、一般競争入札に付そうとするときは、当該契約に関する仕様書、設計書等によって当該契約金額を予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(中略)

第 19 条 理事長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 5 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(健康福祉局)

(講じた措置)

**【健康福祉局】**

随意契約の場合においても、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して予定価格を適正に設定してまいります。

(i) 予定価格調書の作成者について

**「社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 契約事務取扱要綱」において、指名競争入札に際して、理事長が予定価格を決定し、予定価格調書を作成することが定められているが、介護老人保健施設すこやかケア西宮の施設総合管理業務に係る指名競争入札の実施に際して作成された予定価格調書を確認した結果、予定価格決定者の欄には理事長ではなく、事務局長の印が押印されていた。【指摘事項-86】**

(健康福祉局)

(講じた措置)

**【健康福祉局】**

入札の際の予定価格調書の予定価格決定者については、予定価格を確認・決定した理事長の印を押印してまいります。

## (ii) 業者選定方法について

平成31年4月以降の介護老人保健施設すこやかケア西宮の施設総合管理業務については、平成30年度第4回業者選定委員会において、以下の理由により指名競争入札で実施することが決定されている。

## 【平成30年度第4回業者選定委員会議事録】(一部抜粋)

## &lt;議題&gt;

## 1. 介護老人保健施設すこやかケア西宮の施設総合管理業務について

## (2) 平成31年度以降の契約について

施設総合管理に変更した平成18年度以降も引き続き入札を実施していたが、平成21年度から平成23年度を境に入札から単独随意契約に変更となっている。これは居宅転送電話の開始や、エスコ事業の円滑な事業継続等から随意契約としていた経緯があった。

しかしながら、来年度より新たに5年間の指定管理期間の延長や、エスコ事業等についても安定して事業継続がされていること、また現時点での下見積額から勘案して社会福祉法人における物品・業務委託等の入札基準額である3000万円を下回ることがないという理由から平成31年度以降の契約については今回指名競争による入札を実施することが望ましいと考えている。(約10年入札を実施していない状況である)

なお、指名競争入札につきましては現行契約業者及び「西宮市競争入札参加資格者名簿」に登録されている業者併せて5社程度を指名し、1月末に入札を実施する予定としている。(1月16日入札通知、1月30日入札)

上記のとおり、業者選定委員会では、業者選定手続として指名競争入札と随意契約のいずれにするかの検討は行われているが、一般競争入札と指名競争入札のいずれにするかの議論は行われていない。すなわち、**経理規程第74条第1項において、合理的な理由から一般競争に付する必要が無い場合及び適当でないと認められる場合において指名競争入札に付することができる**とされており、**指名競争入札によることができる合理的な理由が列挙されているが、業者選定委員会の議事録上では、指名競争入札とすることの合理的理由が明記されていない。【指摘事項-87】**

**社会福祉事業団では、令和6年度以降の介護老人保健施設すこやかケア西宮の施設総合管理業務について改めて業者選定手続を実施することが想定されるが、当該業務は年額数千万円の高額な委託料を伴うものであり、社会福祉事業団の事業遂行上も重要な契約であることから、経理規程を始めとしたルールを適切に遵守し、公平性、公正性及び透明性が確保された業者選定手続を実施する必要がある。【意見-80】**

## 【社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 契約事務取扱要綱】(一部抜粋)

第5条 理事長は、一般競争入札に付そうとするときは、当該契約に関する仕様書、設計書等によっ

て当該契約金額を予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(中略)

**第 15 条 第 2 条、第 4 条から第 10 条まで及び第 12 条の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。**

#### **【経理規程】(一部抜粋)**

第 74 条 合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がある場合及び適当でないと認められる場合においては、指名競争に付することができる。なお、**指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。**

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合
- (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合

(健康福祉局)

(講じた措置)

#### **【健康福祉局】**

業者選定委員会で業者の選定を一般競争入札ではなく指名競争入札と決定した場合は、合理的な理由を議事録に記載してまいります。

介護老人保健施設すこやかケア西宮の施設総合管理業務について、平成 30 年度に指名競争入札により平成 31 年度から令和 3 年度までを契約期間として業者を選定しました。その入札の際、参加可能業者が極めて少なく、決定事業者と次順位者以降との価格差が 2 割から 5 割と大きかったため、令和 4 年度と令和 5 年度については、業者選定委員会で審議し、「時価より著しく有利な価格で契約できる見込みがある。」との経理規程に定める合理的な理由を根拠として単独随意契約を行いました。

令和 6 年度の契約については、仕様内容を一部変更する必要性が生じ、協議に時間を要する中で入札に付する暇がなかったため、業者選定委員会で審議し、引き続き単独随意契約としております。

令和 7 年度以降の契約については、変更後の仕様内容に基づき、経理規程その他に定める手続きに従い業者選定を行ってまいります。

## ⑦評議員会への監事の出席について

社会福祉法人においては、評議員会へ監事の出席義務はないものの、特定の事項について説明を求められた場合には当該事項について説明しなければならない。(社会福祉法第 45 条の 10)

しかし、**令和 5 年 3 月の開催の評議員会に係る議事録を閲覧した結果、報告を求められる可能性がある議題であったにもかかわらず、社会福祉事業団の監事 2 名がいずれも欠席であった。【指摘事項-88】**

**【令和 5 年 3 月 10 日 第 58 回評議員会議事録】**

	議 題
報告第 1 号	名神あけぼの園における生活介護事業開始の件
報告第 2 号	経営改善計画の件
報告第 3 号	令和 5 年度事業計画の件
報告第 4 号	令和 5 年度資金収支予算の件 ①福祉・介護職員処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算の実績報告について ②福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金及び介護職員処遇改善支援補助金の実績報告について ③新型コロナウイルス感染症に関する報告について

従って、**社会福祉事業団は、評議員から説明を求められる可能性のある議題がある場合は、監事が出席可能な日時にて評議員会を開催すべきである。**

**【意見-81】****【社会福祉法】(一部抜粋)**

(理事等の説明義務)

第 45 条の 10 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

(健康福祉局)

(講じた措置)

**【健康福祉局】**

評議員から説明を求められる可能性のある議題がある場合は、監事が出席可能な日時に評議員会を開催してまいります。

## ⑧積立金について

社会福祉法人会計基準第6条第3項において、積立金は将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるために積み立てるとされている。

しかし、**純資産の部のその他積立金に計上されている制度改正準備積立金及びその他の積立金は、当該名称では特定の目的が見えづらい。【指摘事項-89】**

**制度改正準備積立金及びその他の積立金については、現状の名称では目的がみえづらいため、目的が分かる名称を用いた積立を行うべきである。【意見-82】**

(単位：千円)

勘定科目	貸借対照表計上額
修繕積立金	313,877
備品等購入積立金	114,430
制度改正準備積立金	330,137
その他の積立金	122,335

## 【社会福祉法人会計基準】(一部抜粋)

第6条 純資産

1、2 略

3 その他の積立金には、**将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため**、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

(健康福祉局)

(講じた措置)

## 【健康福祉局】

制度改正準備積立金については、介護報酬改定等の制度改正が経営に大きく影響を及ぼす場合に備えた積立金としております。今後、施設・設備の老朽化に対応する修繕積立金や備品等購入積立金の積立額など積立金全体のあり方を検討することとしております。制度改正準備積立金とその他の積立金については、積立金のあり方の見直しと合わせて積立目的がより明確となる名称とするよう検討してまいります。

## ⑨基本財産について

基本財産について、定款に有価証券1,000万円と定めているが、現状は有価証券ではなく預金1,000万円として保有しているため、本来定款の基本財産の変更が必要である。

社会福祉法第45条の36によれば、定款変更の際して、評議員会の決議を経て所轄庁である市長の認可を受けなければならないとされている。

しかし、基本財産の変更について、理事会での議決及び評議員会の決議を経ていないにもかかわらず、定款変更せずに基本財産の内容を変更している。【指摘事項-90】

従って、社会福祉事業団は、基本財産の内容変更に関して理事会で決議し、評議員会の決議を経て定款変更し、所轄庁である市長の認可を受けるべきである。

なお、定款変更の際しては、基本財産の定めについて、「有価証券」から「預金」と変更するのではなく、『預金又は債券など、元本が確実に回収できる金融商品』のように包括的な定めとする方が今後の運用において適切であると考える。【意見-83】

## 【社会福祉法】(一部抜粋)

第45条の36

定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3、4 略

(健康福祉局)

(講じた措置)

## 【健康福祉局】

基本財産を「預金又は債券」に改正する定款変更について、令和6年2月22日開催の第156回理事会と令和6年3月14日開催の第60回評議員会で議決の上、西宮市へ定款変更の認可を申請し、令和6年3月29日付けで西宮市長の認可を受けております。

## ⑩すこやかケア西宮について

## (i) 市からすこやかケア西宮への貸与備品について

社会福祉事業団は、指定管理者施設であるすこやかケア西宮において市から備品が貸与されている。

**すこやかケア西宮に現地調査を行い、現物管理の確認を行った結果、設立当初から貸与されているカラーテレビや電話機など既に処分済みの備品が備品一覧に残っていたり、ビデオカメラやビデオテープレコーダーなどの使用が想定されない備品が残っていた。備品一覧の現物確認や処分の要否の検討が行われておらず、備品の管理に問題がある。【指摘事項-91】**

従って、**すべての貸与備品の現物確認や処分の検討を行うとともに備品一覧の修正・更新が必要である。【意見-84】**

また、**備品一覧には、設置場所項目が全てすこやかケア西宮となっており、記載されている備品がどこにあるかが備品一覧からは分からない状況であった。【指摘事項-92】**

従って、**備品一覧にて設置場所が分かるように記載を修正する必要がある。【意見-85】**

## 【すこやかケア西宮貸与備品一覧】(一部抜粋)

(単位：円)

備品番号	設置場所	備品分類コード	備品分類翻訳	品質・計上・その他の表示	取得年月日	数量	価格
1390171	すこやかケア西宮	064060	カラーテレビ	28W-CX10	1997-03-31	1	87,138
1390198	すこやかケア西宮	064060	カラーテレビ	28W-CX10	1997-03-31	1	87,138
1390228	すこやかケア西宮	064060	カラーテレビ	32W-CX10	1997-03-31	1	178,190
1390350	すこやかケア西宮	070095	電話機	Pテレフォン3	1997-03-07	1	83,172
1390368	すこやかケア西宮	070095	電話機	Pテレフォン3	1997-03-07	1	83,172
1390376	すこやかケア西宮	070095	電話機	Pテレフォン3	1997-03-07	1	83,172
1413554	すこやか	067462	ビデオカメラ	CCD-TRV201	1997-03-26	1	169,147

	ケア西宮						
1413597	すこやか ケア西宮	067267	ビデオテープ レコーダー	WV-SW1	1997-03-26	1	145,613

(健康福祉局)

(講じた措置)

**【健康福祉局】**

備品の定義の変更により、備品登録済の5万円未満の物品については、令和6年度から消耗品として取り扱うこととなりました。該当の物品については、消耗品の取り扱いに変更し、指定管理者である社会福祉事業団へ備品シールの処分を依頼しました。

5万円以上の備品については、備品一覧の設置場所を「すこやかケア西宮」としておりますが、備品の詳細な設置場所は、社会福祉事業団からの報告をもとに、別途管理しております。

## (ii) すこやかケア西宮に係る利用料金について

社会福祉事業団は、すこやかケア西宮の指定管理者として、介護老人保健施設（以下、「老健施設」という。）（入所）、短期入所療養（ショートステイ）、通所リハビリテーション（デイケア）等のサービスを行っている。

**当該サービスの利用料金単価については、介護老人保健施設条例及び同施行規則にて定められているが、特別療養室（個室A・B）について利用者への説明用資料である利用案内に記載の利用料金一覧表と介護老人保健施設条例を比較した結果、利用料金一覧表の方が 150 円高かった。【指摘事項－93】**

差額について担当者に聴取した結果、介護老人保健施設条例施行規則第 7 条に基づき、テレビの利用料金の実費分を上乗せで請求しているとのことであったが、**テレビ利用料金の実費分算出方法は、テレビの設置料＋NHK受信料から概算で算出したもので実費ではない。テレビ利用料金の概算算出費用については、介護老人保健施設条例及び同施行規則にて定められていないものであるため、市と協議の上、要綱を定める、あるいは合意文書を利用者と交わす等の対応が必要である。【意見－86】**

**【特別療養室料 利用料金一覧表と条例単価の比較（個室A・B）】**

	ご利用料金一覧表 ①	条例単価 ②	差額 (①-②)
個室A	2,330 円	2,180 円	150 円
個室B	1,830 円	1,680 円	150 円

**【西宮市立介護老人保健施設条例】（一部抜粋）**

(利用料金等)

第 5 条 施設を利用する者は、第 8 条の規定により施設の管理を行う指定管理者に利用料金及び手数料（以下「利用料金等」という。）を納めなければならない。

**2 利用料金等の種類及び金額は、別表のとおりとする。**

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

別表（第 5 条関係）

	種類	金額
利	通所リハビリテーション	法第 41 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により

用 料 金	ション	算定した費用の額
	短期入所療養介護	法第 41 条第 4 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	介護保健施設サービス	法第 48 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	介護予防通所リハビリテーション	法第 53 条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	介護予防短期入所療養介護	法第 53 条第 2 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	食費	1 日につき 1,800 円を上限として定める額（法第 51 条の 3 第 1 項又は第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者にあつては、法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号又は第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額）
	居住費又は滞在費	法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の基準費用額又は法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額
	<b>特別療養室料</b>	<b>個室(A) 1 日につき 2,180 円</b> <b>個室(B) 1 日につき 1,680 円</b> <b>(市外居住者にあつては、3,180 円)</b> <b>2 人部屋 1 日につき 1,500 円</b> <b>(市外居住者にあつては、2,250 円)</b>
手 数 料	文書料	1 通 3,000 円以内で、規則で定める額

**【西宮市立介護老人保健施設条例施行規則】（一部抜粋）**

（実費弁償）

第 7 条 施設を利用する者は、日常生活に要する費用その他の実費を負担するものとする。

（健康福祉局）

（講じた措置）

**【健康福祉局】**

特別療養室（個室 A・B）の利用料金については、テレビ使用料 150 円を別途徴収する旨を書面で示し、利用者には個別に説明しております。合意文書としては、利用者

から同意書を受領することとしており、今後も適切な運用に努めてまいります。

## (iii) すこやかケア西宮のあり方について

すこやかケア西宮は、市立の老健施設として、平成9年5月の設立当初から社会福祉事業団に委託して運営しており、在宅介護の相談窓口である地域包括支援センターや訪問看護センター、ヘルパーステーションなどの在宅介護を支援するサービス事業所が併設されている。また、市は平成18年度からは指定管理者制度を用い（非公募）西宮市社会福祉事業団を指定管理者と指定しており、現在、平成31年4月1日から令和6年3月31日の5か年が指定管理期間（令和6年度～令和10年度も指定管理者として選定予定）となっている。

なお、施設の運営費用は介護保険収入等で賄われており、市からの指定管理料の支払いはない。

令和5年2月の所管事務報告「西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮の今後について」によると、現在の市における検討状況は、以下のとおりである。

## (i) ニーズについて

2025年以降、高齢者人口がピークを迎え、医療・介護ニーズが高い85歳以上の人口が急速に増加すると予測されています。今後も在宅生活支援や高齢者福祉施設のニーズが高まりますが、現在、市内の介護老人保健施設は当施設を含め9か所あり、全ての施設の待機者数は令和4年12月時点において約20人程度にとどまっている状況です。すこやかケア西宮は他の民設民営の施設と同様、利用者負担と介護報酬で運営を行っており、民間における類似のサービスの広がりにより、市が設置・運営する意義が薄れています。また、全国的に社会福祉施設の運営は民間事業者であり、設置当初公設の施設についても、近年は民営化の傾向があります。

## (ii) 包括外部監査の意見・指摘について

過去数回の監査において、「設置当時は市内に同様の施設がなかったため、モデルケースとして市が設置する意義が認められたが、現在は類似の施設が一定整備されているため、市立施設として設置する必要性はない、設置主体を市側から西宮市社会福祉事業団に移す対応を早急に行うことが望ましい。」との意見、指摘をうけています。

## (iii) 今後予想される大規模修繕などについて

当該施設は開設から25年が経過しており、令和5年度～10年度の中長期計画において約5億円の修繕費用が必要となっており、令和10年度以降についても、外壁、電気設備、給排水設備など、築年数等のタイミングに応じて必要な修繕が定期的に生じることになりま

す。市立施設として市が設置する意義が薄れている現状、修繕費用等について、市が負担することが適切であるか、検討する必要があります。

上記に加え、すこやかケア西宮の4階・5階部分は西宮市立中央病院の医師等の住宅になっていることから、病院事業から市への引渡しが必要になること、また、すこやかケア西宮の建設当初、厚生労働省から平成6年度～平成8年度にかけて6,200万円の補助金を受けているため、仮に転用や社会福祉事業団へ無償譲渡もしくは有償譲渡となった場合には国との協議も必要になる。

**市及び社会福祉事業団の担当者より、令和8年度の兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合後の新病院開院までに検討すると聴取しているが、平成24年度包括外部監査で指摘されてから、11年が経過しており、かつ上記のような解決すべき課題は少なくないことから、市立介護老人保健施設としての意義、必要性含め、例えば、検討委員会を設けるなどして、早急にすこやかケア西宮のあり方や取り扱いについての市の方向性について結論を出すべきである。【意見-87】**

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

すこやかケア西宮のあり方について、令和8年度をもって市立介護老人保健施設を廃止し、指定管理者である社会福祉事業団へ事業を譲渡する予定としております。建物については無償での譲渡も含め、より適切な手法を検討するため、社会福祉事業団と協議を重ね、市の方向性について早期に結論を出せるよう努めてまいります。